

平成21年12月 2 日
午前10時00分開会
於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民生部長兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十四山支所長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	総 務 部 次 長 兼 防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美	民 生 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	石 川 敏 彦	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士
教 育 部 次 長	山 田 英 夫	教 育 部 次 長 兼 社 会 教 育 課 長	水 野 進
監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵美子
健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長	松 川 保 博	児 童 課 長	鯖 戸 善 弘

総合福祉センター 所 長	伊 藤 薫	十四山総合福祉 センター所長	佐 野 隆
都市計画課長	竹 川 彰	商工労政課長	服 部 保 巳
下水道課長	橋 村 正 則	教 育 課 長	服 部 忠 昭
図 書 館 長	伊 藤 秀 泰		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 忠	書 記	横 山 和 久
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第67号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 6 議案第68号	愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第 7 議案第69号	海部地区広域行政圏協議会の廃止について
日程第 8 議案第70号	弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第 9 議案第71号	弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について
日程第10 議案第72号	弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第11 議案第73号	弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について
日程第12 議案第74号	愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第13 議案第75号	土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について
日程第14 議案第76号	平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）
日程第15 議案第77号	平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16 議案第78号	平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第17 議案第79号	平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第18 認定第80号	平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時06分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から12月21日までの20日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月21日までの20日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、諮問第2号を議題とします。  
服部市長に、推薦の理由を求めます。  
服部市長。  
○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。  
平成21年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。  
本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、諮問1

件でございます、その概要につきまして御説明を申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、絹川和子氏が平成22年3月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市四郎兵衛一丁目97番地、大谷美成子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

諮問第2号は市長の推薦のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第67号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第6 議案第68号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第7 議案第69号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について

日程第8 議案第70号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第9 議案第71号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第10 議案第72号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第11 議案第73号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第12 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第13 議案第75号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

日程第14 議案第76号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第15 議案第77号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第78号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第79号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第80号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（黒宮喜四美君） この際、日程第5、議案第67号から日程第18、議案第80号まで、以上14件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案1件、法定議決議案8件、予算関係議案5件でございます、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第67号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防法の一部改正に伴い、条文の整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合理約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第69号海部地区広域行政圏協議会の廃止につきましては、海部地区広域行政圏協議会を廃止することについて協議するため、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第70号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更につきましては、弥富市福祉授産所を弥富市障害者生きがいセンターに移行させることに伴い、指定管理者の指定の期間を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第71号弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更につきましては、弥富市十四山福祉授産所を弥富市十四山障害者生きがいセンターに移行させることに伴い、指定管理者の指定の期間を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第72号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第74号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合理約中の関係規定の変更について協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第75号土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更につきましては、弥富平島中土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の設定及び変更をするため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第76号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ7,214万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を139億8,706万9,000円とし、新弥生保育所等施設工事請負費及びそれに伴う施工監理委託料の債務負担行為の補正を計上し、地方債の補正を計上するものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては、介護給付費、訓練等給付費

2,609万円、障害者医療助成費2,500万円、精神障害者医療助成費930万円、保育所臨時職員賃金2,700万円、子ども医療助成費2,000万円、新弥生保育所等整備工事請負費1,500万円、後期高齢者福祉医療費給付金1,900万円、生活保護医療扶助費1,116万円等を増額計上いたす一方、国の事業中止による子育て応援特別手当費4,998万円を減額いたすものであります。

消防費におきましては、全国瞬時警報システム整備工事請負費410万円であります。

教育費におきましては、小学校準要保護児童給食費補助金171万5,000円、弥富北中学校体育館北壁面・西壁面を防水塗装するための工事請負費2,400万円、中学校準要保護生徒給食費補助金178万5,000円であります。

また、各款共通で人件費につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正をするもの、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給与等で積算した額と、実際に配属した職員に支給する給料等の額の差額を補正するもの等でございます。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、財政調整基金繰入金3,318万8,000円、地域福祉振興基金繰入金1,215万円を増額計上いたす一方、国からの子育て応援特別手当交付金及び事務取扱交付金4,998万円を減額いたすものでございます。

次に、議案第77号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険給付費、老人保健拠出金等の増減額を計上し、歳入歳出予算の総額を39億8,240万円とするものであります。

次に、議案第78号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を5億902万円とするものであります。

次に、議案第79号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、サービス事業勘定において臨時職員賃金等を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3,937万9,000円とするものであります。

次に、議案第80号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を10億6,370万円とするものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 議案は関係部長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、総務部長。

- 総務部長（伊藤敏之君） 議案第67号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、第2条、補償基礎額中「第35条の7第1項」につきましては、救急業務協力者を定める規定でございますが、消防法の一部改正に伴い、条文を「第35条の10第1項」に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の弥富市消防団員等公務災害補償条例の規定は平成21年10月30日から適用する。以上でございます。

次に、議案第68号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、別表第1及び別表第2につきまして、平成22年1月4日に三好町が市制施行によりみよし市に変更することに伴うもの。また、平成22年2月1日に小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入合併することに伴い規約の改正を行うものであります。

附則第1項、施行期日について定める規定につきましては、第1条の規定は平成22年1月4日から、第2条の規定は平成22年2月1日から施行するものであります。

第2項、別表第2の規定につきましては、平成22年2月1日以降、最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用するものであります。以上でございます。

次に、議案第69号海部地区広域行政圏協議会の廃止について、御説明いたします。

広域行政圏協議会は、国の広域行政圏策定要綱に基づき設定された協議会でございます。これは、市町村合併の進展に伴いまして、当初の役割に一定のめどがついたことから、この国の広域行政圏策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止がされました。この要綱の廃止に伴いまして、該当いたします海部地区広域行政圏協議会を廃止するために、地方自治法第252条の6の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第70号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について及び議案第71号弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について、同内容ですので一括御説明申し上げます。

弥富市福祉授産所、弥富市十四山福祉授産所を平成22年4月1日から弥富市障害者生きがいセンター、弥富市十四山障害者生きがいセンターに移行させることに伴い、弥富市社会福祉協議会にお願いしております指定管理の期間を、平成18年7月1日から平成23年3月31日までを平成18年7月1日から平成22年3月31日までに1年間短縮するものでございます。

次に、議案第72号弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について及び議案第73号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について、同内容ですので一括御説明申し上げます。

弥富市障害者生きがいセンター、弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者を弥

富市社会福祉協議会に、指定管理の期間を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間にするものでございます。

議案第74号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

これは議案第68号と同様、三好町がみよし市として市制を施行すること及び小坂井町が豊川市に編入合併することに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第8条に規定する別表第2の議員の選挙区市町村をみよし市に改めること及び小坂井町を削るものでございます。

附則といたしまして、みよし市につきましては平成22年1月4日から、小坂井町につきましては平成22年2月1日から施行する。また、この規約の施行の際、現に広域連合議員である者は、改正後の選挙区市町村から選出された広域連合議員とみなす。

以上で御説明を終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、開発部長。
- 開発部長（早川 誠君） 議案第75号土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について、御説明させていただきます。

この案を提出させていただきますのは、弥富平島中土地区画整理事業の施行に伴い、字の区域の設定及び変更をするためでございます。内容としましては、弥富都市計画事業弥富平島中土地区画整理事業区域に含まれます平島町北勘助、東勘助、南広畑、北広畑、小具足巳、五反割の字区域につきまして、換地処分告示のあった日の翌日から平島中三丁目、平島中四丁目、平島東一丁目、平島東二丁目に設定及び変更するものでございます。

なお、同封の封筒の中に新旧の区域図が入れてございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案14件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案14件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 浦 義 美

同 議員 中 山 金 一



平成21年12月10日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代  
4 番 小坂井 実  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一  
18番 大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

18番 大 原 功

1 番 堀 岡 敏 喜

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 下 里 博 昭  
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二  
福 祉 事 務 所 長  
十 四 山 支 所 長 横 井 昌 明  
総 務 部 次 長 兼 若 山 孝 司  
税 務 課 長  
民 生 部 次 長 兼 久 野 一 美  
環 境 課 長  
開 発 部 次 長 兼 石 川 敏 彦  
農 政 課 長  
教 育 部 次 長 山 田 英 夫  
監 査 委 員 加 藤 重 幸  
事 務 局 長  
人 事 秘 書 課 長 村 瀬 美 樹  
収 納 課 長 服 部 誠  
健 康 推 進 課 長 渡 辺 安 彦  
介 護 高 齢 課 長 松 川 保 博

副 市 長 大 木 博 雄  
総 務 部 長 伊 藤 敏 之  
開 発 部 長 早 川 誠  
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美  
会 計 課 長  
総 務 部 次 長 兼 服 部 正 治  
防 災 安 全 課 長  
民 生 部 次 長 兼 佐 野 隆  
保 険 年 金 課 長  
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士  
土 木 課 長  
教 育 部 次 長 兼 水 野 進  
社 会 教 育 課 長  
総 務 課 長 佐 藤 勝 義  
企 画 政 策 課 長 伊 藤 邦 夫  
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子  
福 祉 課 長 前 野 幸 代  
児 童 課 長 鯖 戸 善 弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫  
都市計画課長 竹川 彰  
下水道課長 橋村 正則  
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆  
商工労政課長 服部 保巳  
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠  
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

早朝から大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、大原功議員と堀岡敏喜議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

- 12番（三宮十五郎君） おはようございます。一番最初の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、私は、後期高齢者医療制度の問題について、市長及び担当者の皆さんにお尋ねをいたしますので、よろしくお願いいたします。

もともとこの制度は、三途の川を渡る乗船切符、命の線引き、中曽根元首相さえもそう言い、愛情の抜けたやり方だから至急もとに戻して考え直すようにと言われておりました。年齢で差別する制度を廃止して、医療制度に対する国民の信頼を高める後期高齢者医療制度関連法を廃止する。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。これが、民主党の政権公約でございましたし、国民は、今日の国民が置かれている暮らしの土台が土台から大きく壊された状態は、とても自公政権に任せておくわけにはいかないと。いろいろ心配はあるが、ここは、こういうことを改めると言っている民主党に期待をするということで、大変な議席と得票を野党第1党の民主党に与えました。

医療の面で、今、世界と日本との間にどれだけ大きな格差があるか。OECDの30カ国の中で定率負担、これは後期高齢者だけじゃありません。一般の人、あるいは後期高齢者でも一定以上の所得の方はそうなんですが、3割の定率負担をしているのは日本だけでございまして、その次がスイスの1割負担、ルクセンブルクなどが5%であり、イギリスを初めとしてイタリア、カナダ、オランダなど12カ国は原則無料であります。定額制や非常に低い負担がその他の国で実施をされており、国際的に見てもとても考えられないような医療費負担になっており、またその支える保険料につきましても、国民健康保険に対して国はかつて四十数%負担をしておりましたが、昨年度の決算で見ますとわずか21%であります、国の負担は。

そうということが、本当に日本の医療や老後の安心を大きく脅かし、果ては医師や看護師が過労死の心配をしながら働くとか、先日もある開業医の方にお目にかかりましたが、子供を医師にするということで進めた私の選択が正しかったかどうか、今は大変心配しているということを率直に語られるような状態になっており、一番大切な健康と命がこんな状態にされていることに対する国民の怒りが、さきの総選挙の結果だったというふうに私は考えております。

ところが、実際に政権につくと同時に、今、政府は、この制度の改正につきましては4年かけて新制度をつくって移行すると。その間につきましては、この制度と一体的に進められておりました、70歳から74歳までの方の医療費につきましては来年4月から2割にするというふうにしておりましたが、とりあえず新年度は1割に据え置き。それについては手だてをとると言っておりますが、もう一方で、後期高齢者医療制度につきましては、保険料は、お年寄りがふえること、また医療費がふえることに伴って自動的に大幅にふえる仕組みになっておりますが、とりあえず新年度につきましては、それぞれの広域連合の積立金を全部取り崩すとか、あるいは市町村が新たに積立制度をつくって、そこからも拠出をするとかして、上げ幅はなるべく少なくするようには言っておりますが、それでも一定の値上げは避けられない状態で、厚労省の発表も発表するたびに値上げ幅がふえるような仕組みになっておりますが、国民への公約、あるいは国民が安心して老後を過ごすことができる、あるいは命と健康を守ることができるようにという強い思いにこたえるためにも、一日も早くこの制度の、本市議会でも議決をして政府に送りましたように、抜本的な改正を行っていただく。そして、その制度が確立するまでは、政権公約にもありましたように、その経費につきましては国民や市町村に負担をさせることのないように、政権公約どおり進めていただくということについて強く政府に要請をしていただきたいと思います。市長としてはどのようにお考えになっているか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

三宮議員の方から、後期高齢者の医療制度の件について御質問をいただいたわけでございますが、御承知のように、この制度は来年の春で丸2年を迎えるという状況でございます。しかしながら、この8月の衆議院選挙における新政権の発足という中での一つの大きな公約として、この制度は廃止をするというような形で、国民との契約、マニフェストを発表されたわけでございます。そういう観点から、この制度はいわゆる廃止をされるというふうに思っております。しかしながら、その制度の新制度への移行ということに対しては、大変な混乱を招くというようなことが懸念されるわけでございます。

過去2年前でも、そういうような状況がございました。議員も御承知のように、医療とい

うのは、診療され、請求され、審査をされ、そして支払いという形の中での時間的なタイムラグがあるわけでございます。また、診療請求そのものについても、過去にさかのぼって2年間という形で遡及ができるということにもなっておりますので、そういったような制度とというのが新しい制度に移行する場合において混乱を招かないようにという形で、新政権の厚生労働大臣の長妻大臣もおっしゃっているわけでございます。この辺のところにつきましては、いわゆる厚生労働省の諮問機関である高齢者医療制度の改革会議というのが発足されておるわけでございますが、その中で議論をこれから重ねられるというふうに思っております。

今のところ私どもが情報として入手しているのは、新しい制度は地域保険としての一元化運用をしていきたい。あるいは、後期高齢者の75歳以上という年齢制限を撤廃していきたいということが言われておるわけでございます。そういった中で国民皆保険制度ということを守りながら、この2011年の通常国会において法案を提出され、それを成立させていきたいということでございます。その後、周知期間を経て、2013年の4月から新制度へ移行するということが今のところ示されておるわけでございます。そういうような状況の中に、私どもとしても、この制度がやっと定着しかけているところでございます。十分慎重に検討を加えていただきながら新しい制度をお考えいただきたい。あるいは、新制度への移行に当たっては、被保険者、医療機関、あるいは広域連合、市町村等に混乱が生じないように、関係機関と十分な協議を行っていただきたい。また、国の責任において国民に十分周知をしていただきたいということをお願いし、また国民や地方自治体に新たな負担がふえるようなことのないように、国の責任でということをお願いをしているわけでございます。過日11月28日、愛知県の民主党の県連代表であります伴野代表に、このことを私どもとしては御要望申し上げたところでございます。いずれにしても、先ほど三宮議員がお話しになりました老人医療制度であるとか、さまざまな医療制度があるわけでございますが、私は、今後の成り行きといたしまして一つの予想でございますが、いわゆる国民健康保険制度あるいは健保制度という制度を徹底的に洗い出せるのではないかというふうに思っております。

今、市町村の方で運営しております国保の問題も、地方が疲弊しているという状況の中で大変運用が厳しくなっているのが現状でございます。そうした中で、この国民健康保険も広域で取り扱っていただくということが、来年の通常国会の中では法案として出されるようでございます。そうした形の国民健康保険制度に従来の後期高齢者医療制度をどうマッチングさせていくかということが一つの大きな方向性ではないかというふうに思っております。今後も混乱が生じないように、住民の方がその混乱の中に巻き込まれないように、我々行政としてもしっかりとその成り行きを見守っていききたい、そんな思いでございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○ 12番（三宮十五郎君） 今、市長が、制度が確定するまでは新たな地方自治体負担等にならないようにというふうにおっしゃられましたが、もともと政権公約の中で、この対応は従来の老人保健制度に移行させるというのが、民主党や私どもも含めて一致をしていたことでありまして、先ほども申し上げましたように、それに伴う費用負担につきましては市町村の国民健康保険の負担にならないようにしていくと、新しい制度が確定するまでね。ところが、先ほども申し上げましたように、実際には保険料の値上げを来年4月から行うと。したがって、これは国民の負担になるわけですし、それから都道府県の広域連合が持っている積立金を全部使えと。さらに、市町村も積み立てを行うなどして新たな拠出ができるように準備をするようにということでありまして、もう政権公約と実際にやっていることの間にはかなりの差があるということが一つと、その大きな理由は財政難を上げておりますが、実際には高齢化や少子化のためにということで消費税が導入されまして、本年度末までに二百数十兆円の消費税を国民が国に納めることになりませんが、一方で、この同じ時期に大法人を中心にいたしまして、法人税の減税がそれ以前に比べて合わせて170兆円近く行われていることで、実際に国民が納めたお金が高齢化や少子化のために十分使われていないという実態があることと、あわせまして、小泉改革以来のこの間に、庶民に対する税金、社会保障、医療費の自己負担の引き上げ等によりまして年間13兆円の負担増が行われていること。さらに、この同じ時期に景気対策ということで行われました大法人や大資産家に対する税の軽減につきましては年間7兆円が行われて、それについては一切手をつけない。しかも、世界的な大不況、かつてない100年に1度と言われるような大不況だと言われておりますが、先ごろ発表されました政府の資料を見ましても、大法人の社内留保はこの間もふえ続けていると。10年前の2倍以上になっており、世界でも例がない富が日本の大企業や大資産家に集中されて、結局このことが国民経済を大きく後退させ、デフレと言われるような状況になっている最大の原因であり、税収が落ち込む最大の原因もここにあるわけございまして、こういう問題をさらに庶民負担増で進めていく。

とりわけ医療の問題でいいますと、先ほど申し上げましたように、国際的な先進国の条件と日本の条件も抜本的な大きな違いが生じております。無料が当たり前、ごくわずかの費用で医療が受けられる、命が守られる、健康が守られるという状態に比べると余りにも過大なものになっておりまして、こうした状態を打開していくため、積極的な提言を弥富市としても、あるいは国民世論としても、そういう方向に今改めようという大きい流れが生まれておりますが、求めていただきたいと思います。

加えて、子供の医療費の無料制度は本市としては非常に頑張っておられますが、国の制度として高齢者医療につきましても、75歳まで頑張って、本当にこの戦後の日本の発展のために尽くしてきた人たちに対する医療費制度を、とりあえず75歳以上の人たちも無料にしてい

く制度を国の制度として一日も早く実現していただきたいと思いますが、そういう方向での御尽力を改めてお願いしたいと思いますが、市長の御見解をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

新制度の導入に対して混乱が起きないということと同時に、来年の新年度予算の計上の前に、いわゆる第2次補正予算、経済対策というものが示しがあったわけでございます。その中で、後期高齢者の医療制度の負担減という形で、特に所得の低い方に対する保険料を軽減していきたいという形で厚労省の方からお話がございます。その額が2次補正の中で2,800億という形で決められているようでございます。こういった形で手当てをされていくというふうに思っております。議員御指摘のとおり、来年の4月には、この保険制度の保険料の改定という形が出てくるわけでございます。そうした中で、今、この改革会議の中でもお話が進められておるわけでございますけれども、おおむねその保険料のアップ率は十二、三%になるだろうというふうにも言われておるわけでございます。そうした中で、こういったような財源の手当てをしていただくことが私としても正しいと思っておりますし、それから今この制度に対して私どもの方に連絡が来ているのは、いわゆる財政収支の余剰金を取り崩していく、あるいは基金を取り崩していくという中で、負担増にならないように措置を考えていきたいということになっております。また、所得の低い方に対する軽減についても、延長を図っていくということが検討されているわけでございます。そういった形で、第2次補正予算の2,800億は、とりあえずのこの保険料に対する軽減措置かというふうに思っておるわけでございます。

また、さまざまな福祉医療制度のお話ございましたけれども、後期高齢者の福祉医療の給付金や、あるいは子供医療という形における医療というのが、かなり地域的な格差が実はあるわけでございます。地域的な格差をやはりなくしていく、新しい制度等においてもこれを是正していくということが、私ども地方としても国に対して求めているところでございます。やはり国民一人一人が均等に、平等に医療を受ける権利があろうかと思います。そうした中で、後期高齢者、あるいは子供医療に対する負担増にならないような形で、私たちとしても求めていくところでございます。

例えばの話でございますけれども、子供医療費、中学3年生までと、そして老人医療費75歳以上の方を完全に無料にするというような状況を策定した場合においては、約1兆8,000億かかるそうでございます。そうした中において、今、新政権が御提案してみえる例えば高速道路の無料化ということが、この財源に当たるかというふうにも思っております。そういった思い切った形で国の方もお示しをいただければというふうに思うわけでございますが、いかんせん大変厳しい経済情勢でございます。税収不足というのがはっきりしてまいりまし

た。あるいは、さまざまな公約に対する予算編成をしていかなきゃいかん。そういう中で大変難しいかじ取りが今の国政にもあるわけでございます。そのことも、我々としては理解を示していかなきゃいかんのではないかというふうに思っております。いずれにしても、後期高齢者医療制度は新しい制度に移行されます。そういった中で、さまざまな形で成り行きを注視していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、このデフレと言われるような状況の中で、しかも昨年来の異常な経済危機のもとで、首脳会議が開かれるたびに、各国が国内消費を高めることがこの危機打開の最大のかぎの一つだということで、その努力をすることを求めておりますが、日本経済の6割を担う個人消費が、この10年間の間、勤労者1人当たりの収入につきましては月3万5,000円以上下がり、さらにことしから来年にかけても大幅な給与等の切り下げが行われることが既に決められておりますし、さらに非正規雇用の拡大によりまして、一生懸命働いても生活保護とそんなに変わらないような人たちがふえ続けているという大変深刻なもとで、医療の問題は、こうした首脳会議の確認から見ても、あるいは国民の暮らしの現実から見ても最優先で進めなければならない課題だと思っておりますので、いろいろあるということにとどまらず、先ほど市長の方からも、高速道路を無料にする金とほぼ一緒と。しかし、それは総額の話でありまして、結局子供の医療費などは、実際には都道府県や市町村がいろんな助成もしておりますから、実際にはもう少し少ないお金でできるのではないかというふうに思いますが、そういう、いろいろあるということにとどまらず、国民の暮らしの安心と日本経済の活性化のかなめの一つの問題として、ぜひ今後とも要請していただきたいということを強く要請します。

次に、今、弥富市は、後期高齢者医療の対象の方でひとり暮らし非課税の方には医療費の自己負担分を福祉医療制度によって免除する。市が全額負担をするということが行われております。現実には、御夫婦で暮らしている方で、実収入がひとり暮らしのこの方たちよりもはるかに低い状態で生活している方もありますし、例えば最近のこの社会情勢のもとで、お年寄りとお子さんあるいはお孫さん、あるいはお年寄りとお孫さん2人というような状態で生活している人たちの中で、パート・アルバイトなどの収入でお2人働いておったとしても、98万円を年収がそれぞれ超えますと課税世帯となって、お年寄りに国民年金以下の収入しかない、あるいは場合によっては一銭の収入もなくとも介護保険は標準の負担をしなきゃならんとか、大変過酷な状態がこの間の一連の制度改正によって、特に所得の低い人たちを直撃しております。したがって、国の制度として無料制度が実現されればそれにこしたことはありませんが、それができるまでの間は、もともと老人保健制度のときには実際には愛知

県下でも行われておりませんでした。国民健康保険法の44条の趣旨を生かして、市町村長が必要と認めたものについては医療費を減免することができるという規定がありましたが、後期高齢者医療制度になってそういうものもなくなり、ただ、従来の市がやっていた制度と、きちっと県がやっていた制度を弥富市は市の負担で残しておりますので、ひとり暮らし非課税のお年寄りに対しては医療費が無料になっておりますが、現実には本当に負担がふえる。それから、お年寄りでも頑張れば少し仕事があるというような状態が、10年やそれ以前はあったんですが、今はもうそういう状況では全然ないわけですね。したがって、国の方も実はことしの7月1日に、国民健康保険法の44条を生かした無料制度の積極的な活用を進めるようにということで市町村にも通知を出しておりますし、国としても一定のモデル地域を設定して費用負担も行っていくというようなこともやっておりますが、さらに無料低額診療所をつくって、国民健康保険の加入者じゃない、社会保険の人だとか無保険の人だとかを救済する仕組みについてもやっていく必要があるという提起をその後されておりますが、私は、国の制度として無料制度がつくられるまでの間、とりわけそういう、ひとり暮らしでない一定の条件を定めて、生活保護を下回るか、それに近いようなお年寄りに対する医療給付制度を、市の福祉給付金制度の一環として弥富市でもお考えいただく必要が現実には生まれてきているというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えいただけるか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 保険年金課長。

○民生部次長兼保険年金課長（佐野 隆君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

後期高齢者の福祉医療給付金というのが今ございまして、その対象者は、市の独自の施策として、住民税非課税のひとり暮らしの高齢者の方を対象としています。こういった市町もかなりいろいろあるわけですが、今議員もおっしゃられましたように、国民健康保険における一部負担金の減免制度については、現在、国によるモデル事業として実施されまして、その結果に基づき減免に係る指針が国から示されることとなっています。この指針に沿った状況の中で、国保の方も減免制度の状況を見直していかなければならないと考えておりますが、議員が言われました老老世帯とか、ひとり暮らしではないんだけど老人だけの世帯とかといった方につきましては、国保の状況が改めて指針が示されますので、そういった状況を見ながら他の市町との整合性を図りながら検討していく必要があるかと、調整をとっていく必要があるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、次長の方から、44条については国のモデル事業によって指針が示されるというふうに御説明がありましたし、それに沿って考えていきたいという御答弁でございましたが、もともとこの44条というのは、国民健康保険制度ができた当時からそう

いう制度としてあったのが、十分な理解がされていない中で実際の運用がほとんどされてこなかった。弥富市でもいろんな議論をしてつくったんですが、さまざまな制約があって必要な人がほとんど受給できない仕組みで、先ごろも杉浦議員がたしか質問した部分に対して、1年間で1件だけ利用があったという程度のものでありまして、国の指針が決まらなければやれないものではなくて、もともと法律で定められた制度でありますので、一日も早く、これについては必要な人が救済を受けられるような仕組みに変えていただくということと、あわせて今のお年寄りが置かれている窮状を見ていただく。先日も中日新聞で大きく報道されましたように、介護に伴う殺人とかそういうのが、もうびっくりするような数字が報道されておりましたが、本当に、にっちもさっちもいかない状態に置かれて、ついつい親子の間で、あるいは孫との間でそういう殺人が行われる。しかも、必ずしも実態を反映した数字ではないんじゃないかということを中日新聞は問題にしておりますが、とりわけ今30代の人たちが助けてくれということを言えない、そういう育ち方をしているというんですか、自己責任、自己責任ということの中で、何か正社員になれないのは自分の責任、あるいはうまくいかないのは自分の責任のように思い込まされて、自殺に対する統計をとり始めて以来、30代の自殺がふえ続けているというような深刻な状態のもとで、やはり市民の皆さんの命と暮らしに直接責任を負う自治体として努力を重ねることを強く申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

文化・スポーツ・レクリエーション施設の有効活用を進める問題についてお尋ねいたします。

現在、弥富市の65歳以上の人口は20%を超えております。26年度には市の推計によりますと1万400人を超え、全人口の23.4%になると。60歳以上を含めると恐らく30%近くが、今、弥富市では老人クラブは60歳ぐらいにしておりますが、老人という枠に入る世代になってくると思いますが、今も質問しましたように、本当に日々の暮らしが大変になってくる中で元気で楽しく老後を過ごす、あるいは市民生活が送れるようにするという上で、弥富市もかなり施設の数としてはたくさん持っておりますので、こうした文化・スポーツ・レクリエーション施設の有効活用をすることも大変大切な課題となっているというふうに私は考えておりますが、特に弥富市でこうした活動が積極的に拡大をされたのは、グラウンドなどの整備だとか、社教センターがつくられるとか、南部コミュニティセンターがつくられるとか、当時、佐藤町政の時代だったと思いますが、県の小・中学校の開放事業に対する助成措置があったりということで、大きく社会教育活動、文化・スポーツ活動が住民の参加が得られる状態になりました。そのときに、当時の弥富町では公民館長に大島先生をお願いして、この活動を支える上で非常に大きな役割を果たしたと思うんですが、弥富町時代からもうかなり長い間、そういう役割を果たす専任の公民館長をなくしておりまして、こうした文化・スポ

ーツ・社会教育関係の諸団体の活動をサポートしたり、あるいはこういう問題で市民参加を促進していくという上での施策というのは、私は結構不十分な状態が続いているというふうに思いますが、ぜひ専任の公民館長を置いて、新しいこういう時代にふさわしい社会教育活動、市民参加の、市民が楽しく日々を暮らせる条件を強めていくために専任の公民館長を配置することが必要ではないかと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

まさに私も弥富市も、少子・高齢化の波ということが大きく打ち寄せてきているわけでございます。先ほどの数字のとおりでございます。そうした中でお年寄りの方が楽しく明るく、そして元気に御活躍をいただくということが必要であるわけです。私たち行政といたしましても、支援できるところは今までも支援してまいりましたし、これからも改善・改良を加えていきたいというふうに思っております。そうした中で、社教センターであるとか、あるいは福祉センターというところが非常に重要な役割を担ってくるわけでございますが、今議員の方からの御質問で公民館長という形がございました。

これは、社会教育法第27条におきまして、公民館に館長を置き、主事その他の必要な職員を置くことができるということになっておるわけでございます。しかしながら、私が担当させていただいてから3年余りになるわけでございますけれども、この公民館長に対する役割をいわゆる社会教育課長という形で兼任をさせていただいております。平成19年から社会教育課長が兼任をしているわけでございます。そうした形で今現在でも基本的にはスムーズに運営できているというふうに思っておるわけでございます。しかしながら、市民の皆様の御要望、あるいは行政としてのサービスを強化していくためには、社会教育関係の組織的な強化というものは必要だろうと思っております。そういったことを、市民の皆様の声を伺いながら、人的な組織強化には努めてまいりたいというふうに思っております。今のところ、公民館長と兼任でやっていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 弥富市の社会教育活動、とりわけ文化活動の面での対応というのは、私は、非常におくれている、どうしても解決・改善しなきゃならん問題がたくさんあるというふうに考えております。例えば文化祭とか、そういうところで社教センターの公民館を使うわけでありますが、従来弥富市のこういう問題に対する対応は、音響の管理から何か、すべて利用する団体の皆さんの責任でやってくださいと、こういう対応をしてきたんですよね。ところが、実際にしょっちゅう使っておるわけじゃないもんですから大変トラブルがあって、何とかしてほしいということがずうっと実は利用団体から社教センターの方に言い続

けられてきておったんですが、この前のピアノの話と一緒に、なかなかそういうことが理解できないということで、ことしの秋のいろんな行事のときもそうですが、せっかく公民館で音楽や詩吟やいろんな発表をやったんですが、機器の使い方が、それぞれ勝手に使うわけですから、もう前の人を外したら、あとの人はどうやってつないでいいかわからなくて、詩吟のときだったと思うんですが、もうとっても見ておれんような状態になることがあったり、それから金婚式のときに、これは福祉センターを使ってやられたんですが、用意しておった音響効果を入れることが、結局そうやって任せっ切りにしておるわけですからうまく入なくて、ちょっとどぎまぎしたりしたことがあったり、それからもう一つは、市の行事のときもそうですが、マイクなんかの管理がきちんとできなくて、ピーっという金属音、ハウリング現象というんですが、そういうことがよく起こったり、あるいは使ってみて、今はワイヤレスなんかは電池ですので、電池が多分だめだというようなことがわかるとか、市の公式行事なんかでそんなことは、実際には私はあってはならんことだと思うんですね。

最小限それぞれの施設を使う上できちんと、特に公式行事なんかのときには市の担当者がきちんと事前のチェックをしておくとか、要するにそういうことについて施設を管理する、あるいは行事を主催する、市が直営の場合でさえきちんと使い切れないという状態が、まま弥富市の場合はあるんですね。これは、せっかくの施設をきちんと使いこなしてきた人たちに喜んでいただくという一番土台のところで、行政の責任、担当者の責任ということが今の対応をしてきたことからはっきりしていなかったことが大きい原因になっておりまして、ぜひ市民ホールとか、それから社教センターとか福祉センターとか、こういう施設につきましては、そこに配置されている職員がきちんと使いこなせるようにする。それから、文化祭みたいな形でみんながやるときにはそういう職員を配置していただくとか、そういうことがもう何回言っても改善されない、解決されないというのは、そういう活動について、今市長は社会教育課長が兼務をしておるもんで必要はないと言われるんですが、実際にそういう土台のところでも市としての対応、それから本当に1年間一生懸命練習してきて発表するときに、そういう人たちの気持ちになって市が対応するということを考えたら、今、市内には定年を過ぎててもいろんな能力や経験を持っている人たちもおりますので、そういう人たちを含めて、やはり私は必要な人の配置をきちんとして、ああ弥富はきちんと職員が訓練されておるといふふうにならないとまずいような気がするんですが、そういう意味でも、若い人で高給な公民館長を配置するとか、あるいは社教課長が兼ねておるから大丈夫だということじゃなくて、これだけの規模の社会教育、公民館の活動というのは、恐らく今言ったように、あそこの管理だけじゃなくて、文化・スポーツ・レクリエーションという市民生活のかなりの分野にかかわる人ですので、そういう経験や力量を持った人たちを迎えていくということも一つの選択肢ではないかと思いますが、先日、市民との懇談の席で市長が、きちんと

施設の管理のできる職員を配置していきたいというお答えもされておるようですので、ぜひこれについては、もう少し弥富市の施設の実態を考えた職員や責任体制の配置をお考えいただくことと、あわせて公民館長の問題についてはぜひもう一度、今の状態を本当に変えていく上でかなり大きい力を発揮してもらわなきゃいかん人だと思いますので、お考えいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

市民の皆さんが文化・スポーツあるいはレクリエーションに親しんでいただくということは、本当に私どもとしてもありがたいというか、大変いいことだというふうに思っております。そうした中で、特に文化という形では施設の中のものを使うわけでございます。議員おっしゃるように、一生懸命練習してみえた結果を音響がだめにしてしまうというようなことは、やはりあってはならないだろうと思うわけでございます。新年度からそういったことの専門の職員を、もちろん社教センター、あるいは福祉という形では兼任でございますけれども、そういうことにたけた職員を配置していきたいというふうに思っております。せっかく皆さんで利用していただくわけでございます。気持ちよく、そしてみんなと楽しんでもらえるような体制づくりをしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、公民館長につきましては先ほど御答弁申し上げたとおりでございますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 引き続きまして、公共施設の貸出ルールの改善についてお尋ねしたいと思います。

先日も、市民体育祭のときだったと思うんですが、中学生の女生徒が2人、私たまたま体育委員をやらせていただいたときの格好で行っておったもので、市のスタッフが何かと間違えたと思うんですが、公民館に入れないでしょうかとって私のところへ来た、ちょうど公民館の前で。もじもじしておるもので何ですかと言ったら、トイレを使いたいというんですね。トイレは、その時間帯は込んでいなかったもので、いい水洗トイレがグラウンドの縁にありますと案内したんですが、あれだけの行事をやるときにあのトイレだけではやっぱり私は不十分だと思いますから、社教センターのトイレも使えるようにすべきだと思いますし、そういう行事を組むときの、どれくらいの人が集まればそういうものをどれくらい用意しなきゃいかんかというようなことが、なかなかうちの計画の中には入っていないような気がするんですね。それと、体育の日は、そこのメインのグラウンドならグラウンドしか貸し出しをしないとかいうルールになって、本館の方はかぎをかけてあるんですが、どっちにした

って今の4万何千人の人たちの本当に一部ですよ、あそこへ来る人たちというのは。せっかくの体育の日に弥富市のグラウンドや体育施設が貸し出しされないなんていうのは、しかもあそこへ集中してやるのは大体半日ですから、体育の日に本当にみんなが楽しめるというんですか、そういう主要な行事のときにほかの施設を貸し出さないというようなルールというのはやはり改めていただく必要があるということが一つ。

それから、グラウンドで前に私は相談に行ったことがあるんですが、大体、月の終わりの方で次の月の抽せんをやる。そこで抽せんをしないと使うことが決まらないという仕組みになっていますが、ソフトボールや軟式の連盟の人たちが使っていないグラウンドもありますので、一定のグラウンドについては、例えば町内の運動会やスポーツ行事をやりたいとか、あるいは会社がちょっとよその会社と一緒にやりたいということで前もって計画しなきゃいかんような場合もあるわけで、幾つかのあまり使われていないグラウンドについては、例えば25日なら25日に抽せんしなければだめよというルールじゃなくて、もっと柔軟な貸し出しをする仕組みを考えていただくことが必要ではないかというふうに思います。

さらに、実際に、ことしだと思いますが起こったことですが、市内の結構有力な文化団体の一つが、責任を持って、多分日本の半分ぐらいの地域の大会をやりたいということで公民館に申し込んだそうですが、月末のある時期に申請しなければというルールで、結局会場をなかなか決めることができなくて、大幅に制限をして、どこか小さいところを借りてやったというようなことが現実にともしもありましたし、私も以前に相談に行って、こういうルールですからだめだというふうに言われたことがあるんですが、ちょっと大きい行事や集会をやろうと思うと、1ヵ月ぐらいの準備では、力量のある団体ならともかく、なかなかできないわけですから、ある程度準備期間が要りますよね。そうすると、そういう行事を計画したりできるような規則やルールについても入れていただかないと、いろんな団体というのは、ここだけじゃなくて、全県レベル、あるいは全国的なつながりもあって交流する場合がありますし、そういうことから、準備が必要な行事については、あるいはそういう催し物と会場の使用については、それにふさわしいルールにさせていただくということが非常に大事だと思いますが、その辺の改善については今のままでいいというふうにお考えでしょうか、それとも改めた方がいいというふうにお考えになっているか、お答えいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えいたします。

今の貸出ルールの関係で、長期の準備のある事業ということで、今現在、先どりの予約の場合につきましては、登録された団体と事前に調整していただいております、僕の見ている範囲、特にトラブルもなく利用されておるといのが現状であります。

それから、市の行事の関係のときにほかの施設が使えないという件でございますが、これにつきましては、今後行事に支障のない範囲内で利用できるように対応してまいります。最近、既に御利用いただいている団体もございます。

それから、今言われた3日前ルールということですが、これにつきましては、施設にあきがある場合は3日前にとらわれず、できる限り貸出受け付けを柔軟に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 3日前ルールは私は質問しておりませんが、ぜひそれは前々からの要望事項でございますので、そのように進めていただきたいと思います。

今トラブルなしと言われましたが、実際に、多分日本じゅうを半分に分けたぐらいの区域の大会をここでやる予定だったのが、今の1ヵ月前ルールに縛られてずうっと、だから文化協会の、そういう全国的な組織にもかかわって活動しているような有力団体が申し出ても実際に解決されていないのに、それが問題なくというお話はちょっと納得できませんので、よく後でお調べいただいて、これは実際に改善するということでございますので、私どももいろんな利用をしたいときにはそういうことで、ただ、今、登録団体はいいと言うんですが、市民のまじめな企画に対して登録団体以外はだめよということも、料金を減額するとか免除するという話じゃありませんので、貸す貸さないにつきましては、やはりきちんと対応できるルールにしていきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 社会教育課長。

○教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） 登録団体だけに貸すわけではなしに、一般団体にも貸し出しております。それで、登録団体につきましては、年間を通じてやる日にちが決まっております。それにつきまして、今おっしゃられたとおり、他の団体さんが使いたいというときには、今の一月前、二月前というルールは全然なしに半年前からでも、決められた団体はあるんですけど、そこいろいろ調整していただいて貸し出しをしているというような現状であります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 最後になりますが、総合福祉センターの利用の問題でお尋ねをいたしますが、総合福祉センターを使うときには、食事などについては下の喫茶店にお願いしてほしいということを言われるんですが、これは義務でしょうか。それとも、貸し館ですから当然やっていないときが多いですよ、あそこを借りる場合は。休みの日だとか、それから夜だとかという場合が結構多いんですが、そういうときも食事なんかをとるときにはここをお願いしなきゃいかんのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総合福祉センター所長。

- 総合福祉センター所長（伊藤 薫君） 福祉センターに関する御質問でございますけれども、今の喫茶店「パロット」の件については、私どもとしては指示ということはしておりません。
- 議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。
- 12番（三宮十五郎君） 利用者の間でかなりそういうお話があって、だから一時的にそういうことがあったかもしれませんが、今はもう全くそれはないということによろしいわけですね。

実は、総合福祉センターが弥生学区の一番中心的な場所にあることもありまして、今はコミュニティセンターがあったり、それから桜学区の場合は社教センターをあんまり不自由のないように使っているということがあったり、それから特に白鳥コミの場合は、あそこに責任者として配置された職員の方が住民の方ともいろいろ相談しながら使いやすい仕組みをつくっていただいているんですが、特に総合福祉センターにつきましては、貸し館については、弥生学区のコミュニティセンターとして十分機能が発揮できるような使い方ができるようにしていただきたいと思います。例えば和室というか、おふろの後の休憩室では、通常ときは特にお酒はいかんということで禁止をされておるんですが、貸し館のときもどうもそんなルールがあったりして、あの地域の施設としては一般のコミュニティセンターなんかと似たような対応ができるようにしていただくとか、それからグラウンドゴルフについてはもう早朝から使っておるんですが、テニスコートを早朝借りたいと言ったら、ここは今は福祉センターがあいておる時間帯しか使えないというような仕組みになっておるようで、やっぱり前日にかぎを借りておくとかというような形で、必要な時間に、あるいは休館日でも使えるような仕組みにして、公共施設を十分地域の皆さんに使っていただく。特に今後は総合福祉センターにあります児童館が弥生保育所の方に移設されるということでございますので、もっともっと軽スポーツなんかでもできるような、そういうスペースもつくっていただくとか、総合福祉センターとしての機能とあわせて弥生学区のコミュニティセンターとして使いやすいような貸し出しの規則にして、特に学区の区長さんたちとも相談をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

コミュニティセンターという形での貸し館事業においては、白鳥学区であろうと弥生学区であろうと、基本的には同じ考え方で運用させていただいております。食事等におきましても、軽食等をおとりいただくことについてはやぶさかではございません。しかしながら、後片づけをしっかりお願いしていきたいということもつけ加えさせていただいております。

それから、福祉センターにおきましては、その中に児童館とか児童クラブというのを今現在併設させていただいておるわけでございますが、これは平成23年度開設に向けて今準備を

しております弥生保育所の中に児童館とか児童クラブを設置することになっております。弥生保育所ができた暁には、今の福祉センターの児童館、あるいは児童クラブについては、さらに福祉ということにおいてしっかりと皆さんに御利用いただけるような施設に改変していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 開議してから１時間ほど経過をいたしました。これより11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

- ２番（炭竈ふく代君） ２番 炭竈でございます。通告に従いまして、脳脊髄液減少症の周知・対応について質問をさせていただきます。

皆さんは、この脳脊髄液減少症という病気を御存じでしょうか。聞きなれない病気だと思いますが、この病気は、むち打ちなど交通事故を初め転倒やスポーツ外傷など、体に強い衝撃を受けたことが原因で脳脊髄液が漏れ出してしまうものです。脳脊髄液は、無色透明で血液からつくられており、外部の衝撃から脳や脊髄を守る液体クッションの役目や、脊髄の機能を正常に保つ働きがあるとされています。しかし、その髄液が減少すると大脳や小脳がそれとともに下がってしまい、その結果、頭痛、頸部痛、腰痛、手足のしびれ、目まい、耳鳴り、吐き気、視力低下、全身の倦怠感、記憶力の低下などさまざまな症状が起こり、慢性的に苦しめられ、悩まされる病気であります。このような症状に悩まされている方々が日本全国で30万人近くいると言われております。また、この病気の原因を知らずにいる潜在患者は100万人以上もいると言われております。発症の原因として、体育の授業中に転倒したことや、跳び箱で失敗をしてしりもちをついた程度の軽度の外力や、部活動の練習中に起きた事故、また学校の廊下で転倒したことなどがきっかけで発症をしています。学校生活以外では、趣味のスポーツでプレー中に起きた事故や、交通事故に遭ったことが原因で発症をしております。特に発症しやすいとした子供にとっては、学校や、ごく普通の日常生活の中で起きた事故がきっかけで体調不良となって登校もままならず、学業にも大きな影響を及ぼしているといえます。患者本人以外にはなかなか症状を理解してもらえず、怠け病だと思われたり、学校からは不登校の扱いを受けた、そういう生徒もいるとお聞きをいたしております。

脳脊髄液減少症はまだ広く知られておりませんが、いつでも、だれでも遭遇する日常的な出来事により引き起こされる大変に身近な病気であるとも思います。しかし、病態の知名度

が低いために、検査や治療が受診できる施設は限られているのが現状でございます。主に診断と治療を行っているのは脳神経外科ですが、専門医が非常に少なく、日本全国では40軒ほどの病院でしか診察ができない。また、小児を診断する、また治療する医師はさらに少ないとも言われております。この脳脊髄液減少症の治療には、血液が凝固する性質を利用して、自分の血液を注射器で注入いたしまして、髄液が漏れる部分を自然にふさぐブラッドパッチという治療法が効果的であると言われております。しかし、この治療法は保険適用になっていないため、患者さんにとって全額治療費は大きな負担となっております。愛知県議会、また名古屋市議会においては、平成18年度、国に対して脳脊髄液減少症の治療など推進に関しての意見書を出されております。ブラッドパッチ療法を含む治療法の早期確立と、そして保険適用、また患者家族に対する相談支援体制の確立などを要望いたしております。また、同様に全国からも多くの意見書や要望書が出されており、そうした動きに対しまして、国は平成19年に脳脊髄液減少症の研究班を立ち上げて発症の原因調査を進め、診断基準や治療法などのガイドラインを策定する運びとなり、来春にも発表される予定がなされております。また、予算化もされ、ようやく動き出したというところでございます。

そこで、まずお尋ねをいたします。平成19年5月に文部科学省から、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応についてという事務連絡を、教育委員会、また教育長、各県立の学校長あてに通達がなされておるとおもいますが、教育委員会や、また学校におかれましてはこれに対してどのような対応がされておりますでしょうか、お聞きいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） それでは、炭竈議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の事務連絡文書につきましては、平成19年5月31日付で、国より県及び教育事務所を通じて送られてまいりました。小・中学校につきましては翌日送付し、この病気についての周知を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ことし3月に、子供の脳脊髄液減少症を書かれておられます第一人者の脳神経外科医の先生と中京病院の脳神経外科医の先生の講演会が開催をされました。そこに集われた脳脊髄液減少症と闘っておられる御家族の体験をお聞きしましたところ、現在19歳になる娘さんですが、小学校6年生のときに教室で同級生の男子に衝突をされ、机の角に頭をぶつけたそうです。その夜から体に異常が出てきたといいます。頭痛、吐き気、目まいがあり、翌日病院でCTを撮ってもらった結果、異常なしと言われたというのですが、その後、視力の低下や物忘れの症状が加わって、頭痛、目まいはひどくなるばかりで、その後、大きな病院へ行ってMRIを撮ってもらったのですが、やはり異常はないと言われたということです。原因もわからないまま、症状に合わせて眼科、内科、整形外科、脳外科、神経内科、

脳神経外科と、何と三十数ヵ所の病院を訪ね歩いたそうでございますが、どこへ行っても異常が見つからず、あげく学校行きたくない理由からの仮病ではないかとか、親が神経質過ぎるよとか、そういうことを言われたということで、大変悲しい思いをされた体験を伺いました。そして、やっと3年前に脳脊髄液減少症と診断をしてくれる病院にめぐり会ったということで、治療を受けることができるようになり、今は症状も改善に向かって、地獄のような苦しみからやっと解放されたというお話をお聞きいたしました。

今、教育課長の方から、各小・中学校の方には周知を徹底して対応していただいておりますということでございました。大変うれしく思っております。そこで、現在、脳脊髄液減少症の児童・生徒の把握状況がわかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 市内の小・中学校の養護教諭からの報告によりますと、現在のところ脳脊髄液減少症と診断された児童・生徒はございません。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 今の一番の問題は、この病気は一般的に認知度が低いこと、患者数など正確な実態も明らかにはなっておりません。全国的にも診断・治療を行う医療機関が少ないために、患者やその家族は大変な苦勞を強いられているのが現状でございます。講演会での脳神経外科医の先生のお話では、ここまでずっと訴え続ける中でやっとほかの先生たちが認めてくれるようになったことで、医師会を通じてさまざまな症状を訴える患者さんに対し、それぞれの科が適切な診断で早期に病名をお伝えすることができるとし、先生も今後定期的に研究会を持っていただけるというお話でございました。また、ことし9月には津島市において、海南病院の脳神経外科医の先生による教職員の研修会も開催をされております。子供の発症が特に多いと言われるこの病気に対しまして、まず学校の先生や、そして関係者の方々の認識が大事であると考えます。

そこで、我が弥富市におかれましても、先生方や養護教諭、そしてスクールカウンセラーの先生方もそうでございますが、ほかにも保健師さんなど関係する方々にまずこの病名を知っていただくために、患者さんや御家族の体験などをお聞きしていただく中、また脳脊髄液減少症シリーズのDVDも作成をされたということでございます。こうしたDVDを大いに活用するなどしまして、研修をぜひとも行っていただきたいと思いますと思いますが、この点についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 過去に養護教諭の部会などにおきまして、脳脊髄液減少症の研修が取り上げられたと聞いております。しかしながら、毎年この症例の研修を重ねていることはございません。脳脊髄液減少症という病名自体も、まだ先生、保護者、児童・生徒にあま

り認知をされていないのが現状でございます。脳脊髄液減少症は、交通事故だけではなく、学校生活におけるスポーツ外傷によっても引き起こされる可能性があるということでございますので、学校生活の中でいつ発症してもおかしくない状況かと思えます。今後につきましては、養護教諭だけでなく、現場の先生方にこの病気に対する認識や理解を深める機会を設けるよう、学校に指導してまいりたいと考えております。また、適切なDVD等があれば積極的に活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 脳脊髄液減少症を知らない潜在患者の方がほかにもまだ100万人以上見えると言われていることから、自分が一体何の病気なのか、またどの病院を訪ねたらいいのかと、わからないままでいらっしゃるのです。その中で、愛知県では脳脊髄液減少症に関するホームページを作成し、県内の診療が可能な病院の一覧や関係患者団体などの情報提供を積極的に実施しております。

そこで、お尋ねをいたします。我が弥富市もホームページや広報などで脳脊髄液減少症に関する情報を掲載し、皆さんの励みになるように周知を徹底していただきたいと思いますし、また相談窓口などの体制も考えていただきたいと思いますがいかがでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

この病気につきまして、現時点では診断基準や治療方法がまだ確立されておらず、平成19年に国に研究班が設置され、研究が始まったところでありますので、ホームページや広報掲載は国の研究がもう少し進んでからと考えております。相談窓口につきましては、近隣の市町村はまだ置いておりませんので、その動向を見ながらということで今後の課題とさせていただきますと思っております。よろしくお願いします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ことしの4月でございますが、私は、愛知県脳脊髄液減少症患者家族支援協会の理事で代表世話人でもあります今井より子さんという女性にお会いいたしました。私も、このとき初めてこの病名を知り、また病状なども知ったわけでございますが、その後も何度か今井さんともお話をさせていただく中で、病気の原因がわからずに症状が長引き、いつ治るだろうかと不安と心労でうつ病になったり、また自殺を図ったりする例が今ふえてきているそうです。一人でも多くの方にこの病気を知っていただくために、やはり市のホームページや広報に情報を載せて提供体制をとるべきだと思います。さきにも申し上げたように、愛知県のホームページには治療を行っている病院等を載せています。市のホームページから県へリンクすることによって皆さんに見ていただけるようにするとか、また我がま

ちからやろうというので、県内でも15の市町が既にホームページを立ち上げております。そのほかの3市も、今後ホームページを立ち上げる予定とされています。また、岩倉市においては広報にも情報を掲載し、周知をしております。今後は、瀬戸市、豊明市も広報での周知が決定をされています。特に若い人たちにとっては、今やインターネットからの情報も多く、また早く入手できるかと思いますが、やはり各家庭に配布をされる広報の文字や文章を目にすることで認識される方も多いのではないのでしょうか。ただいま健康推進課長の御答弁では、現時点でのお考えはないとのことでしたが、では将来的にはどうお考えなのでしょう。ホームページの立ち上げや広報への掲載など、また相談窓口の取り組みなど早期に考えていただきたいと思いますが、再度お尋ねを申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） お答え申し上げます。

将来的にということですが、将来的には国における研究の進みぐあいや、この病気の位置づけ等を注視しながら、市民への情報提供や相談窓口について考えてまいりたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 少しでも患者さんが安心して思えるような対策を早急にとっていただきたいと思います。

また、最近ではテレビや新聞などでも脳脊髄液減少症について報道がされております。さきに申し上げたように、治療法としてのブラッドパッチ療法は患者さんの7割から8割以上効果があると言われておりますが、保険適用がまだ認められていないために、全額治療は患者さんの実費負担となっています。市としましても、ぜひ一日も早い保険適用に向け、国への要望をお願いしていただきたいと思ひますし、また30万人とも言われる患者数、そしてこの病気の存在を知らないで、日常生活に支障を来しながらも懸命に生活を送っている人たちを含めると100万人以上とも推測をされる患者数は、これからもふえ続けていく傾向にあると思ひます。ぜひ市民の皆さんや学校関係者の皆さんにこの病気のことを知っていただき、この病気で苦しんでいる患者さんの励みになるように、脳脊髄液減少症に関する情報等の周知徹底と、患者さんや御家族の方々に対する相談体制も考えていただくことを強く願い、要望いたすところでございます。

最後に、市長の御見解をお伺い申し上げまして、私からの質問は終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

脳脊髄液減少症で悩んでみえる方、いわゆる患者さんの数が30万人、そして潜在的な患者さんは100万人お見えになるということをお聞きして大変驚いているところでございます。

大変申しわけなく思うわけですが、私自身も、この病名すら今まで知りませんでした。国の方では平成19年から研究が進められているということでございます。

この病気につきまして、私も海南病院の山本院長にお尋ねをいたしました。そうしたら、病院の方としては、学会の方でも定期的な形で研究がされてきているというようなことでございます。そしてまた、先ほど議員の御案内のように、来年の遅くとも初年度ぐらいのところで厚生労働省からのガイドラインが出るというふうに伺っております。この病気に対するガイドラインを私どももしっかりと熟知していかなきゃいかんということでございます。ブラッドパッチ療法は、先ほど来、議員が御指摘のとおり、全額自己負担で行うということで、山本院長によりますと、1泊されてその治療を受けられるわけですが、治療費は大体10万から十数万かかるだろうというふうにおっしゃっていました。また、診察に関しては保険が適用されるということでございます。そんなような形で、この病院につきましても、いわゆる拠点病院という形で病院を集約化して、しっかりと研究していこうということだそうで、愛知県では名古屋市にございます中京病院、そして名古屋市立病院がその拠点病院として上げられているようでございます。そうした中で、海南病院としては、診察はするけれども、病院の方を御紹介申し上げるというような状況で対応してみえるとのことでございます。

先ほど来、教育課、あるいは健康推進課が答弁をしておるわけですが、私どもも、この情報提供ということについては、しっかりとした情報でないと大変また市民の皆様にも御迷惑をかけるというようなことにもなりかねません。そうした中で、この病気で苦しんでいる、あるいは患者さんの励みになるような形をしっかりと情報として得まして、ホームページ等で掲載をさせていただくという方向で取り組みをさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、こんなにたくさんの患者さんがあり、脳脊髄液減少症という病気で悩んでいる方がお見えになるということに対して初めて知ったようなわけで、大変申しわけなく思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

○13番（渡邊 昶君） 渡邊でございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

私が今回通告させていただいた案件は1件でございますが、その内容はと申しますと、平成22年度の予算というものが、今現在、部局において取りまとめされているだろうと思います。これも終局に来ておるんではないかと思うわけですが、この場をかりて22年度予算の編成方針についてということで市長にお聞きしたいと思っております。これは、これから市長の思いを予算に取り込んで市民の皆さんに提供する、提供というよりは仕事をする一番大切な事業であるというふうに思います。

それで、現状下においては非常に行政が厳しくなる。予算を組むのにも、一般会計では歳入が一番大切であると。国保特会とは全く逆の組み方をするのが一般であり、国保は、まだ被保険者の皆さん方が、安全で、健康で、明るい社会生活を送るために、やむを得ず病気になった場合は病院にかかるわけでございます。そして、どういうふうになるかということ、保険者である市長は、その状況と実績をもとにして、仮定の上で歳出を組むわけでございます。これは、安定した医療給付が受けられる条件をつくるというのが基本でございます。それに伴って、歳出を見込んで歳入を決めるというのが国保の特別会計。一般会計は、一般の家庭でいうと、お父さんの収入に基づいてその家庭の中身が決まってくるということになるわけでございます。私どもの弥富市においても、我々議員だとか市民の皆さんは、納税義務を果たした上、市長さん並びに執行部の皆さんにいろんな要求を出すのが通例でございますが、市長の苦しいのは、決まった中で平等・公平に行政を行うという非常に厳しい使命を背中にしょって運用していかないかということになるわけでございます。そこで、予算で一番重要なのは歳出ではなく、歳入であるということは私も考えております。

先日、ことしの2月ですが、新聞紙上で非常に厳しい内容の記事が報道をされております。これは中日新聞、2月17日火曜日でございます。西尾張16自治体で財政の状況が報告されておるわけでございますが、「変動に開き」というタイトルで、私ども弥富市、そして一宮、飛島村、この3市町村は非常に変動が大きいという記事が載っておりました。それで、隣の蟹江、それから津島については、我々とは違って割合安定しておると。減額が少ないという記事でございます。16自治体の中で一番大きく減額を余儀なくされておるのは春日町です。これは、三河部と違って尾張部の16ですので、自動車関連の事業とか輸出等の企業があるということ。それから稲沢も非常に大きいと。私どもの弥富も大きいということが載っておりました。これは2月であるということで、多分、財政並びに総務の方に記者の方が来て聞いて、そしてこういう記事にしたいだろうと思いますが、私どもの税というものは、7月から8月にかけて市民に一番関係する市民税、これは課税状況調書をつくって結果を出すわけでございますが、その前だから多少開きがあるだろうというふうに考えております。それから固定についても、7月の終わりから8月にかけてだろうと思うんですが、概要調書調べをやるわけでございます。そこで大まかな内容ががっちと決まる。それ以前の記事だから厳しいだろうというふうに私は思うわけでございますが、ここで市長にお尋ねいたします。

11月25日、全協の場で、市長の状況報告の中で税のお話がありました。私がこれ先に出してから聞いたもんで皆さん方は重複をしますが、この場で、市民の皆さんに一番関係する個人市民税、法人市民税、固定について、現状でどのような状況にあるかをお知らせ願いたいと。金額については億単位で結構です。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

議員各位御承知のとおり、大変先行きの見えない経済不況が続いておるわけでございます。当然、私どもの市税の税収見込みにつきましても大変厳しい。来年度予算編成に対して大変苦慮しているところでございます。特に前年の所得税額を基準として納税をお願いする市民税につきましても、一層の厳しさがあると思っております。

お尋ねの平成22年度市民税につきましてもでございますが、所得税の収入状況、あるいは近隣市町村の税収見込みの状況を参考にして、私ども弥富市としての算出をさせていただいております。個人市民税につきましても、前年度予算の14%減、額にいたしまして3億5,000万ほどの減収というふうに見込んでおります。また法人市民税につきましても、21年度のような大幅でない減収が続くと予想はしておりますけれども、ほぼ前年と同程度の予算額を想定しています。しかし、最近の急激な円高が長期化してまいりますと、このような減額に対しても補正をしていかなきゃならないというふうに思っているわけでございます。今のところ、21年度の法人税の決算額は4億円ほどに見込んでおりますので、それと同じ程度でございます。それ以上落ち込んだ場合におきましては、減額の補てん債をお願いしていかなきゃならないというようなことも頭の中には入れておかなきゃいかんということでございます。また、固定資産税につきましても、大変ありがたいことでございますが、この数年伸ばさせていただいております。そして、来年度に向けましても前年度比で二、三%増という形を置かせていただいております。額にいたしまして1億2,000万円ほどの増と見込んでおります。これは、平島中区画整理事業のいわゆる貢献、そして企業誘致の川崎重工の名古屋第1工場の竣工が来春でございます。そうした形における固定資産税の増でございます。市税合計といたしましては3%ほどの減を見込んでおります。額にいたしまして2億1,000万ほどの大幅な減収の見込みでございます。平成21年度の決算見通しからすると、ほぼ4億ぐらゐの減収になるかというふうに思っておりますけれども、厳しい財政運営が求められるわけでございます。私ども弥富市は、平成15年から平成20年まで6期連続の増収基調でございました。しかしながら、この経済不況、大変まだ厳しい状況がここ数年は続くだろうという仮定のもとに私たちは財政運営をしていかなきゃいかん、そんな思いでございます。財政当局といたしましては、2億1,000万ほどの大幅な減収ということがここ数年続くという中で算定をしていきたいと思っております。

それでは、平成22年度の予算案につきましても、皆様に案としてお示しをさせていただきます。前年度比は、まだ決算額が出ておりませんので、21年度当初予算との比較でお話をさせていただきます。

市民税（個人）は21億6,600万円、前年比86%、法人市民税は3億4,000万円、前年比105%、固定資産税は41億4,000万円、前年比103%、たばこ税その他の税に対しましては

3億2,600万円で98.5%を見込んでおります。合計の税といたしましては、22年度当初予算として私どもは69億7,400万円を想定し、予算編成をしまいたい。前年度比97.1%でございます。各議員の御理解と御協力を賜ることを心からお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） ただいま市長から、3税並びにたばこ税等も入れているとお話をいただきました。いずれにしても厳しい状況下、間違いなく減額になることはわかるわけでございます。

そこで執行部へ、これから予算ができると予算執行する各部局の皆さん方が御出席になっておりますが、皆さん全員から私が突然聞くということもできませんので、私は総務部長に代表してお尋ねしたいと思います。それというのは、ただいま市税についてお話を聞きました。あなたは、予算というものはどのようなものであるというふうに理解をしておみえになるか、簡単をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 予算ということでございますが、私の思いといたしますか基本的な考え方でございますが、まず弥富市の総合計画がございます。これと一体性を持たせまして、市民にとっての必要な施策を遂行するために適切に配分するものであると。こうした財源につきましては、当然市民の皆様からお預かりしております貴重な税金でございます。無駄のない執行計画に努めまして、多種にわたる行政サービスを市民の皆様提供するために組み立てるものだと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 今部長が言われたとおりで、予算というものは、いざ執行というときは本当に緊張感を持って執行していただきたいということと、それはと申しますと、絶えず市長は、税は一円たりとも無駄遣いはいかんということを念頭に置いて皆さん方にお話をしてみえる、私どもにもお話しされてみえますので、私は、予算イコール税は市民の皆さんから預かった貴重なお金であるということを肝に銘じておいてほしいということと、使用については公平で効率的に執行すると。それには、義務と責任があるお金ですよということをよく肝に銘じておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に行きますが、ただいま市長から税の内容についてお話をいただきました。実質、21年度の予算書を見ると、歳入項目は市債まで入れて21項目ございます。その中で市民の皆さんに一番関係する税3税、軽自を入れて4税になりますがお聞きしました。それで、全体の額もお聞きし、少し減額になるということもお聞きしました。それで、次年度に対して一般会計でどの程度の予算を編成することができるとお考えか、お聞きしたいと思います。

ちなみに、20年度の当初は億単位で127億、21年度は当初は136億ということになっております。21年度は、現在も予算の事業が続いております。前年度と比べると8%ほどの増額で予算編成ができたわけですが、22年度は、まだ今詰めてみえるところだからきちっとしたものは出ないと思います。私は出なくても結構です。おおむねこのくらいかなあということでもしお話ができるようだったら、お話がいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） お答えします。

まだ今現在、各課から出されてきている資料が取りまとめ中ということで、あと国からのいわゆる交付税等の額とか臨時財政対策債の発行可能額等まだ不明確な部分がありますので、あくまでも概算ということでしかお話しできないわけですが、まず税につきましては、先ほど市長の方から話がありましたように、市民税を中心にした減収がございます。もう一つ、暫定税率の廃止によって譲与税の減少がございます。これにつきましても、代替措置に関してはまだ未定という中で、そういった不明確な部分があるということでございます。それで、新規事業の中の保育所の建築に関しましては起債を発行するという部分がございますので、そういった起債を本年度より多く発行することによる収入の増があるという中で、全く不明確なわけですが、おおむね予算のトータルとしては、今後さらにほかの事業に対して起債の発行が可能かどうかの検討もありますので、その辺のところも不明確という不明確まるけでございますので、本当に責任を持ったお答えはできない状況でございます。その辺はお許しいただくという前提のもとに、大体140億ぐらいじゃないかというふうに考えております。ただ、余りにも不確定な要素が多過ぎるということでお願いしたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 私もちっと無理な質問かなとは思ったんですが、不明確はわかっております。ただ、21年度は136億だったと。それで私は、これに似ただけの予算は組めるのかなあというふうに心配したから聞いただけです。これは、これから市長部局におかれまして詰めた上で数字が固まってくるだろうと。3月の予算議会があります。そこできちっとしたものが出るということはわかっておりますので、今のお答えで結構でございます。

それでは次に入ります。

またこれ飛んだ話になりますが、弥富市の行政を眺めるには一番税が大切であると、歳入が大切であるということは、市長も、市長になられてから弥富市の集中改革プランというものをつくって計画的に協議しながら努力してみえるということでございます。それはさておきまして、市長は1期4年、市民の負託を受けて市政を担当されております。船に例えて言

うなら船長です。これで3年目を迎え、3年目が一番重要な年度であると思います。その予算をこれからつくるわけです。そして、最初の1年、2年目、この年度についてどのように考えてこられたか。これは済んだ結果でございますが、そしてまた向かう3年目はどのような考え、夢を持っておみえになりますか、まずお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

1年目、2年目、3年目ということでございますけれども、大変重要な年ばかりでございますので、1年目がどうだ、3年目がどうだということを申し上げることは少し差し控えさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても自主財源をしっかりと確保し、さまざまな社会資本整備、あるいは社会保障の充実、教育環境の整備、そしてまた広く市民からの負託にこたえていきたいという形で、この3年間やってまいりました。今後につきましても同じ気持ちでございます。先人の皆様の御努力において、先ほども申し上げましたように、平成15年から弥富市は6期連続の増収という形でまいりました。しかし、来年は大変厳しいということを先ほど申し上げたばかりでございます。そうした中において、しっかりと歳入、そして歳出項目をよく見きわめながら、歳入歳出のバランスをとりながらさまざまな執行をしていきたいということでございます。

そういった中で市民税に大きく影響が寄せてくるわけでございますが、先ほど財政部局からも話がありましたように、大変不透明なことが現在ございます。国あるいは県の補助金はどうなっていくんだ、あるいはさまざまな形にける新規の事業等々もあるわけでございますが、少しその辺のことにつきまして歳入と歳出の項目の中でお話を、ちょっとポイントを置きながら来年度に対する取り組みを考えさせていただきたいと思っております。

一つは、先ほどから何回も言っておりますように、歳入においては個人市民税が大きく減額をするということでございます。それから、固定資産税については若干伸ばさせていただけるかと。法人市民税については、ほぼ同額という形で予算を立てていきたいというふうに思っておるわけでございます。そしてまた、担当が話をしましたように、税外収入といたしましての暫定税率の廃止に伴う弥富市の影響は約1億あるわけでございます。歳入として、今の現状の中ではこの補てんをしていただかなきゃいかんわけでございますけれども、今の新政権の中ではそのお考えはまだないようでございますので、大変厳しい現実だというふうに思っております。

それから、市債につきましては事業計画に基づいてやっていきたいと思っておるわけでございますが、弥生保育所の新しい建設につきましては、いわゆる合併推進債を使用していきたいと思っております。合併推進債が平成28年度まで、合併してから向こう10年の中で使えるわけでございますので、これをお願いしていかなくやいかん、そんな思いでございます。

これは、90%が市債という形で充当していただけるということでございますので、我々としては1割をまずは用意していくという形で、合併推進債を市債として発行していきたいというふうに思っております。

それから歳出でございますけれども、人件費につきましては、22年度から地域手当が御承知のように8%から3%に減額になります。そのほか昨今の賃金の改定等々をお願いしているわけでございますが、それが歳出といたしましては8,700万円の減になる。人件費としては8,700万円の減になるというふうに思っております。そうした中で、平成22年から向こう3年間にさまざまな事業を展開していかねばならないわけでございますけれども、平成23年度、24年度に計画をしております第2桜小学校の建設におきましては、その財源をしっかりと確保していきたいというふうに思っております。特定財源である国の支出金、地方債を除きまして、私ども一般財源としては約7億円を準備していきたいと思っているわけでございます。平成22年度においては、来年度規模だけで2億円をいわゆる基金として積み上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。また、さまざまな形の事業ということについても、議員の皆様にお示しをしていきたいというふうに思っております。一番大事なことは、やはり義務的な経費。扶助費を中心とした義務的な経費はやめるわけにまいりませんので、多少の増にはなると思いますが、しっかりと予算化をしていきたいというふうに思っております。そうした形で財政は大変厳しい状況ではございますが、皆様の御理解をいただきながらしっかりとした予算編成をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 12時が近くなりましたので、ここで暫時休憩をとります。午後1時から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

渡邊昶議員。

- 13番（渡邊 昶君） 午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

先ほど、私が市長に1年目、2年目、3年目はどうですかという質問をしたんですが、市長からは、1年、2年、3年に区切りはないよと。各年各年、緊張感を持って行政に対応しておるんだというお言葉をいただきました。非常にいい言葉だと思います。努力をお願いしたいと思います。

そして税については、私ども弥富市では、南部の港湾地帯には景気動向の影響を受けやすい物流や製造業、輸出関連の企業が多くございます。まだまだこれからもうんと伸びていくだろうというふうに期待を持っているわけでございますが、いずれにいたしましても、世界的不況によりまして大幅な落ち込みが懸念されておる。事実、聞いたとおり、税収入については減額が予測されておるわけでございます。なお一層の努力をお願いしていききたいと思います。

次に行きます。

そこで私の三つ目ですが、これで市長さんになられてから3回目の予算策定をされるわけでございます。今まで自分の考えと意思を行政に力を入れてやっていただいておりますが、次年度、何か目玉となるものがあるか、考えてみえるものがあるかということ。これはなぜかといいますと、1年、2年、3年と来て、一つずつの節目をクリアしていくわけでございます。そして、負託を受けた年限の中で具体的に意思を実施に向けて動く時期であると思ふので、重要であるというふうに申すわけでございます。だから、現状を見て、言葉は悪いかもしれませんが、手のひらを返さなければいけないこともあるかもしれません。そして、私はお願いするわけでございますが、過去の流れと慣習を基本にして物事に当たるといことじゃなく、スタッフの部局の皆さん方ともよく話をし、地域の住民の理解をとりつけて一生懸命やっていただきたいと。市民は非常に期待を持って服部行政を見守っていると私は思うからでございます。

それで次、もうすぐ21年が終わり、22年に入る。そして予算をつくるということになるわけでございますが、今年の4月には向こう10年間の指針となる構想をスタートしたわけでございます。そして、新春の市民の集まり、並びに新聞にも報道されておりましたが、仕事始めのときに市長は、市民に喜んでもらえるまちづくりがしたいんだと。そして、柱を立てて福祉政策の充実、都市基盤の整備、そして重要な税、自主財源の確保を柱にして進めたいと。これは、三つ合わせて生活関連の社会資本の整備、片仮名語で言うとインフラの整備だと私は思います。来年度はこのような形で進められるかどうか、考えがあったらお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

来年度における重要施策があるかということでございますが、基本的には今までの中でもお示しをさせていただいておりますように、私どもとしては、渡邊議員御指摘のように、弥富市が総合計画を立案いたしまして、向こう10年のまちづくりという形で市民の皆様へ御提案申し上げているところでございます。そして、来年が2年目になるわけでございます。そうしたことに對しては、先ほどの話の中にありますように、社会資本の整備を計画的にやっ

ていく。あるいは社会保障費、介護福祉、医療といった問題についてもきちっとやっていく。あるいは教育環境の整備という形で、またこれもしっかりやっていくということでございます。そうした中で、計画的に既に皆様にお示しさせていただいているものについては、いわゆる歳入歳出のバランスの中でしっかりやっていきたいというふうに思っております。特に義務的な経費である扶助費等については、待ったなしという状況の中で進めさせていただくというふうに思っております。私は職員の方に、予算をそれぞれの部局でつくっているわけでございますけれども、大変厳しい現実をしっかりとわきまえていただきたいということをおねがひ申し上げておるわけでございます。

そうした考え方において、予算編成に当たる要領を各職員の方に示させていただきました。8項目ほど、しっかりと精査をしながら予算をつくってほしいということでございます。一つには、市民にとって必要な施策は的確に把握すること。そして優先度、あるいは緊急度に応じた事業計画、事業採択を効果的に進めること。あるいは、新年度においての新事業については事業効果をしっかりとわきまえること。そんなようなことにしっかりと取り組んで来年度の予算編成に当たってほしい、あるいはそれぞれの事業計画に当たってほしいということを各職員に話をさせていただいております。そして、23年までの中で、先ほども話をしましたように第2桜小学校の建設の問題、あるいは防災公園の問題、保育所の問題等々があるわけでございます。そうしたことをしっかりとやっていきたいと思っております。いずれにいたしましても大変厳しい予算編成になろうかと思っておりますけれども、歳入状況をよくわきまえながらしっかりとやっていきたいということでございます。特に大きな目玉というようなことについては考えておりません。しっかりと現実を見ながら進めていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 特にこれという目玉はないよと。だが、重要施策は8項目ほど上げて、スタッフの皆さんと十分協議し、よりよいまちづくりに努力したいという心意気でございます。非常に僕はいいいことだなあと思います。

そこで、将来にわたっての税等を考え、僕が勝手に思うことでございますが、二つほど、今からスタートするということと、実施に向けて最大の努力をしてほしいという問題がございます。それは何かといいますと、このもとは、いずれにおいても自主財源の確保に向けて力点を置くということで、不況のときこそ全力で社会の変化に対応し、市民の皆さんに安心と安全を与えると。それというのも、予算の原点は税であると。

そこで、先日政府の行政刷新会議による事業仕分けの作業も終わりました。皆さん御存じのとおりだと思います。その中で私が新聞の記事で一番気になったのは、市長が以前にも我々に報告していただきました港湾整備事業でございます。この8月ごろに現場の方に入っ

ていただいておりますように聞いておりますが、「整備予算圧縮」というタイトルで新聞に掲載されたわけでございます。これは11月21日ですが、「第3バース完成未定」というタイトルで大きく載ったわけでございます。これは何かということ、事業仕分けの予算圧縮ということで、第3バースの総事業費は、私どもも聞いたように264億という予算が前政権のときには公表されておったわけでございます。それが、せんだっての事業仕分けで、ちょっと待ちなさいということで物言いがついているわけでございますね。完成時期は未定ということになっているわけでございます。だが、前原大臣は、場所によっては重点配分を考えておるということを言ってみえるわけです。私どもの弥富市の鍋田ふ頭についても可能性は十分あると思いますので、重点施策の一つとして最大の努力をお願いをしておきたいと思います。そして、スーパー中樞港湾のうち、国は2ヵ所ほどを重点的に予算配慮するよということを行っているわけです。2ヵ所ということになると、新幹線の駅のように東京・大阪・名古屋というふうになるとうちが3番くじを引くわけです。東京から来て東京・名古屋・大阪と来ると2番くじです。これは、政治的な努力が非常に必要になってくるというふうに思う。だからこそ、愛知県、名古屋市、管理組合、そして私どもの市長が最大の努力をしていただきたい。そして、市民が安心して暮らしができるような体制づくりをお願いしたい。それを一つ私はお願いするわけでございます。

そしてもう一つは、つい先日の中協のときにお聞きしましたが、来年度の12月をめどにして換地処分を終わりたいというお話がございました。これ平島地区の地権者並びに区画整理組合の皆さんの本当に並々ならぬ努力によりまして、立派に面の工事は完了するわけです。あとは事務的処理、換地処分という権利指定の仕事が残るわけでございますが、まだまだ現状では未完成の部分もあると思います。ここまでできた平島を弥富市の本当に中心的なまちにするのには、さらなるインフラの整備、そして他地区とのつながりをスムーズにするために一層の道路網の整備が私は必要ではないかと。このままで終われば、本当に箱庭で終わっちゃうというふうに思うわけです。つながることによって地域間交流ができる、人間のつながりができる、生活が豊かになると、あらゆるものが経済効果として出てくるわけです。だから、二つ目には、この地域をなお一層よくするために何を加えるかということです。私の思いでは、名古屋十四山線の着手・完成が切望されております。名古屋市につながる名古屋市の都市計画道路日光大橋西線は、用地の取得、物件の補償等も済み、間違いなく工事が進んでおりますので、近々のうちには完成するだろうと。となれば、西尾張中央道から西、坂中地地区は農免道路でつくりました。この名古屋十四山線を今の状況よりももう一つ上に格上げして、平島地区はもとより弥富市全体のまちづくりに、生活基盤の充実、利便性、強いて言えば旧十四山と旧弥富が合併したことにより両地域が融合し、一体化できることにかかっていると私は考えております。そして、この弥富の平島から真っすぐに名古屋へつなが

る、愛知県の中心につながる道路の整備。現在は、国道1号、南は名四国道がございますが、生活用道路としては使えんことはないが、使い勝手の悪い部分もございます。この中で名古屋につながれば、非常にすばらしいまちづくりが周辺もできるのではないかというふうに思うわけでございます。そして土地利用の高度化、究極は税にもつながると思います。この2点を今すぐ入れるとか入れんじゃなしに、私は重点的にも考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員から二つほど御質問をいただいております。事業仕分けにおけるいわゆる凍結であるとか、あるいは延期とか見直しとかということがされておるわけでございますけれども、私ども弥富市にかかわる問題として鍋田ふ頭の第3バースという件でございますが、議員指摘のように11月21日の朝刊に、向こう7年で完成するということに対する、例えばバースだけは2011年に完成するという事業で、国の方で進めさせていただいておるわけでございますが、それが事業仕分けにおいて完成が11年には難しいだろうというようなことが記事として載ったわけでございます。ちょうどその日に朝の10時から第3バースの着工式のセレモニーがあったわけでございます。どうしてこういうタイミングでこういう記事が出るのかということで、私もしささか不思議なわけでございますが、しかし新聞の記事に載ってよかったなあと、半面そう思います。そこに出席していただいている方は、すべてが第3バースを推進していきなきゃいかんという国の官僚であったり、あるいは名古屋港の管理組合の管理者が、今、名古屋市長の河村市長になっております。河村市長にも力強く鍋田の第3バースは推進しなきゃいかんということで、いろんなことで問題を今私どもとしても河村市長との中ではあるわけでございますけれども、唯一、私たちが今現在共有できる問題が、この鍋田ふ頭の第3バースではないかというふうに思っております。これは絶対やらなきゃいかんと、力強く進めていただいております。

そして、この問題につきまして、私も11月28日に民主党の県連代表の伴野代表に、国の方に陳情していただきたいという形で要望書を渡させていただきました。そして、12月3日に幹事長室の方へ届いたという形でございます。今は、事業仕分けから陳情仕分けというような状況になっておるわけでございます。必ずフィードバックしていただきたいと伴野代表にもお願いをしているところでございます。いずれ、そのお答えが告示しをしていただけるのではないかというふうに思っております。渡邊議員がおっしゃるとおり、スーパー中枢港湾に対して国土交通省の大臣は絞り込みをしていく、いわゆる国際競争力に勝てる港づくりをしっかりとしていくということでございます。韓国においても中国においても、すばらしい港が今あるわけでございます。日本における全体の予算をもっと集約化して、スーパー中枢港湾を絞り込んでいくということでございます。全体の予算は削減されておりますけれども、

集中化することにおいて国際競争力をつけていくということでございます。その一つが、東京・横浜のセットでございます。もう一つが大阪・神戸のセットでございます。もう一つが私ども名古屋と四日市のセットでございます。この三つのところを一つか二つに絞り込んでいく。そして、集中的に資本を投資して国際競争に勝つ港にしていくということでございます。この論議は、来年の6月までにしっかりとその方向性を定めることになっております。こういったところがスーパー中核港湾に選ばれるかということでございますけれども、私どもといたしましても、先ほどいいましたように、さまざまな形で国の方にも御要望申し上げていきたい。名古屋港は、今現在日本一の貿易の扱い量でございます。ただ、コンテナにおいては、横浜港、東京港に負けるわけでございますが、全体の貿易の扱い量は日本一でございます。そういった意味で、決して名古屋飛ばしをしていただかないように、力強くお願いをしているところでございます。いずれにいたしましても、来年の夏ごろまでにその方向性を国の方はつけるというふうに言ってみえますので、今後も要望を関係者一緒になって進めていきたいと思っております。

二つ目の、平島地区における区画整理事業が来年22年度をもって一応の、十数年かかってきておるわけでございますけれども、終わろうという形になっております。その中で、まだ道路が未完成であることは御承知のとおりでございます。私といたしましては、南北道路の向陽通線を早く1号線まで持っていきたいという気持ちを持っております。そして、今年度には、それに対する測量をしていくということを考えております。そして、もう1本は、議員御指摘の名古屋十四山線でございます。これは、まだ県の方から少し未買収のところがございます。なかなか東へ進むということについておくれしているわけでございますが、これも関係者団体に対してお願いを申し上げて、名古屋十四山線も早く抜けられるような形でお願いを申し上げていきたいと思っております。そうすると、いわゆる東西南北という形でのしっかりとした道路ができ上がってくる。今、南下しております国道155号線、名古屋第3環状線ときちっと結びつくということで、非常に大きなネットワークになるというふうに思っているわけでございます。そうした形に対して平島中区画整理事業の役員の皆様、あるいは地権者の皆様に対して大変な御努力をいただいたということで、今すばらしいまちができつつあるというふうに思っております。今後とも御支援賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。
- 13番（渡邊 昶君） なお一層、御努力を頼んでおきます。

時間ももう本当になくなってしまったのでちょっと走りますが、通告の4番目でございます。出しておる項目は、政府において事業仕分けが行われた。本市においては、その仕上げはどのように考えておみえになりますかという質問を出しているわけでございますが、政府

においては9日間にわたり事業仕分け作業が行われ、数多くの問題点が出たというふうに報道されております。それによりまして、国は現行の概算要求基準はまず廃止するよと。そして二つ目に、民主党政権になってから国民の皆さんに示したマニフェストに従い、施策の実現のために予算を組み替えますよということも言っておるわけです。そして三つ目には、既存の予算についてはゼロベースで厳しく順位を見直して、要求段階から積極的な減額を行う等を上げ、事業仕分けが終わったわけでございます。本市においても、その動向には細心の注意をもって予算編成を行っていくということが大変重要であるというふうに思います。このような厳しい状況下において、市長さんが掲げられる柱の実現と総合計画の実現や行政集中改革プランの達成、まちづくりを進めていく必要があって、市民のニーズにも対応していかなければならないと。より一層の創意工夫によりまして経費の節減に努めてもらいたいと思うわけでございます。そこで、市長は、国が行っておる事業仕分けという方法じゃなく、弥富市型の仕分け方があるかないか。もしあるとするならどのように行おうとしてみえるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員に申し上げます。

弥富市としての事業仕分けということは、基本的に考えてしっかりやっているかということとでございますので、この問題につきましては総務部長が統括してやっておりますので、総務部長の方から答弁をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 渡邊議員の御指摘のとおり、行政刷新会議におきましてワーキンググループによる事業仕分け、これは447事業9日間の日程で終了されました。本市におきましてこういう事業仕分けはどうかということでございますが、本市におきましては、事業仕分けの前段階に当たると思いますが、昨年度から行政評価システムというものを導入の準備をしております。現在、この行政評価システムについて、内部で事務事業の目的、手段、成果を明確にしまして、活動の結果や成果がどうだったのかということ、一定の基準・視点に沿ってあらわしまして、その成果について今後の行政運営の改善につなげていくという考えを持っております。さらに、その仕組みにつきましては、この行政評価を来年度からの導入に向けまして、各課において150件に及びます事務事業の行政評価シートを作成いたしまして、担当の部課所において事務事業の評価・点検をしてまいりたいと考えております。

この事業仕分けにつきまして、市が実施しております事務事業を市民の視点から点検する外部評価として、事務事業の目的、手段、成果から事務事業の今後のあり方について仕分ける作業でございますが、この事業仕分けにつきましては、外部の視点で事業の必要性を考えるのは特に有効と評価する半面、効率優先の問題や議会軽視との意見など、さまざまな課題

があると聞いております。この導入に当たりましては、国や県の動向も注視しつつ、先進地事例などを参考にしまして慎重に今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

○13番（渡邊 昶君） 最後になりました。時間がなくなったので細かいことはお話しできませんが、行政仕分けをするということは、まちも考えてみんなで努力するということでございます。仕分けを経験することは、一人一人の皆さんが税金の使い方に厳しい自覚を持つことができ、そこに意義があると私は思います。

そこで、今回私は飛び飛びの質問になりましたが、この内容で質問したということはどういうことかと申しますと、日本経済の景気動向というものは、20年後半以降、原油、素材価格の高騰に加えて、アメリカにおけるサブプライム住宅ローン等を背景とした金融市場の混乱が世界的な経済危機に発展し、外需に多くを依存する私ども日本経済も、非常に強く影響を受けて急激に減速したがため、今では弱いながらも一部値下がりとはまる兆しが見えているように思われます。そうした中でデフレも進んできたわけですが、政権も民主党中心の政権に変わり、仕分けも終わったわけでございますが、詳細な発表はいまだかつてないが、すべての予算を組み替え、歳出の中身を変えるという厳しい状況にあるがために、私ども弥富市においても、その動向には細心の注意をもって、次年度22年度の予算編成を行っていただきたいということと、行っていく必要があるんじゃないかと考えたので、今回の質問になったわけでございます。どうか市当局におかれましても、我々議会も全面協力するという条件をつけて最善の努力をお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、市長からコメントがあったらお話ししたいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 渡邊議員から、各項目にわたりまして御質問等をいただきました。皆様にお知らせさせていただいているように、平成22年、市税という形での歳入は大変厳しいものがございます。しかしながら、しっかりしたまちづくり、あるいは社会福祉といったようなものについては待ったなしでございます。そうしたことを十分考えながら、まちづくりを皆さんとともに推進していきたいというふうに思っておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本です。通告にしたがいまして、私は3件の質問をさせていただきます。

初めに、ことしの10月8日に愛知県の知多半島付近に上陸いたしました台風18号に対する

市の対応についてお伺いをいたします。

当初は、50年前の伊勢湾台風と似たルートを通り、大きな被害も予想されましたが、幸いなことに、当初の和歌山県潮岬に上陸する見通しが8日の早朝に知多半島に上陸したことによって、台風の西側に当たりました弥富市は大きな被害もなく済んだと思っておりますが、今回のこの台風に関して、市として市民にどのような避難情報と避難場所に対する受け入れ体制をとっていたのか、お伺いをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 過日の台風18号に対します市民に対する避難態勢はどのような態勢かということでございますが、これにつきましては、10月7日の警報発令6時間前に、午後4時でございますが全庁連絡いたしまして、非常配備態勢を当日の午後8時にとるということの徹底と、当日は平日でございましたので、閉館時間から8時までの間の各施設の自主避難に備えた配備態勢をとりまして通常勤務とさせていただきました。そのような態勢でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、市の方では7日に対策本部を設置し、準備をしたということであります。

私の近くに住んでいる住民の方から、今回の台風は、そういった意味で伊勢湾台風と同じようなルートをとるし、大型で強力であるというテレビ等の情報を得ながら、それだけ大きな台風であれば早目に避難をした方がよいだろうということで、それぞれ避難箇所に問い合わせをしたところ、白鳥のコミュニティセンターが住民の方には一番近い避難場所ということで問い合わせたところ、午後8時以降しか避難は受け入れないという返事がされ、自宅待機を余儀なくされたということでありました。なぜこれだけの大きな台風が来るということが予測されていたにもかかわらず午後8時以降しか避難ができなかったのか、市の考え方を明らかにしていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） なぜ午後8時からしか避難ができないのかという御質問がございましたが、これは電話での受け答えの中で言葉の行き違いがあったのではないかとということで、これはあってはならないことでございます。先ほどもお話ししましたように、当日につきましては午後8時から非常配備態勢ということがあったわけでございますが、その間の自主避難に対する各施設の対応といたしましては、職員が通常勤務につきまして自主避難に対応するということ徹底をしておりました。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今の答弁を聞いていますと、いつからでも避難はできましたよという

ようなニュアンスの回答でありましたけど、間違いなくそういう返事しか受けていないということで、雨の暗い中、車で移動したということでもありますけど、今回のこの台風に関して、弥富市内では何人ぐらいの皆さんが避難をされたのか。そして、世帯数でいうと何世帯ぐらいがどの小学校区ごとに避難されたのか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 当日の自主避難者数におきましては、全部で32世帯62名でございます。それで、学区ごとにはちょっとわかりませんが、該当する白鳥コミュニティセンターにつきましては、6世帯14名の方が自主避難をされてみえます。それで、障害を持ってみえる方が1名1世帯あったということをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、全体で32世帯の方が避難されたと。小学校別では把握していないという回答でありましたけど、弥富市の地域防災計画の中には、きちっとこの表に基づいて避難した人は書くようになっていきますので、また一度精査をして、どこの地区で何人何世帯避難されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

今回の台風、私どもの区長補助員さんは心配されまして、自分たちの地区からこういった方が避難をされたのか、ある意味では把握する必要があるという判断に立ちまして問い合わせたところ、プライバシーの侵害になるのでそれは教えるわけにいかないというふうに断られたと聞きましたが、なぜそのような対応しかできないのか疑問に思います。区長補助員さんは、イコール私どもの自主防災組織の副委員長も兼ねているわけでありますので、当然自分のところの地区の住民の心配をするのは当たり前のことでありますので、そういった方に答えなくて、一体全体地区のだれが避難しているのか、だれに明らかに市の方はするつもりでおるのか、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 1点目の、各施設の避難状況の世帯数、避難人数については、各施設の方で把握しております。学区ごとというお話でございましたが、その集計がちょっと出ていませんでしたから、後で必要であればお渡しをいたします。

それと、今の避難者名をなぜ公表できないかということでございますが、これにつきましては、やはり個人情報との関係から控えさせていただいております。先ほども言いましたが、家庭家庭での自主避難ということでございますので、家庭家庭での御事情もありましょうし、当然、自主避難については自助・共助部分もございますので、たとえ役員さんであるにしろ、その辺については控えさせていただいております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） こういったことは人命にかかわることでありますので、そのために各

地区に自主防災組織も組織されておりますので、確かにプライバシーの問題もあることは否定しませんけど、少なくともこういった役員さんには一定程度の情報を知らせる必要が私はあるかと思うので、一度この関係について御検討をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 自主避難された方の氏名といったことに対する公表の問題でございますが、これはあくまでも基本的には本人の御同意が要るわけでございます。そうした中でお示しをさせていただくというのが私は本意だろうというふうに思っております。しかしながら、台風等の緊急時でございます。そうした中でお名前を区長さんとか区長補助員さんに提示させていただくことは必要とも考えておりますので、こういったときについては、後ほど御本人の方には確認をとるというような形で今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） プライバシー問題に触れる部分があるかと心配するのは当たり前でありますけど、いろいろ考慮しながら、やはり地区の責任者の人には私は知らせた方がいいんじゃないかというふうに思いますので、またいろんな方法を検討されながら、連絡方法について一考をお願いしたいと思います。

また、今回のこういった避難した方について、役所の方は、それぞれ家庭の事情があって避難された方もおるとは思いますけど、その避難された状況について内容等々を含めて把握されているのかどうか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 私ども自主避難についての把握につきましては、各避難所にそれぞれ担当者をつけまして、一応氏名・年齢それぞれ聞き取り調査を行いまして、先ほど自助・共助という話もありましたが、やはり食事も持ってみえない方、また毛布等もない方につきましても、非常用のもので対応したというのが過日の状況でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） なぜそれぞれの皆さんが避難されたのか、やはり市の方がきちっと把握していれば、これからこういった災害等々のときに、その避難された皆さんに連絡することが、これからこういった風水害等発生する場合、事前にお知らせしたり、早目の避難の勧告等もできると、このように思います。当然、この弥富市はマイナスゼロメートル地帯でありますので、特に地盤の低い方は早目に避難をされるだろうと思っておりますので、これからもこういった避難をされた方の状況について、それぞれ個々にきちっと把握をされて、データをもとに一人でも被害に遭わないようにぜひ努力をしていただきたいと思います。

それに関連いたしまして、市民の避難場所ということについては皆さん大変関心を持って

おります。今年度予算の中で白鳥学区に建設予定の防災広場の関係について、その後の進捗状況はどのようなになっているのか、わかっている範囲で結構ですからお答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 白鳥学区の防災広場の件の前に、先ほどまでの避難の関係の防災体制について、台風18号の経験から、今後、避難場所についても充実した体制で、1学区1ヵ所程度に絞った形の中で避難態勢を充実したいと考えております。

それから、伝達手段といたしましてケーブルテレビ、また同報無線等の手段を使いまして、避難所開設情報の充実も周知徹底を図りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、防災広場の進捗をということでございますが、場所につきましては、白鳥学区地内の自治会長さん方にほぼ御理解をいただきまして場所を特定いたしております。その中には4名の地権者の方がお見えになりまして、2名の方につきましては、ほぼ内諾を得ております。ただし、共有で2件、市外の方がお見えになりまして、その方については年度内に決着するよう交渉中でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 市民の安全確保に向けて、一日も早く各小学校区に防災広場の建設をよろしくお願いいたします。

次に2点目、排水機場の管理についてお伺いをいたします。

11月10日から11日にかけて海部地方に大雨が降りまして、この結果、私どもの地区を流れる宝川（市江川）の水が逆流をいたしまして、私どもの用水路からあふれ出た水が佐古木1丁目の竜頭公園付近では約20センチぐらいの浸水状況、こんなことになりました。この原因は、新孫宝排水機場のポンプが全く動いていなかったということがわかりました。うちの実行組合の役員さんが、明け方3時ごろ起きて自分の周りの用水路を見たところ、物すごく増水しているので、慌てて1号線のところにあります排水機場を見にいったところ、逆流していたということで、地区の区長補助員さんにも連絡をし、市の方に直ちに排水機を動かすように連絡をとったところ、市の方では、夜間は係員が常駐でないので連絡がとれないという返事であったというふうに聞いています。その結果、排水機は朝方の9時前後に動いて水が引き始めた、こんな状況であったということでもあります。弥富市の地区防災計画書の中には、この宝川の排水機の管理は孫宝排水土地改良区が責任者になっているというふうに載っていますが、少なくとも弥富市もゼロメートル地帯でありまして、また弥富市を流れる木曽川を除いたすべての川は、排水機によって海へ水が放流されていると思っていますけど、排水機を管理しているところは、住民の命と暮らしと財産を守るという気持ちで私は運転をされていると思っていますけど、市はこういったところに対してどのような指導をなさって

いるのか、お答えください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、今の御質問にお答えをさせていただきます。

市としての指導でございますが、現在、孫宝排水土地改良区で管理しております運転手は2名ございまして、台風・大雨等の増水した場合には、危機管理意識を持っていただいて迅速に対応していただくようお願いしているところでございまして、先ほど議員が言われましたように、住民の生命と財産を守る上でも、管理者であります土地改良区の方に注意・指導を行っておりますが、今後につきましても、そういった体制で指導していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 市が本当に危機管理を持って管理を任せておるのかどうか。これは市から孫宝排水土地改良区に頼んであるのか、県の依頼でここがやっておるのか、どちらでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

今、県も市も指導は当然させていただいておりますし、孫宝の排水機場を設置する段階で愛知県の方で操作規則というのを設けておりますので、そういったところで両方で指導しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 先ほども申し上げましたように、弥富市を流れるすべての川は、例えば鍋田川でいいますと、鍋田川の土地改良区と愛知県と三重県が管理していると。それから、伊勢湾岸の末広川排水機から稲山の第1排水機はそれぞれ鍋田土地改良区、それから鍋田1号関係は愛知県、宝川関係では今言いましたようなところ、それから善太川はどこが管理しているのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 善太川につきましても、2級河川ということで愛知県の方で管理しております。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） こういったところは、それぞれ土地改良区、県の職員の方が管理をしているということでありますけど、ここの職員の方は何人体制で、何時から何時の勤務であって、こういった排水機等の稼働について、例えば大雨が降る、台風が来る、それぞれ気象状況について必ず把握をしていると思っていますので、台風のときには徹夜態勢をとるのか、

大雨が降るということが事前にわかっていれば徹夜態勢をとっているのか、その辺のところを教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 職員の体制でございますが、平常は8時半から5時15分ということでございまして、こういった大雨等の予想されるときにおきましては、先ほども言いましたが、新孫宝排水機場の操作規則によって、かなりの降水が見込まれるということでありましたら、ＴＰのマイナス2.6メートルを超えることが予想される場合につきましては、マイナス3.6メートルの段階で運転をさせていただき、またマイナス4.1メートルを下回る場合において停止をさせていただくということで、こういった規則に基づいて運転を行っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 水位に対する一定の規則があつて、そのように手配をとるということでもありますけど、孫宝排水機は新しく、ここ近年設置されたと聞いていますけど、この新しい排水機、例えば人がいなかったら自動にタイマーが入って、一定の水位になれば水が当然排水されるような装置になっているべきだと思いますけど、その辺の把握はどのようになっていますか。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 今の自動装置の関係でございますが、20年度に新孫宝排水機場が完成をされまして、本年の5月16日に排水機場の起動式が行われました。この計画に基づいて完成したものにつきましては、自動装置については装備されておりませんので、今後そういった指摘のとおり、いろんな機器とか連絡網とか、オート装置をつけるということになると監視カメラとか、その運転手のところに自動的に電話が入るようなＮＴＴの回線を使って連絡をとるとか、そういった運用も含まれますので、現時点での装置につきましては、そういったことで手動という形をとらせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今回の11月の場合、この海部地方に集中的に雨が降ったということで、予測されていた事態なのか、予測されていなかった事態なのか。そういったことに対して人がいないからポンプは回らんよでは、おのずからは水害が発生するわけではありますが、そういったことに対して市はどのようにこれから考えていくのか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

佐古木地区竜頭公園地区の浸水問題でございますが、11月10日から11日にかけての問題も

さることながら、台風18号でも私は朝巡回をさせていただきまして、その浸水状態を確認しているところでございます。先ほど市と土地改良区との確認事項等々がございませけれども、一番大事なのは、住民の安心・安全に対してどう行政と土地改良区が連絡を取り合ってやっていくかということだと思っております。管理のキャッチボールをするわけではございません。そうした中で、こういうような状況に立ったときには事前に各土地改良区の排水機が順調に回転できるように、我々行政からも土地改良区に対して要請をしていくということが大事ではなかろうかと思っているわけでございます。今後は、今回の教訓を生かしながら、そのような形でとらえていきたいというふうに思っています。

なお、佐古木地区竜頭公園近くの浸水問題につきましては、抜本的な工事が要するというふうに思うわけでございます。一昨年、少し排水という形で工事をさせていただいたわけですが、今回台風18号、あるいは11月10日の雨の問題については、ほとんど機能が不足しているということがわかりました。そうした状況の中で、今度の台風という形が予想される前にしっかりと予算を計上し、しっかりと測量し、その地域の方に対して安心・安全という中で生活していただけるように工事を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） ぜひ、市民の命と暮らしと安心して住めるまちづくりのために、一層の努力をお願いしたいと思います。

これに関連いたしまして、私は、この議会の中でも佐古木地区の用排水路が市江川と直結しているという構造上から、佐古木地区を流れる用排水路は2ヵ所の水門をもって水位の調整を行っている、これが実態であります。今回の11月の関係についても、既にもう田んぼの関係は終わっておりまして、水門はオープンの状態になっていたわけでありまして。そのために、宝川の水が増水したことによって、今市長からお話がありましたように、佐古木1丁目の辺では冠水をしたということでありまして。確かにオーバーフローした水が旧十四山の方へ流れるように一定程度の工事はしていただいておりますけど、残念ながら現状は浸水をしたという事実であります。こういった地区の皆さん、実行組合の皆さんも、夜中に起きて、心配しながら用水路の管理をしているわけでありまして、今回20センチぐらいで済んだのも、実はここに水門扉が設置してあるわけでありまして。昨年この扉が腐食いたしまして、自分たちのお金で鉄製からステンレス製の扉に取りかえたという経過があります。今年度も4枚の扉のうち1枚がまた腐食しておりまして、今、業者の方に見積もりを出しているというような状況でありまして、おおむね1枚この扉を鉄のものからステンレス製に取りかえると90万前後かかるというふうに聞いております。この用排水路は、6ヵ月間は田んぼをやっている方が使う。12ヵ月間は弥富市民の排水路として使ってるわけでありまして、ぜひこの扉の

補修問題についても、市の方は、ここは市街化区域だから補助は出せないという回答しか得られませんでしたけど、もう一度、そういった意味では市民の安心・安全をこの扉が守っているんだと。そして、排水路としてこの用水路を使っているんだという認識に立って、補助を一定程度、市もすべきだというふうに思っていますので、お答えをお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの山本議員からの御質問でございますが、水門に対しての助成をということでございますが、これに関しましては以前の議会の中でも回答をさせていただいておるといふふうに私は認識しております。そうした中で、今現在としては、この補助ということに関してはございません。こういったことに対しましては、他の案件等もありますが、今後の検討課題にもさせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、部長の方から検討課題と。前向きな検討課題になるようにぜひ市の方も努力されまして、弥富市に住む住民が安心して暮らせる地域づくりのために、ぜひ努力されたいことをお願いしておきます。

次に、3件目の質問をさせていただきます。

今、弥富市は、それぞれ住民の皆さんに「保存版弥富市ごみの分け方、出し方ガイドブック」というのが配布されております。それぞれこれを見ながら、皆さんごみ等を出されているわけでありまして。最近では缶コーヒー・缶ジュースにかわりまして、アルミボトル・スチールボトルのコーヒー・ジュース等が多く出回っています。資源ごみの回収等に日夜奮闘している衛生委員さんの皆さんから、この新しくできた製品のアルミボトル・スチールボトルの正しい出し方について市民に周知徹底をしてほしいと。ほとんどふたをつけたままボトルが出されているので、その都度ふたをとって中の液を外に出したり掃除をしたりして、ふたは不燃ごみへと分別をして、大変な作業であるというふうに伺いました。先ほど申し上げました「弥富市ごみの分け方、出し方ガイドブック」を参照してみますと、こういった新しい製品に対する出し方が明記されておられませんので、ぜひ新しい製品に対する正しい出し方について、早急に市民に周知徹底を図っていただきたいということでありますので、市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問にお答えする前に、先ほど議員からお話がございました、この「ごみの分け方、出し方ガイドブック」の発行の経緯について少し述べさせていただきたいと思ひます。

この「ごみの分け方、出し方ガイドブック」は、旧佐織町にございます清掃工場から弥富市にございます八穂クリーンセンターに清掃工場が移りまして、全面操業、これは平成15年6月でございますが、なったときに一部、旧清掃工場とは違う種類を受け入れることになったことに伴い、分別方法が異なったわけでございます。それで、市民の方々より要望があり、平成16年度に初版を、19年度に改訂第2版を作成し、ごみの収集日程表とあわせて市民の皆様様に配布し、また転入者の方については転入手続の際お渡しをし、周知を図ってきたものでございます。

お尋ねの件については、ごみの出し方分別ガイドの資源ごみの項目で説明をしております。この項目は、缶、瓶などの容器類の出し方について説明をしておるわけでございますが、その中で、資源ごみに出してはいけないものとして不燃ごみへ出していただくよう説明をしておるところでございます。これは空き缶等の、いわば缶から外れたふたということに該当しております。こういった件につきましては、毎年4月に開催しております衛生委員会で私どもの重要項目として取り上げ、なぜ不燃ごみに出すのかということも含めて説明をしておりますので、よろしくおしいたいと思います。こういった容器類は、先ほど議員もおっしゃってみえましたように、いわゆる生活用品というものにつきましては、消費者ニーズによりまして常に材質、形、使用方法などが日々変化しているわけでございます。したがって、私どももこの分別ガイド、平成19年に第2版を出したわけでございますが、これで済んだというふうには思っておりません。やはりこういった容器類、いろいろなものの変化に基づいて私どもも対応していかなきゃいかんということで、おおむね三、四年ぐらいで改訂版を作成し、発行をしております。今後も、やはりそういった変化に応じましてわかりやすいガイドブックの編集に努め、周知を図っていかないかということは痛感しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 実際問題、現場でこういった作業をやってみえる衛生委員の皆さんは、実態は困っているということであります。それぞれ出す側のモラルも私はあるかと思えますけど、やはり気がつかない部分というのが、このガイドブックを見ればわかるよと言ったところで、きちっと読めばわかるかもわかりませんが、なかなか読まれていないのが実態じゃないかというふうに思いますので、ぜひ広報、それから回覧板等を通じて、こういった新しい製品が出た場合、即対応していただいて、衛生委員の皆さんが困らないようなごみの出し方について周知徹底を図る必要があるんじゃないかというふうに思いますので、市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 私ども回覧等につきましては、区長さん等からどう

しても困ったような、やはりこれは長時間ほうっておくことはできんというようなものについては回覧等に対応はさせていただいておりますが、種類が多いものについては、そればかりではございません。ごみ収集の中で、いろいろ私どもの想定外のことが起きたりすることがございます。そういったときには、やはりすべての人に知っていただく必要があるものですから、こういったガイドブックで、3年程度の中でしっかりと編集をし、周知を図っていききたい。ただ、緊急的に、実は昨日も収集車の火災が起きたわけです。原因は、どうもスプレー缶ではないかなと思っておるわけですが、そういった緊急的なものについては、議員御指摘のように回覧等に対応させていただきますが、缶につきましては、最近これまだ普及してきたばかりで、かつてもございましたけど、特に今非常に多いということで、今後改訂版を発行するときに周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） それぞれ地域の衛生委員の皆さんも1年ごとに交代する。衛生委員の数の足りないところは独自で地区で衛生委員を設けて、こういった分別、ごみ等に協力をしているのが実態でありますので、ぜひそういった役員の皆さんの御苦勞におこたえするためにも、ぜひ皆さんが困らないごみの出し方についていろいろ市の方も考えていただいて、きれいなまちづくりにぜひ努力をされることをお願いし、私の発言を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 午後再開してから1時間15分ほどたちます。ここで2時25分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

○11番（安井光子君） 安井でございます。通告に従いまして、私は二つの問題で質問をさせていただきます。

初めの問題は、佐古木1丁目竜頭公園周辺の冠水・浸水対策についてでございます。これは、先ほど山本議員の質問にもございましたので、重複する部分については削らせていただきます。

まず初めの、市長からお話ございました、来年度、竜頭公園周辺の排水対策・冠水対策をどうするか一部お話ございました。私も11月10日・11日の豪雨の際には、長靴をはいて

現場を見せていただきました。住民の方は、本当に一日も早くこれを何とかしてほしい。まくらを高くして寝ることができんのですよ、雨が降ると心配だから。こういう切実な声をお聞きいたしております。市の答弁にもございましたが、対応策、それから設計予算を計上する、この件につきましてどのように対策を行っていくのか、いつまでに検討をし実施していくのか、もう少し具体的にお話をいただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

佐古木地区竜頭公園地区の冠水、あるいは浸水対策でございますけれども、先ほど山本議員の御質問に対してもお答えをさせていただいたとおりでございます。新年度の予算にしっかりと組み込んでいこうということでございます。その中で基本的には調査費、あるいは測量費というものを、専門家あるいは住民の皆さんと一緒に現状認識を正しくやっていきたいというふうに思っております。そして、すぐ施工に入りたいというふうに思っております。台風シーズンが9月・10月にあるわけでございますが、何とかそれ以前にできないかという中で、これからスケジュールを作成してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そうしますと、調査費をつけて、どういうやり方が一番あそこの排水・冠水対策にいいのか、それを調査された上で行われるということでございますね。台風前までにそれをやっていただけるのでしょうか。自治会の方からは、道路のかさ上げとか、それから周辺の側溝を改修するとか、そういうことも要望には出ておりますが、その件も検討の中に入れていただきたいという御要望が出ておりますが、これについてもお答えをお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどお話をさせていただきました調査につきましては、この地区の受ける冠水・浸水というのは従来からあって、大変地域の住民の皆様に御迷惑をかけているところでございます。今までの経過の中で私も話を聞いておりますと、道路のかさ上げというようなことにつきましても、地元住民の方にはそういう工事という形で御提案申し上げたこともあるわけでございますけれども、一部の方の意にそぐわないというようなこともいただいております。そうした中で、この事業計画が進まなかったということもあるわけでございます。もう一度専門家、あるいは地元の人たちと一緒に、この排水・浸水の問題についてしっかりと議論をして施工していきたいというふうに思っております。今、都市計画の方でも既にその詰め段階をさせていただいておりますので、また近々皆様にも御紹介申し上げながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今年度、弥富市の防災計画もつくられております。その中でも、地盤が低い地域におきましてはポンプとか水門を設置するとか、いろんなやり方がきちんと書かれております。住民の財産、生命を守っていくために、ぜひ一刻も早くこの問題を解決していただきたい。今度は先延ばしすることなく、最後まできちんと解決するまでやっていただきたい、これを強く要望しておきます。

では、次の問題に移ります。先ほど山本議員からもお話がございましたが、市江川の「きらく」前の水門の管理、ポンプの管理についてお尋ねをいたします。

先ほど開発部長の方から、水門への助成については現状としては市として補助をしない。これは検討課題だというお答えがございました。私は、違った観点から御質問をしたいと思っています。

皆さんも御存じのように、この佐古木地区の用水路、排水路、それから水門は、市江川の逆流を防いだり、この前の山本議員からもお話がございましたように、市江川が逆流して浸水の被害が出た。これは明らかでございます。だから、水門は逆流を防いだり、雨水を排水したり、この佐古木地区の防災の役割を確実に果たしているのではないのでしょうか。水門が機能しなくなりますと、佐古木地区は水害の危険にさらされることは間違いございません。この排水路は農業用の施設であると同時に、地域住民を守る治水・防災の役割・機能を持ったものだと考えます。この用水路、排水路は都市下水を流しておりますし、水路の改修につきましては現在市が全面的に行っていると思いますが、これによりまして治水・防災の役割を持っている水門、それに関連するポンプ、これもやはり防災上の観点から市が基本的には負担すべきものではないのでしょうか。以前からずっと地域住民、自治会の皆さんが地元負担金というふうで、最近では二十数万、年間に出していただいているそうでございます。しかし、地域住民の安全・安心、命を守っていく防災的な観点からいいますと、地元住民が負担するということは大変おかしな話ではないのでしょうか。弥富市にもたくさん水門がございます。市街化調整区域、市街化区域におきましても、水門の建設は県が補助金を出して行い、市も一部補助をしているのではないのでしょうか。水路につきましては、市街化区域・調整区域であろうともすべて維持管理は市が行っていると思いますが、したがって基本的には、この佐古木地区「きらく」の水門、ポンプにつきましては、排水施設につきましては市が負担するのが当然ではないかと私は考えます。これについての御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） 先ほどの御質問ですが、佐古木地区の水門、またはポンプについて市がということでございます。

この問題につきましては、山本議員にもお答えしましたように、ちょっと私も過去のいろ

んなところの経緯というのは承知していない面もございますので、一度よく精査させていただきたいと思いますが、水門のあり方、またその管理体制については、やはりそれぞれおのずと地区ごとによって相違がございますので、そういった実態も踏まえた上でいろいろと、先ほど言いましたように検討の中に入れて私どもの方も再度検討したいというふうに思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○ 11 番（安井光子君） 弥富市の市街化区域・調整区域の用排水路の負担は全部市が行っていると思うんです。水を流す調整をしたり排水したりする水門についても今お話がございましたが、防災の役割、特にこの佐古木地区におきましては住宅がたくさんございます。農家の用水路にももちろんなっておりますが、基本的には防災の役割がなければ水をかぶってしまう。水門はこういう役割を果たしております。だから、防災的な観点から検討いただく、これが基本ではないかと思います。もう一度お答えをお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの御質問の中で防災面ということで、それは市が基本だということでございます。

確かに防災面というのは市が当然考えることでございます。ただ、水門の維持管理につきましては、過去の経緯等もあるわけでございます。と申しますのは、やはり今までの間に関しましては、農業者、いわゆる土地改良区等々がその水門の維持管理に当たり、またそういった経緯もございます。そうしたことも踏まえまして、現実的には今現在では、そういった水門の維持管理については、各土地改良区、またそのこの地区の役員さんが出ていただいて、現在ある水門についてはやっておるのが現実でございます。そうした中で、非常時だとかそういったことに関しては、私どもと土地改良区と連携をとり合いがてら水門のあけ閉めもお願いしたりしてやっておるのが実情でございますので、防災面を踏まえたということに関しましては、再度私どもの方も土地改良、またはそういったところといろいろ調整をしがてら検討をしていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○ 11 番（安井光子君） この問題につきましては、平成19年に山本議員が質問された時点からずうっと引き延ばしがされてきております。考え方は明快だと思うんです。ほかの弥富市の水門とかポンプの維持管理に市は全然お金を出していないんでしょうか。県の公的なものがあります。維持管理というか、補修・改修も含めて県の補助金、市の補助金も出されているんじゃないかと思います。どうして佐古木地区のこの水門だけ、地元自治会が毎年毎年負担しなくちゃいけないのか。これが私はわかりませんし、地域住民の方も、もうこれ以上は出せない。市が何とかしてほしい。市が出すのが当然。当然というとおかしいんですけど、

この内容からして市が負担すべき内容のものではないか、こういうふうに考えておられます。何をどうやって検討するのか、いつまでに結論を出してもらうのか、ずうっと全部調べて、経過とかなんかも議会に公表してください。いつまでにこれを調べてもらうのか、検討してもらうのか、きちんと御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの維持管理に関してですが、すべてのものについて市と県が出しておるということではございません。排水機の維持管理費に関して、孫宝、それから鍋田土地が所有しております排水機の関係について、県または市から維持管理費の負担をしております。水門に関しての維持管理費は出してございませんので、ひとつ御了解がお願いしたいと思います。

それから、いつまでにということですが、この案件につきましては、近々にまた土地改良区との打ち合わせ等も開催する予定をしておりますので、そういったところでも提起をさせていただいて詰めていきたいというふうに思っております。期日は、ちょっといつまでという期限は切ることはできませんが、早い時期にそういった結論を出していただけるように私どもの方も努力をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ぜひ一日も早い結論を出していただきたいと思います。

しかしながら、この問題の基本は、もう何度も申し上げましたように、防災機能が非常に大きな割合になっていると思うんです。防災機能がたくさんあれば、それは当然市が負担すべきことではないか。その上で水門とか排水機の維持管理を土木委員会、農家の方がやっていたらいいのであれば、その維持管理については別の問題として市が責任を持って農家の方とお話し合いをしてもらう、これが筋ではないかと思います。このことを強く要望したいと思います。

では、次の問題に移ります。二つ目は、保育所の最低基準の堅持と保育の充実について質問をいたします。

まず初め、民主政権は、保育所の待機児童の解消のためにと保育所の国の最低基準を緩和・撤廃し、待機児童の多い都市部でも、保育室の面積基準等を自治体にゆだねようとしております。もともと今の最低基準は、終戦後間もない1948年に制定され、憲法25条の見地から、子供の健康な育成に必要な最低基準とされました。当時は国民生活も貧しく、経済の進展、国民生活の向上にあわせて高められるべきものと位置づけられたものでございます。

しかし、これまで保育士の配置が若干改善されただけで、あとの問題については61年前のままでございます。厚生労働省の委託研究でも、諸外国に比べて面積や保育士の配置とも低く、保育室は1.2倍が必要だと指摘されております。鳩山首相は、時限的な話であるとか、東京

などわずかな地域と国会で答弁されておりますが、これは、国として子供に保障すべき最低基準を守る責任を放棄することではないでしょうか。一時的にせよ基準に風穴をあけますと、保育所をつくっていく展望が示されていないもとで、今後さらなる緩和、引き下げが拡大されるのではないかと大変懸念されることでございます。6月議会でも私は質問いたしましたが、保育制度の見直しは営利企業の参入を進めることが大きなねらいと言われていますが、時を同じくして基準の引き下げの方向が出されてきたのは、企業が自由にもうけを上げる仕組みをつくることと、基準をできるだけ引き下げて参入を簡単にできることは不可欠だからでございます。

さらに重要なことは、医務室、園庭、建物の耐火基準、避難設備などの最低基準などは、都市部に限らず、国の基準自体を撤廃して自治体が独自に定めるとしております。狭い上に園庭もなくし、病気の子が休む医務室もない。防火設備も大きく後退した施設でどうやって子供の命、安全が守れるのでしょうか。小泉構造改革路線から保育室での子供の事故死がふえていると最近の新聞でも報道しています。これ以上子供たちを犠牲にすることは許されないのではないのでしょうか。

民主政権は、事業仕分けで保育予算を取り上げ、国の責任を後退させ、自治体や保護者の負担増になる見直しを検討しています。国民の期待に逆行するものではないのでしょうか。子供たちに犠牲を押しつけ、保育環境に大きな混乱をもたらす最低基準の緩和は撤回をし、保育予算をふやして保育所建設にこそ着手すべきときではないのでしょうか。弥富市は、新弥生保育所の改築、続いて白鳥保育所の改築計画と、子育て支援に力を入れていただいていると市民からは大変喜ばれております。国が最低基準緩和等を進めようとしていることについて、市長の御見解をお尋ねいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育所の問題は、先ほどの6月議会でも安井議員の方から御質問をいただいているところでございます。私どもの保育所と国全体の基本的な考え方ということは、基本的にはマッチしているというふうに思っております。また、都道府県別には、東京都であるとか政令都市においては待機児童等々の問題を大きく抱えているという状況でございます。今回の2次補正の経済対策の中で、一つの雇用という問題の中で保育所の問題等々も取り上げられているわけでございますけれども、待機児童を少しでも少なくしていくということに対して、政府の方も真剣に考えていただいているというふうに思っております。決してマイナス思考ではないと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。また、詳細につきましては児童課長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 先ほどの質問の中で、人数のこと、面積のこと、あるいは正職員

の関係とか、一連の緩和というか引き下げの話がありましたが、現実の弥富市としましては、6月議会のときにも答弁させていただいたとおり、現状の国の基準の中で、それを一つの目安としながら適正に行っているところでございます。確かに私自身は、保育所を訪問させていただいたりすると、早い時期に建てた保育所だと1クラスが狭いかなと思うわけですが、そういう場合でも、例えば年長だったりすると30人に1人とか面積があるわけですが、実際そこは30人いっぱいではなくて、入っているのは20人ぐらいであったりとか、30人を超えると2クラスになりますね、40人ぐらいだと。2クラスになると、実際その広さの中に20人ぐらいの子供で回しているとかいうようなこともありますもんで、そういうことを含めながら、その面積のところをきちっと割り出した上でできていますし、当然建築に当たりましてはそういう基準をもとにつくっておりますもので、そのまま維持できると思っていますし、新たにつくる施設におきまして、すべてそうした国の基準をきちっと踏まえながら、保育室に限らず厨房などにおいても、衛生面とかそういうところも国のそれぞれの基準を精査した上で全部建設計画の方をしておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） もちろん私は、弥富市の保育所におきましては広さも、それから保育士さんの数、その他も国の最低基準に沿って現在は行われていると思います。しかしながら、今、民主、新しい政権が進めようとしておりますことは、旧政権から保育制度の改革については、一つが、民間の最低基準はもう二の次で、どんどん広さは狭くてもいい。例えばビルの上に運動場はなくてもいい。だから入れようとか、そういう民間企業がもうけのために保育所をつくるということに道を開いていくような保育制度の改革を旧政権は進めようとしておりました。それを引き継いで、現在の政権も国の最低基準の規制緩和、特に後に申し上げました医務室はなくてもいいとか、それから建物の耐火基準、避難設備の最低基準は見直しをしたい。そして、自治体がこれは独自に決めればいいというふうに、前政権の流れを受け継いで今の政権は行おうとしております。だから、国の最低基準は本当に最低なのでありますが、これを崩してしまったら、弥富市はこの基準に沿ってきちっとやっていただいておりますが、全国的に風穴があいてしまって、その流れが広がっていくんじゃないか。子供の命が犠牲にされるような事態も今起こっておりますので、最低基準だけは何としても緩和することなく守って、保育予算をふやして新しい基準に沿った保育所をつくっていただきたい、これを私は訴えているわけでございます。この最低基準をなくすことについて、市長の御見解を伺ったのでございます。ちょっと話が違方へ行っておりましたので、よろしくお願いいたします。

それからあわせて申し上げますが、市長がそういうお考えをお持ちでしたら、市長会を通じてぜひ国の方へ、こういう規制緩和の流れではなくて、やはり最低基準を守って、子供た

ちが伸び伸びと健康に生活できる保育所を提唱していただきたい、このように考えます。御答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 安井議員にお答え申し上げます。

待機児童が多い大都市と私どもの市町村等では少し様子が違うと思います。人数だとか、あるいは都市における保育園・幼稚園の面積というのも当然限られてくるわけでございます。そうした中で基準ということを撤廃しがちだということはわかるわけでございますけれども、今度の新政権、皆さん御承知のように、そういった形の中でいわゆる分所方式というか、例えば近くの小学校等々が空き家になっていたら、そこを保育園・幼稚園という形で有効利用していくという新しい方向も示されているようでございますので、そういった合算の中での基準という形でまた理解もしていかなきゃいかん、そんな状況ではないかというふうに思っております。弥富市としては、国の基準に沿ってこれからもしっかり運営をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 弥富市においては基準をきちんと守って頑張っていきたい。心強いお言葉がございました。新しい政権についても、基準の撤廃ということは非常に心配な方向じゃないかと私は考えます。市長は、自治体独自で基準を決めていくということに関しては同意されるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 自治体独自で緩和というか規制というか、そういったものについての独自の考え方の方向があるかということでございますけれども、これは、やっぱり近隣市町村等々とよく相談をしながら私どもとしても決定をしていきたいというふうに思っておりますので、検討課題とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 子供たちの成長と命を守るという観点から、弥富市でも今の基準をより高めるような方向で新しい保育所の建設も進めていただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

旧政権は、保育所の運営費を地方分権の名のもとに一般財源化しました。このことによって地方格差という、交付税も削った上に交付税の中に加えてきたものですから、保育所建設もなかなか地方によっては進まないという実態も出てきております。それで、旧政権は保育所の待機児童を減らすということで、認可保育所の増設ではなくて、定員の弾力化という名前のもとに、定員を超える保育所への詰め込みで対応してまいりました。4月当初、初めは定員の115%は保育所に入所させてもいいよ。しかし、年度途中では125%まで子供の入所を

認めてまいりました。そして、小泉政権のもと、2001年から毎年度10月以降は無制限に入れることを認めてきました。これに伴って子供さんの受け入れがふえたことによって、必要となる保育士をパートの保育士さんで対応していいよということを進めてまいりました。職員定数の8割以上が常勤でなければならないと、以前は国がこういう取り決めをしておりました。その姿勢を崩して、短間保育士が職場全体に占める割合を緩和してきたのでございます。

弥富市の今年度の状況を見てみます。4月1日現在では入所している子供さんの数が1,051名です。秋の11月1日には1,134名、83名4月からふえております。正規保育士さんの数は4月は68名、11月では64名、4名減っております。これは産休のための減少だと言われております。それで、臨時保育士さんの数は4月では104名、それが11月では122名。子供さんが83名ふえたことによって、正規の保育士さんは実際では4名減っているわけです。そして、臨時保育士さんは18名ふえております。弥富市でも、やはり国の方向が少しずつ進んでいるのではないかと思います。そして、さらに弥富市の正規保育士さんの充足率を見てみますと、平成19年4月1日では充足率は75%でございました。ことしの4月1日では68%、7%下がっております。11月の計算をしてみますと、正規保育士さんの数は臨時さんがふえたことによって、また産休の問題もありますが、59%とぐっと低くなっております。

質問いたします。平成18年から21年度の正規保育士の採用と退職者の状況についてお尋ねいたします。定年退職者以外の、そしてあわせて退職理由をお尋ねいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。
- 人事秘書課長（村瀬美樹君） それでは、人事秘書課の方から、採用と退職につきまして経緯を追って報告をさせていただきたいと思います。

まず保育士の退職者でございますが、平成18年度は4名、平成19年度は9名、平成20年度は8名でございます。では採用でございますけれども、平成18年が3名、平成19年は9名、平成20年度は8名、平成21年度は8名でございます。なお、退職の理由につきましては、定年退職はもちろん定年でございますけれども、自己都合退職者については、あくまでも一身上の都合でございまして、退職の理由についてすべてを掌握しているわけではございません。自己都合の人数でございますけれども、平成18年度は4名、平成19年度は8名、平成20年度は5名でございます。21年度につきましては、まだ年度末を迎えておりませんので公表する段階にはございません。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） 今の御報告で見てみますと、退職者が18年から20年までは21名ですね。そのうち自己都合の退職者が17名になっております。採用されたのが退職者と同じく21名。21名のうちで定年退職の方が4名ですね。退職者21名のうち定年退職が4名、自己都合退職者が17名、そこで20年までに採用されたのが21名でございます。そうすると、1人もふ

えていないことでございますね。採用された人数と数が同じだけやめておられる。こういう状況なものですから、やはり正規保育士さんがだんだん少なくなっているということでございます。この20名の方の中には自己都合で退職理由はわからないというお話でございましたが、恐らく結婚とか子供さんができたからとか、そういう理由の方もおられると思いますが、若い保育士さんが結婚して子供を産んでも働き続けられる、こういう働きやすい職場環境をつくらないと、どんどん退職者がふえていくのではないかと思います。年次有給休暇とか生理休暇、産前産後の休暇、また育児休暇は労働基準法や育児休業法などで定められているので取得されているとは思いますが、保育士さんの年次有給休暇の取得率はどれだけでしょうか。一般職員の方と比較して御説明ください。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 先生の計算と私の計算と合わなくて申しわけございませんが、平成18年度の保育士の数104名でございます。平成21年度の保育士数は108名でございます。私が申し上げた数字を足していただくと4名の増になっていると思います。その点を御報告させていただきたいと思います。

続きまして、保育士の年次休暇の取得日数でございますけれども、保育士の平均的な日数は10日でございます。一般職については9.4日でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） さっきの退職者・採用者の整合性がないとおっしゃいましたのは、21年度の採用の分も足しておみえになるんでしょうか。20年度までの数を足しますとそういうふうになるんじゃないかと思いますが。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 20年度の退職者というのは、21年3月31日までに退職するものでございますね。21年度の採用者というのは、21年4月1日に採用するものでございます。そうすると、基本的に21年度の採用と20年度の退職の数を引いたものが21年の増になるわけでございますので、21年4月1日現在では当然ふえておるという状況になります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） わかりました。

先ほどの問題でございますが、保育士さんの年次有給休暇が10日で、一般職員の方が9.4ですね。保育士さんの方がわずかに年休をとってみえる方が多いんですが、ほぼ同じ。でも、1年間を通してこれだけの休暇というのは、とてもやはり職場の環境が厳しいんじゃないかなあと私は考えます。

次の問題です。労働基準法の66条の2に、妊産婦保育士は、時間外労働（早番・遅番）の

勤務から外すこととか、67条、1日に2回の育児時間を30分ずつとる。これについてはとられていますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 弥富市職員の勤務時間、休暇に関する条例第8条の2、規則第9条の3において、育児または介護を行う職員の早出・遅出勤務の規定を定めております。この規定では、育児に関しては、小学校入学前の子供を持つ職員においては、この請求があった場合においては、今後の運営に支障のない場合を除き、早出・遅出勤務をさせるというものでございます。このように規定を定めております。ただし、この規定をうちの方の職員に当てはめると、保育士以外に早出・遅出勤務がある事業所はございません。そんな中において、早出・遅出勤務の制度を希望する職員はございません。

続きまして、保育時間の関係でございます。これは、職員が子供にお乳を与える時間でございますけれども、これは弥富市職員の勤務時間、休暇に関する条例第14条、規則第15条の8において定めておりまして、生後1歳に達するまで1日2回、30分を単位として取得することができるということで定めております。この制度を利用している職員は現実にはございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 早出・遅出の件でございますが、大きなおなかをしても早出をしなくちゃいけないと、なかなか職場では言いづらいという声も伺っております。名古屋市なんかを見ますと、やはり早出・遅出、妊産婦さんについては出なくていいというふうに決められているそうでございます、希望すれば。だから、弥富市におきましても、結婚しても、それから子供ができて働き続けるような職場環境づくりのために、ほかの自治体の支援策もよく研究して取り入れていただいて、ぜひ働きやすい職場の方向へ進めていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

三つ目の問題に移ります。

弥富市では公立保育所が九つございますが、待機児童もなく、行政と保育士さんたちの御努力で、子供たちが小学校に入っても落ちついて生活ができる。以前は、小学校の先生たちからこういうふうなお言葉もいただいてまいりました。最近の規制緩和策と経済的な理由で働く親の増加、3人目の子供の保育料が無料になったこの制度の影響などで、3歳未満児と長時間保育希望の子供たちがふえ、臨時保育士の比重が大変、先ほど申しましたように高くなっております。行事が保育所ではいろいろありますが、行事をするにしてもその準備、大道具や小道具づくりとか打ち合わせなど、責任を持つのが正規の保育士さんたちでございます。正規の保育士さんたちの仕事や責任が過重になっているのではないかと思います。正規の保育士さんの比率も少なくなっておりますし、子供さんが大変ふえているということも

ございまして、こういうことが懸念されます。市長と保育士さんたちとの懇談会も行われているようでございますが、より質のよい保育を子供たちにできるように、正規保育士さんたちが働きやすい環境をつくっていただきたいと思います。そして、正規保育士さんの比率を以前の8割の基準に近づけるよう、可能な限り御努力をいただきたいと思います。この点について御意見を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） 先ほどの要望の中でいただいた分について、まず御説明をさせていただきます。

弥富市におきましては部分休業という制度を取り入れております。この制度におきましては、1日2時間、職員が朝または帰りに休みをとれる制度でございます。この制度をとっていただきまして、子供が生まれてからの大変な時期において少しでも体を休めていただき、職務に精励していただいて、子育てのしやすい状況をつくれるかと思っておりますので、ぜひまたこの制度を御利用いただければと思っております。

それから、臨時職員が非常に多いという御指摘でございますけれども、平成17年に総務省の指針により定員管理の適正化が求められまして、平成21年度までの具体的な取り組みを市民にわかりやすく示した計画、集中改革プランでございますけれども、これを公表することになりました。本市も定員適正化計画を策定し、市民サービスの低下を招かないように配慮するとともに、新たな行政需要に的確に対応しながら、柔軟な組織機構改革や民間委託、事務事業の見直しなどにより、初年度の平成18年4月1日現在、職員数は368名でございましたが、平成21年4月1日現在の職員数は355名、13名の削減をいたし、行財政改革の推進と市民の皆様プランの説明責任が果たせるよう、定員の適正化、定員管理に努めてまいったわけでございます。このように、総職員数は13名削減しておりますけれども、保育士の職員数は、先ほど申しましたとおり4名ではございますけれども、ふやしております。また、保育士の増員とあわせまして、定年退職者の再雇用や正規職員に準じた勤務形態の臨時職員につきましては、常勤的臨時職員に任用する制度を取り入れまして、臨時職員の給与や処遇改善をあわせてやっております。こうした取り組みにおきまして保育環境の整備に努めておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、御説明がございましたが、保育所を尋ねてみますと、3歳未満の子供さんが大変多くなっております。そして、クラスに1人の正保育士さん、二十数名3歳未満児がいるんですが、部屋が少し仕切りで分けられて、先生にお話を聞いてみますと、子供が大変ふえたもんだから、臨時さんを含めて最低基準は満たされていると思うんですが、すぐ顔のここをがっとかいたり、もう本当に目が離せない状態ですと非常に神経を使っ

て、子供さんの安全が確保されるように一生懸命やらせてもらっていますというふうに頑張ってもらっている状態もよくわかりました。でも、臨時の保育士さんは、時間が来れば、はい御無礼しますという状態でございますので、引き継ぎの問題とか、それから行事やすべてのことに責任を持つのは正規の保育士さんでございます。4名ふえたと今御説明がございましたように、定員管理、国の問題もありますが、これからの弥富市を背負ってくれる少子化の中での大切な子供たちでございます。本当に乳幼児の保育というのは将来に大きな影響を及ぼすものでございます。できるだけ正規の保育士さんをふやして、以前の8割の充足率に御努力をいただきたいと思います。そして、やめられる方も結構多いんですよね。職場環境を少しでもよくしていただいて、ベテランの保育士さんと、中堅、若い保育士さんが経験を共有して引き継いでいただいて、働くことに生きがいを感じられるような保育の職場づくりに御努力をいただきたいと思います。

それから、あと二つあるんですが、臨時保育士さんが今たくさんお見えになります。それで、常勤的臨時さんは日給で少し待遇が改善されておりますが、時給が一般の方は940円です。10年間働いても、おととしから時給で10円上がったと、こういうふうな状態でございます。臨時保育士さんが給料だけでは自立した生活もやっていけません。だから臨時さんも、お考えいただいていると思いますが、もう少し働きがいのある待遇の改善が必要ではないかと思います。この点について1点と、それからもう一つ、市民から要望がございました産休明け保育について検討課題とお話ございましたが、これについてはどのように検討がされているのか、この2点についてお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（村瀬美樹君） まず、保育士108名のうち、今現状としまして17名の保育士が産前産後・育児休業の取得をしております。この職員も職員の総定数に含まれるわけでございますし、復帰を前提として職務を確保していかなければならない状況でございます。やむを得ず正規職員の配置ができないところにつきましては、常勤的な職員で対応することが望ましいところには、きちんと常勤的職員を正規の職員に、一時的ではあるかもわかりませんが、置いてございます。また、一時的な欠員の補充についての臨時職員につきましては、この臨時職員の方を有効に活躍していただきまして、必要最小限となるかもわかりませんが、職員の適正配置を図って、職の要請に応じた柔軟な職員採用を行ってまいりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

それから賃金の関係でございますけれども、このたびの人勧等々を含めまして職員も身を削っております。臨時職員さんにつきましては、賃金を私が見直すということは申し上げる立場にございませんが、全体のバランスをとりながら、他の市町村の臨時職員の賃金体系も考慮させていただきながら今後も進めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をいた

だきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

○児童課長（鯖戸善弘君） 前半の部分にも関連することなんですが、ベテラン保育士、中堅保育士とか若い保育士等のことなんですが、保育士の間でも研修会を持つことを計画しながら、主任保育士が研修会を持って、その中で若い保育士を育成するような仕組みをつくっておりますし、職場の中でも人事の中でバランスを考えながら、現場のところでまだふなれな保育士はベテランの者から現場で学ぶ、いわゆるOJTという学び方で人材を育てていくということも行っており、またミーティングを行いながら、大変忙しい環境というのは議員の言うところなんですが、そうした中でもやっぱり生きがい、やりがい、子供の命に触れ合う、育っていく姿を目の前に見るという生きがいの中でチームワークよくやっていくような努力をしているところでございます。

それから、産休明けの保育ということでございますが、検討しておるということで、基本的には保育に欠ける人を受けるということで理解をしながらも、今まで話していますように、本当に情緒がこれから育っていくというときに親子の触れ合いが大事という前提、それから母乳を与えているということも含めながら前向きに考えている中で、今度できる弥生保育所においては、今の8ヵ月をもう少し進める形では検討をしていくということで考えております。

いずれにしても、保育支援という部分で考えた場合、親の保育する力を支援するのが本来の仕事だと思っています。保育に欠けるときにお手伝いするのでありますが、保育する意欲を持つ支援ということで、総合的に今児童課の方では考えながら、慎重に施策の方を考えさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 1時間経過をいたしました。ここで休憩をとります。3時40分に再開いたします。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時27分 休憩

午後3時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

○5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。皆さん眠い時間帯で、ちょっと起きてもらおうということであいさつをさせていただきました。

今回、私の質問は、弥富市の目指す「美しい水と緑 みんなでつくる交流拠点都市」、こういったパンフレットが弥富の旗印として掲げられております。果たして、この旗印に向か

って弥富市が順調に環境が進んでおるかということで質問をさせていただきます。

今回、「環境」という言葉をキーワードに何点が質問をさせていただきます。環境といっても、その言葉自体が持つ概念や、その概念が示す範囲も多岐にわたり、大変大きなものがあります。鳩山首相が、国連の場で二酸化炭素削減について世界全体に向けアピールされました。また、愛知県においても、あいち地球温暖化防止戦略、あいち新世紀自動車環境戦略など、環境行政を推進し、県民・事業者へその理解を求める活動を展開されております。地球温暖化阻止、砂漠化など、世界規模で取り組まなければならない環境問題であります。不法投棄や水質汚染、雑草処理といった環境問題とともに、自然を対象としたものであれば、地球環境、職場環境、教育環境、家庭環境まで大きく幅のある言葉であります。

さまざまな環境問題に取り組むために、環境を分析する三つの視点が必要であります。一つには鳥の目、二つには虫の目、三つ目には魚の目と昔から言われております。鳥の目は、鳥のように全体から社会環境を分析する視点、虫の目は、生活者の立場から環境を分析する視点、魚の目は、魚のように社会の流れを分析する視点であります。環境を形成する、環境を破壊する、これはともに人間が生活を営んできた積み重ねの上に成り立っております。人間生活の少しずつの積み重ねによって環境が崩れ出していったように、少しずつの努力の積み重ねでしか環境は取り戻すことはできません。

昨今、事業仕分けの作業が大きな注目を集めております。行政刷新会議で無駄をなくし、国家戦略会議で新しい国家像を構築することが今の日本の政治が目指している姿であります。が、事業仕分けの内容を見てみますと、天下り役員報酬、民間企業との比較、それを視点に大変大きなミスが入られました。その半面、目先での費用対効果が低いものに大なたが振るわれ、教育、環境といった、長期的な視点で取り組み、近い将来にやっと結果があらわれるものも同様に扱われ、大きな疑問として投げかけられております。また、今まで積み上げてきた関係者の努力などの感情的な部分の配慮に対しても同様であります。行政刷新の名のもとに壊すだけ壊し、国家戦略としての未来像が全く見えてこない現状からしてみても、我々の環境は我々の力で守っていかなければならないと決意が必要なのではないかと思う次第であります。ぜいたくと無駄とは別問題であって、それぞれの立場や状況が変われば、片方には必要でも、もう一方には不必要なことは少なからず存在します。限られたものの中で何にどれだけのものを費やすか、その成績判断をいかに下すべきか、これこそ我々議会に与えられた使命なのであり、ぜいたくをなくし、効率よい行政運営を目指す弥富市において、どの分野に置きかえて下す弥富市の成績判断の中では、住みよい環境づくりは重要課題として取り組んできております。

そのあかしとして三ツ又公園が存在しております。建設当初、運営費での疑問、不安、それらが投げかけられておりました。そのことは皆様も覚えておられることと思います。しか

し、実際この4月から運営が始まってみますと、市長を先頭に行政と地域住民の協力のもと、管理運営上、大きな問題もない状況であります。当初からの問題も解決されており、その気になって取り組めばできることの象徴的な事業と言えるでしょう。やればできる弥富市だからこそ、大変重要なさまざまな環境の問題について、たとえ小さなことでも今取り組まなければならないさまざまな環境の問題について質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、以前、新聞等でも報道されております、市内においても水質汚染の実態が確認されました。行政としてこのことに対応され、対策を講じられておることと思います。そういったことの一環として、行政として水質検査を実施されたことをお聞きしました。この水質検査の時間や場所、回数、検査項目について、それら検査結果や、それに伴う行政としての対応などの一連の詳細についてお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の水質検査の状況についてお答えをさせていただきます。

河川の水質検査は、弥富市としては毎年1回実施をしているところでございます。調査の時期でございますが、これは7月と12月を隔年で実施しているところでございます。したがって、平成19年度は12月、平成20年度は7月に実施をし、本年度につきましては今月中の実施を予定しております。これは12月21日、ないしは22日ということで計画をしております。

この水質検査の趣旨でございますけれども、市内の河川、排水路の水質の状況を把握し、一つの環境対策の目安とするものでございます。したがって、水質検査項目としましては生活環境項目を調査しているところでございます。

調査の場所でございますが、概要で申し上げますと、全部で14カ所でございます。旧弥富町で10カ所、この中には筏川の上流・中流・下流と3カ所の筏川での調査も含め、市内の河川、排水路を実施しております。旧十四山地区におきましては4カ所、坂中地、四郎兵衛、竹田、馬ヶ地の農業水路でございまして、これは合併の際、旧十四山の自治体から引き継いだものでございます。

検査項目でございますが、COD（化学的酸素要求量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、それからpH（水素イオン）、浮遊物質、窒素、燐、Nヘキサン、大腸菌群数、溶存酸素、この9項目でございます。

結果でございますが、この結果の比べといたしましては、適用基準として、すべてが用排水路でございますので、環境基準値として直接評価をすることはできませんが、一つの物差しといたしまして、日光川水系の環境基準、これは指定水域E類、すなわち工業用水、あるいは環境保全基準ということになります。また、農業用水基準をもとに比較をしているとこ

ろでございます。この結果でございますが、水素イオン、BOD、COD、SS、DO（溶存酸素）についてはおおむね満足しております。しかしながら、窒素については筏川の下流地域、すなわち筏川の末広橋の付近については基準を下回っておりますけれども、それ以外のところについては非常に窒素の含有は高いという数値を示しております。これは、これらの用排水路が生活排水による影響を多く受けていると言えます。これらの結果から、コミュニティプラント、農業集落排水事業、公共下水道の計画を整備しているところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 今、課長の方から報告がありました。窒素等については基準を上回っており。そのほかの数字については生活排水が及ぼすものであるということであって、弥富市が掲げておる下水道、また道路のインフラ整備といった3本柱、全くつじつまの合う話であります。生活排水をいち早く下水につなぐということで、総論的には下水に賛成ということでありました。また、各論については、やはりそれぞれの状況があるわけでありまして、またこれも物議をもたらして議論していけばいいと思います。

そういうわけで、生活排水による数字の変化ということでありましてけれども、この「美しい水と緑」というキャッチフレーズ、旗印をつくってから水質の度合いはよくなったか悪くなったか、よろしくお答え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど申しましたように、この水質検査は、旧十四山村についてはどの程度やってみえたかということはちょっと私わかりませんが、弥富市の水質検査というのは、ここ一、二年の話ではなくて、我々がまだ知らない時期からずっと続いているものでございますので、最初にさかのぼってといいますか、当初のものはちょっとわかりませんが、極端に悪いということはないんですが、ほぼこういったものは横ばい状態ということで私は理解しております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高次君） 何とか現状維持しておるというお話でありましたので、極力数字のいい方向に努めていただきたいと思います。

現在、県営湛水防除事業として、市江川の下流、孫宝排水機事業への通水断面の拡大工事が行われています。先ほど質問がありましたように、ことしの10月、そして11月の豪雨の際に排水路等に水があふれ出したことも記憶に新しいところであります。農業においても大豆が水浸し、本年度は、かなりの水に関した被害が発生しております。弥富市が海拔ゼロメートル地帯であるがゆえの切っても切れない問題であるため、住民の生命・財産を守る上、農作物の水害をなくす上でも必要不可欠な事業であると思います。

このように、土に携わる事業が弥富市にとっても数多くあることは仕方のないことであって、今後も継続されていくと思いますが、そこで埋め立てという事業において一抹の不安を覚えております。埋め立てに関し、農業委員会では市街化区域においては開発事業の報告を受け、市街化調整区域では審議・許可を行っておりますが、埋め立てに使用する土壌の安全性までは確認できる状態ではありません。今後、農業委員会においても目視によるパトロール機能の強化等を図っていく必要があると痛感しております。許可を出すのが農業委員であることから、行政の環境に携わる部署には無関係とも思えず、双方が協力し合い、情報等を交換し合いながら監視していかなければならないと考えております。この問題は、発生をしたら大変なことになる、取り返しがつかなくなるから質問しておるわけではありません。疑わしき案件が実際にあるがために質問をしております。最大の被害者は、何の悪意もない近隣住民です。その件に関して、行政としてどのように指導や申し合わせ、関係部署間での連携等についてどのような現状かをお答え願います。

また、田のかさ上げ、圃場のかさ上げであります。その許可の報告をもらった場合に、圃場自体の保水能力が一時的に低下をし、農作物はもとより周辺の生活環境へ少なからず影響を及ぼします。この点について、農政課、環境課同時に答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほどの佐藤議員の御質問でございますが、環境部門としては、こういった埋め立てに関して全体的なことではかちょっとお答えができないわけでございますが、農業委員会等で対応ができないような部分につきましては、関係部局と一体になって対応させていただく以外にはないかというふうには思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えをさせていただきます。

関係部署との連携ということでございますが、私の方の農業委員会としては、被害があったということについての情報はまだ報告はいただいております。

ただ、2点目の方の圃場のかさ上げでございますが、農業委員会といたしましては、田のかさ上げ、畑地転換等を行う場合につきまして、農地改良届というのを提出いただいております。その場合におきまして、この必要な理由と埋め立ての種類、採取場所、残土等の所有者の名前、業者名です。それと保管場所、埋め立ての使用量、それから被害防除措置の指導等に行っております。また、誓約書におきましては、がら、ごみ等の産業廃棄物の投機及び夜間の作業、または燃焼行為を行わない旨の誓約書もいただいております。また、こういったものを提出された後に現地を確認させていただいております。また、排水についても十分に注意をするよう、指導しておる段階でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 5 番（佐藤高清君） 今、三ツ又池でしゅんせつをしておりますヘドロの件ですけれども、これは産業廃棄物として、その専門の捨て場に持っていくということであります。きれいなヘドロであれば埋め立て等に出すことができるわけですが、産廃ということで処理されるということは、そういったものが弥富市に入ってくるという裏づけというか、恐ろしさがあるような気がしてならんわけです。

また、三ツ又池でことし一年変化のあったことでありますけれども、白いタンポポが咲きました。また、ケシの花も咲きました。また、いつもと違うカモの種類も今泳いでいるという報告があります。これは専門家によって確認をとったわけではありませんけれども、今までに見ることのできなかつた白いタンポポ、ケシの花、これは種がとってあります。通常のカモより大きなカモ、これも飛んできておるわけでありまして。これは、弥富市以外から種が飛んできたり、まただれかが運び込んだり、鳥が飲み込んだ種を落としたりして、明らかに外部から弥富市内に持ち込まれた結果であると思っております。したがって、今、環境課長、農政課長が答えられましたことは当然のことです。もっともっと厳しいアドバランを弥富市は上げて、飛行機が着陸するときに、ああ、あの弥富市が健康な弥富市であるということを少なくとも見える状態にしていきたい。再度答弁をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

- 民生部次長兼環境課長（久野一美君） 先ほど佐藤議員から、いろいろやっておるんだけれども、非常に現実としてそうではないんじゃないかという環境に対しての御質問がございましたが、やはり現状として、そういった条例をつくるのが一番よろしいかと思うわけですが、そういったものをつくった場合にはやはり事業者の負担も大きいということから、先ほど農政課長が答弁させていただいたように、まずは指導要綱的なもので対応され、どうしてもいかなというような場合には、またそういった対応もさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） 先ほど佐藤議員からの御指摘でございますが、C O P 10の生物多様性に向けまして、環境浄化ということで私どもの方もいろんな整備をしたり、環境に向けた調査もしております。高校生で、海翔高校でございますが、こういった水質検査等も行っていて、連携しながらこれから進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

- 5 番（佐藤高清君） 2 回の答弁ありがとうございます。

何が何でも弥富市に持ち込まれる土については安全であるという概念を持っていただいて、まさに美しい水と緑、汚れた水と汚い雑草の緑では何ともなりません。飛行機が着陸すると

きに弥富市はきれいに見えます。したがって、この旗印が極力完全に近づくように頑張らなきゃいかんと思っております。ありがとうございました。

続きまして、現在、市がさまざまな利用目的で所有する土地、特に過去において、がら、瓦れき等で埋め立てた土地が何ヵ所かあると聞いております。その土地自体が雑草等で荒れ果てている状態のものが見受けられております。草刈り等の作業が実施されても、その実施時間が問題であり、雑草が成長し切った段階での作業では、それまでの間、見通しが悪くなったりするために悪影響を及ぼします。また、衛生面でもあまりよい感じはいたしません。早目早目に手を打つことが当たり前の問題でありましょう。それでも、そういった状態の場所があるのはどういったことなのでしょう。市民の方から依頼等も届いていると思いますが、こういった状態の土地が何ヵ所あるか、環境課の方では把握してみえるか。また、その管理状態はどのようになっているのか。草刈り等の作業の実施時期や回数などの状況、今後への対応について質問をいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

佐藤議員の御質問ですと、市の所有している土地ということでございましたが、それぞれの部局がございますので、すべてを私は把握しておりませんが、そういった瓦れき等で埋めた土地ということで申しますと、旧弥富町の鍋田に１ヵ所ございます。それから、旧十四山の地区には海屋と鳥ヶ地に２ヵ所そういったものがございます。今御質問の件につきましては、除草の作業の時期が少しずれ込み、ちょうど収穫時期に近い時期になってしまったということで、一部こういった御心配をおかけし、実は苦情もいただきました。そのことにつきましては、地元区長さんとも協議をさせていただきまして、今後は地域とも協議をし、速やかな除草作業等を行っていきたいということで考えております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高次郎君） 鍋田地区にある１ヵ所の土地の問題であります。今課長が申し上げられたとおり対策がとられておれば、私のところに何ら苦情が届くわけはありません。１年、２年、３年と同じことを繰り返すだけ繰り返して、ここで大きな声を出さなきゃ片づかないと、そういった問題では困るわけなんです。我々の質問も委員会でやれと仕分け作業でかけられるわけで、地区の人が苦情を言ってみえたら速やかに対応していただければ、こんな嫌なことを私は大きな声で言わなくても済むわけですよ。その辺のところをどう思われていますか。課長、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） この鍋田の件につきましては、毎年おおむね夏に入る前には除草をしておるわけでございますが、今回に限っては、逆に草がないから虫が来る

ということで、ちょっと離れた地域の方からも再三再四にわたりそういった苦情をいただき、私どもが除草の作業時期を少しちゅうちょしてしまったという点がございます。これは先ほどの答弁と同じになりますけれども、鍋田区長さんとも立ち会いのもと協議をさせていただいて、今後、やはり草が生える前に除草を一度すべきだというようなことは今考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高清君） 懸命に努力していただいて、解決に向けて突っ走っていただきたいと思います。

また、農業委員会では耕作放棄地の確認をするために、我々は確認・指導などをしておるわけでありまして。そういった耕作放棄地の指導を農政課が一生懸命する傍ら、市の保有する土地がそういう形であっては、もう何ともならん状況でありますので、ここで強く来年度からの草の処理について、同じ予算、同じ労力を使うわけでありまして、速やかな対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、第３点目の質問であります。市内の小・中学校の校内の周辺について、例外なく雑草が生えております。この問題については、教育委員会という教育行政があるわけがございます。私がここで質問していいか悪いか、私も判断に困っておるわけでありまして、通告してある質問を私の立場で質問していいか悪いか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

学校関係のことですから、一般質問でどうぞ取り上げてください。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

○５番（佐藤高清君） お聞きしたのは、教育行政という一つの認められた団体があるということで、私どものような、きのうきょうなった議員が学校内のことまで質問するということは間違っておらへんかと言われても仕方がない私でありますので、恥ずかしながらお聞きをいたしました。

それでは質問いたします。市内の小・中学校の校内周辺について、例外なく雑草は生えております。だれかが除草作業をしなければなりません。そもそも学校は、将来ある子供たちが自分たちの未来のために勉学に励む場所であります。大人たちは、最高の環境を整えてあげるべきであります。努力しなければならないはずであります。先生方やＰＴＡ、児童・生徒が協力し合い、除草作業等を実施しているとは思いますが、授業や学校行事、部活動もあることから、雑草の成長に作業が追いつかない状況であると思います。さらに、教育の現場へ目を向けますと、昨今はインフルエンザという深刻な状況が発生をしております。弥富市においても例外ではなく、学級閉鎖、学年閉鎖の措置もとられております。児童・生徒の皆

さんの御家庭におかれましても、少なからず影響はあったことと思います。学校側においても、感染拡大を未然に防ぐために細心の注意を払い、先生方は授業回数などもあり、大変な思いでいられるのではないのでしょうか。子供たちの健全な成長を望むために教育の現場は常に真剣勝負で、親と教師が生徒・児童と向き合うことが求められております。大げさかもしれませんが、こういった教育の現場の状況などについて議員が口を挟むこと自体がいかげなものかという思いであります。しかし、教育現場関係者の大変さを思いますと、だれもができる除草作業を関係者以外も協力できれば、先生方の負担も軽減されるのではないかと思います。子供たちの明るい未来のために、それが弥富市のかけがえのない財産になると思います。そこで一度、だれがどのように学校内の除草を試みえるか、お尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

○教育課長（服部忠昭君） 佐藤高次議員の御質問にお答えします。

学校内の除草につきましては、日常的には清掃の時間で児童・生徒はやっております。また、教職員や用務員も、日ごろの時間で業務のあいた時間に実施しておるのが現状でございます。そういったことを進めて学校内の環境美化に努めております。また、学校により異なりますが、樹木の管理業務の中で一部除草をシルバー人材センターとか造園業者の方に委託しております。今年度の樹木管理の委託料の金額でございますけど、小学校7校で146万円余り、中学校3校で67万円余りでございます。剪定回数は1回でございますので、1回のときにやっていただいております。また、それ以外に、夏休みの中でPTAの方に御協力をいただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤高次議員。

○5番（佐藤高次君） 今の答弁であれば何の問題もないわけでありまして。学校へ出向いたときに、「先生、何やっとなの」と聞いたら、「草むしっておるぎゃあ」と、そういう答弁がありました。十四山地区の小・中学校と旧弥富町地区の小・中学校では、十四山地区の小・中学校は樹木が多いわけでありまして。また、弥富地区においては至って樹木が少ないという傾向にあるわけですが、学校の先生が一生懸命草むしりをやってみえるわけです。本当に一生懸命なんですよ。一生懸命やって引かれるわけなんですよ。これ予算をもう少しつけるなり、シルバー人材センターにもっと幅広くお願いをするなりして、もっともっと先生に負担のかからないようにしていただきたいと思うわけでありまして。また先生が除草作業に費やす時間の間に、ひょっとして子供たちの教育に悪い影響が出始めているところを見落とす場面があったとしたら大変なことになると思うわけでありまして。今、弥富市内の中学校において何の問題があるかないか、教育長、答弁をお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育長。

○教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

まず除草についてでございますが、貴重な御意見をありがとうございました。来年度の予算編成に大いに参考にしていきたいと思っております。

中学校に問題があるかないかというちょっと抽象的な御質問でございますが、問題があるといえはありますし、ないといえはないということで、多少のいじめだとか暴力問題はございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 中学校に問題があればある、ないといえはない。ないにこしたことはないということであります。先生方に懸命に指導に当たっていただき、子供たちの健やかな成長を切に願うわけであります。また、来年度の予算について、先生方が除草に携わることなく、この弥富市内の小・中学校がきれいであることを切に願うわけであります。総括して、「美しい水と緑」、弥富市が掲げる旗印について、どんどん前向きに進んでいかなきゃならんと思うわけであります。

最後に、市長にその切なる思いをお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の方から、環境ということに対して示唆に富むさまざまな御質問をいただきました。私も広報を通じて、もう過去1年ぐらいになると思います。一人一人の皆さんのお力添えをいただいて弥富市の環境はしていきたいということを言っております。ごみの減量であるとか、あるいはCO₂の削減であるとかいうことを広報を通じて訴えさせていただきました。もうかれこれ1年になります。そして、その結果として、ごみの量も少しずつでございますけれども削減ができていたというような状況でございます。これから21世紀は環境の時代ということが言われておるわけでございます。さまざまな形で市民の皆様様の御協力をいただきながら、きれいなまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、学校等の問題におきましては、教育委員会あるいは教育長の中でしっかりと精査をしていただきたいわけでございますが、児童・生徒、そして先生という自然の形の中でいろんな指導をしていただくことも結構と思います。時には先生と一緒に児童・生徒が草を取るということも、一つの形としてあっていいのではないかとこのように思います。そんな中で、経費等の問題も含めて、また教育委員会、教育課の方で御審議を賜りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思っておりますので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時19分 散会

本会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 大 原 功

同 議員 堀 岡 敏 喜

平成21年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 2 番 | 炭 竈 ふく代 | 3 番 | 山 口 敏 子 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                          |         |                            |           |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                      | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                    | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 早 川 誠     |
| 十 四 山 支 所 長              | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 村 上 勝 美   |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長   | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長 兼<br>防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長   | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長 兼<br>保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆     |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長   | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   |
| 教 育 部 次 長                | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長 兼<br>社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 勝 義   |
| 人 事 秘 書 課 長              | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長                | 伊 藤 邦 夫   |
| 収 納 課 長                  | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代   |
| 介 護 高 齢 課 長              | 松 川 保 博 | 児 童 課 長                    | 鯖 戸 善 弘   |

総合福祉センター所長 伊藤 薫  
都市計画課長 竹川 彰  
下水道課長 橋村 正則  
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆  
商工労政課長 服部 保巳  
教育課長 服部 忠昭

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠  
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6．議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

- 18番（大原 功君） 質問させていただきます。

公立高校の授業費無料化についてお尋ねをいたします。

公立高校の授業費が無料化ということで、約500億円の国の予算が組まれております。私立の方も公立の方も同じだと思います、勉強するのは。これを差別するということ自体が、全く鳩山総理大臣は何を考えておるのか。税金も自分で払っていない、親から兄弟で9億ずつもらって、片方の弟さんは約4億近くの贈与税を払われたということを聞いております。片方はまだ払っこなしであって、383万円というボーナスまで受け取ると。滞納しておってまだボーナスも受け取ると、こういう総理大臣。我々は自民党の議員であります。8月までは、自民党、そして公明党の連立政権でやっていました。総理大臣は何回かわりましたけれども、総理大臣が滞納して、同じ義務教育である小学校・中学校、そして今の高校生については公立だけを無料化し、片方はこういうふうにするということについて、市長の考え方としてはどういうふうに考えられるかわかりませんが、なかなか答えることはできんと思うんですけれども、いい考えがあったらお聞かせいただきたい。

- 議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員にお答え申し上げます。

総理の個人的な問題につきましての発言は、私の方からは控えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公立高校と私立高校の高校生の、無料化、あるいは学費の負担援助という形でございますけれども、今、議員御指摘のとおり、新政権という形の中での一つのマニフェストという形

で出されているわけでございます。公立高校の授業料につきましては無料化にすると。その額は4,500億円というふうに聞いております。また、私立高校に対しては、無料化ということではなくて、年間の形の中で補助していこうという形で年間12万、そして特別枠のところにある方は24万という数字を聞いているわけでございます。そうした形の中においてマニフェストがあるわけでございますので、私どもといたしましても、この11月21日に愛知県9区の衆議院議員の方に、マニフェストどおり実行していただきたいということをまずお願いしてまいりました。先ほど議員がおっしゃるように、勉強する意思のある方が等しく教育を受けられるということは、まさにそのとおりだと思っております。また、私といたしましては、私学独自の助成ということを私学側からお願いをしていくということも大事ではないかなあと思っております。昨日の新聞等々を見ますと、そういったような動きもあるようでございますけれども、その辺のところについて、私学の高校生に対しても援助がたくさんできるといいなあと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長の考えはよくわかりました。

私立につきましては、この間新聞に載っておったようですけれども、1校につき14人の方が滞納しておると。本当に学校へ行って勉強したいと。勉強していただくために、我々が高齢者になったときに地域に医療を、いろんなことを勉強していただいて、そしてお互いにみんなが健康で長生きをしていただく、こういう生徒でありますので、今後とも市長から知事、あるいは国の方にもお願いをいたします。

次に入ります。

国の補助金がかかり減ってまいりました。弥富市につきましても、事業を健全化してみえるところが多くあります。これについては副市長の方がいいと思いますので、副市長、いいですか。

事業がどんどん減ってきます。こうなってくると、県の方では30%公共事業をカットするという話を聞いております。地方に来れば、恐らく50%、60%の事業がなくなってくると思います。今、弥富市につきましては下水があるから、多少今の健全事業はやっていただいておりますけれども、これが過ぎてしまうと、従業員がおる方は、従業員が多いから仕事がないからやめてくださいということもできるかもわかりませんが、機械を買っておる人は、10年、20年と払わないかん。こうなってくると、とてもじゃないけど経営が成り立たん。私は思っているんですけど、前に市長に言ったように、弥富の方でもかなり資産があります。国の方では1,400兆円という国民の総資産があると聞いておりますけれども、弥富市の方でもかなりの総資産があると思いますので、そういうのを含めて、できたら市民を活用するということで、市と、そして市民とが協働して事業拡大ということはできんものかとい

うことを、副市長にお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、今、市民の方と役所と協働で事業ができないかということでありますけれども、実際にそういった事業というのは私どもとしては考えておりませんが、例えば民間の資金の活用ということであれば、PFIとかいろいろあるかと思いますが、工事関係については従来どおり必要額については公債とかによる資金調達によりたいと思っております。

それと、民間でどんどん事業が減っているということではありますが、来年度におきましては弥生保育所の新規事業とか、それから平島の公園整備事業もございますし、それから23年度、24年度につきましては、第2桜小学校の建設事業等も始まります。こういったことから、財政上大変ではありますけれども、他の普通建設事業等を若干削減することはあるかと思いますが、総額ではほぼ同額になるかなと思っております。大変な時期ではありますけれども、それぞれ知恵を出してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） こういうことを聞くということは、08年度につきましては中部9県で約2万600件の方が倒産をしているということを聞いております。この09年度につきましては、約2万780件ということを聞いております。こういうふうで、東海3県につきましても、11月だけで97件が倒産をしておるということであります。民主党が資本金1億以下の中小企業の方については、18%から11%にすると。基本的には30%になっておりますけれども、こういうふうで11%にするということで、みんなが喜んでちょうらかされて民主党に入れたような人もようけおると思いますが、やっぱり言ったことを守らんような機関では、自民党のときは、言われたことについてはかなり譲歩したり、沖縄の移転についても、自民党は野党が当時はああいうから、いいよという話もしたり、いろんなことをやっていたんですけども、今回なってしまったらこういう状態でありますので、できることなら市長・副市長ともに弥富市の方が法人税を納められるような環境をつくっていただくように、ひとつお願いを申し上げておきます。

次に入ります。

徳山ダムの給水管についてお伺いいたします。

尾張8市で服部彰文市長がかなりの発言をしていただいて、私ども海部水をいただいておる者については、本当に感謝をしております。水というのは、きょうないからといって、あしたすぐ飲めるわけではありません。多少余裕があってもしなきやいかん。今ではオバマ大統領が、核の削減だということでノーベル賞までいただくという時代になっております。これからは恐らく水戦争というような、昔のような水の取り合いになって、そういう戦争が起

きる時代にもなってくると思います。こういうのにつきまして市長として、河村市長が徳山ダムからの水は必要ないと言うんですけれども、この水というのは名古屋市だけが、知多半島の方まで木曽川の水はずっと行っておりますから、だから本当を言うなら、河村市長に河口の村まで行けるようなパイプラインをつくっていただくように要請をしたいんですけれども、市長の考え方はいかがでございましょう。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私も議員と同じ考え方でございまして、昨年５月から供用開始されております徳山ダム、総工費が3,300億という巨額な資金でつくられたわけでございます。その最大の貯水量が6億6,000万トンという形で聞いております。私も現場に２回ほど足を運ばせていただきました。そして、そこからの導水路事業という形の中で、私ども尾張８市、そして名古屋市の河村市長とお話し合いをさせていただいておるわけでございますが、結論から言うと、全く理解していただけない。この導水路の事業に対する理解をしていただけない。それは１点で、名古屋市においては水が余り現象であると、そういった科学的なデータもあるという形の中で、私どもの農業振興地域、あるいは地盤沈下をするところに生活している者の安心・安全ということをもう少し理解をしていただかなきゃいかん、そういうことを強く強くお話し合いをさせていただいておるわけでございますが、今のところ全く物別れでございます。そうした形の中において、先ほども言いましたように、これからの時代、いろんなことが起きるわけでございます。平成６年の渇水期、いろんな形の中で農業用水等々も大変苦労したわけでございます。農業用水を利用させてもらえればいいと簡単に思っていたおるわけでございますけれども、水の利権というのは大変難しい問題が多々あるかと思います。私のような若造が言うまでもなく、大変難しい問題もあるわけでございます。宮田用水を飲料用水で利用させていただければいいんだとおっしゃるわけでございますけれども、宮田用水と一滴の余るような水もありません。そうした形の中で、今後、本当に将来に対して孫に対する安心・安全を私たちの時代にしっかりとつくっていかなくちゃいかんということをお願いしているわけでございます。国土交通省のさまざまなダムに対する問題が、今、日本国内で巻き起こっております。そうしたことを、来年の５月ぐらいまでには大臣は精査するというふうにおっしゃっております。今後も私どもとしては、徳山ダムと一体型の導水路事業については継続・推進という形の中で、尾張８市を含めてお願いしていきたいと思っております。

そして、私は河村市長との話の中で、こういう本を一冊読んでおいてほしいという話をしました。これは、一昨年に亡くなったわけですが、吉川博先生、水の神様ともおっしゃる方でございますけれども、22年前に書かれた本でございます。21世紀に向けて「尾張の大地」というタイトルで書かれております。我々の地域がこういうような状況にある、これ

からの時代はこういう形の中で河川の水に頼っていかなきゃいかんということが事細かく書いてあります。そして河村市長に、この本を一度読んでくださいという形で御進言申し上げた次第でございます。どのように反応されるかわかりませんが、今回の徳山ダムにおいても、この本にも書いてあるわけですが、徳山ダムには466戸の世帯が協力をされている。そして、七つの村落になるそうでございますけれども、そういう人たちの協力があって、初めて徳山ダムはできたわけでございます。なぜ下流域の人たちに私たちが協力しなきゃいけないんだというような論争もあるようでございましたけれども、いずれにいたしましても、徳山ダムをつくるということで協力をしていただいたわけでございます。その恩恵を十分感じながら水を利用すべきだということが書いてある、全くそのとおりだと思います。そういう心の部分も含めて、我々としてはこれからもこの導水路事業に対して意見を申し上げていきたい、要望を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長の考えはよくわかりました。

名古屋市の市民税を10%とか、子ども手当とか、いろんな今のやっておる中で、一番安全に暮らせるというのは、やっぱり水がないと安全には暮らせません。こういうのを強く、また8市の中の会議の中で弥富市長の服部彰文さんからよく伝えて、そして何としてでも徳山ダムからのパイプラインをつくっていただくよう、よろしくお願いをいたします。

次に入ります。

太陽光発電についてちょっと聞きますけれども、太陽光発電は、11月1日から電気会社が48円で買うということになっておりますが、これについては、つけられた方がかなり勘違いしてみえるんじゃないかなあと思って聞きますけれども、10キロワットアワーまでは48円で、それを超えたものについては24円というふうになっておりますが、こういうふうで間違いはないですか。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

どうもこの資料を見ておりますと、通常住んでいるところに設置されたものについては48円、人が住まない住宅については24円というような説明もございますので、その点、私も中部電力等に確認はしておりませんが、一応私どもが調べたデータでいきますと、どうも住んでいるか住んでいないか。ただ、国の補助については、10キロまでのものが補助対象になっておるようですので、ひょっとしたらそういう考えがあるかもわかりません。これはちょっと調べていませんので、確定ではないですが。

○議長（黒宮喜四美君） 副市長。

○副市長（大木博雄君） 実は私の家がつけているものですから、通知が来たもんで、その内

容についてわかっておる範囲でお答えさせていただきます。

私、最初にああいう宣伝があったときに、すべて48円かと思っておりましたが、10キロワット未満ということが書いてありましたので、例えば近くで15キロワットぐらいのをつけてみえる方がありますが、その方はお気の毒だけど、多分すべて対象にならないだろうと思っております。ですから、10キロワット未満で住宅用で1キロワット当たり48円かなと思っております。それ以外は24円かなと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 多分そうだと思いますけれども、中には所得税をつけるのに減税したり、市も補助金を出しておるんだから、勘違いをしてつけてしまって、何でも太陽光発電をつければ48円をずうっと買ってもらえるんだと、何キロをつけてでもということではないということだけはきちとしていただかないと、市民の方でも、これから電気会社にいろんなことを言われて、本当にクリアしてみえる方がつけばいいけれども、今こういう太陽光発電の苦情というのは県や国の方でもかなり悪質ということで出ておりますので、こういうのを含めてしていただきたいということでございます。

それから、今ついでに言いますけれども、10キロワットというのは、太陽光発電じゃなくて、例えば液化天然ガス、あるいは液化石油ガスというLPGとLNGというので発電したり、あるいは風力発電で発電するのは金額が39円までとなっておりますから、そういうのも勘違いしないように、できたら説明ができるように市側もしていただいて、それも10キロを超えると今度は20円になってしまいますから、そういうのを含めてやっていただきたいなあと思っております。

きのうに続いて、私は本当はきのうでしたけれども、中にまだ8人ばかり見えますので、ここで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

○10番（杉浦 敏君） 私は、巡回バスの問題につきまして質問いたします。

来年6月の新しいバスの実施に向けまして、今、市としての取り組みが進められております。法定協議会である地域公共交通活性化協議会が組織され、またこの7月から8月にかけて、住民に対する意向調査、アンケートも実施されました。9月29日に第2回の地域公共交通活性化協議会が開催され、このアンケートの集約結果、分析などの資料も、この協議会の場に提出をされました。このアンケートは、現行の巡回福祉バスの今後の運行改善に向け、現運行実態に対する地域住民からの評価を得た上で、その結果を踏まえて、路線や運賃の設定など運行体系の見直しのために実施をしたとされております。2,100通のアンケート用紙が、郵送、または直接配布され、回収率45%、945通の回答があったとのことであります。このアンケートの配布数につきましては、私が6月議会の一般質問で指摘をさせていただき

ましたが、当初は1,000通ほどの配布をする予定とされておりましたが、これでは少な過ぎるのではないかと問題提起をいたしました。今回その線に沿って2倍を超えて大幅にふやしていただいたことは評価できると考えます。また、私ども日本共産党も7月に巡回バスについての独自のアンケート調査を実施いたしました。弥富市全域にアンケート用紙を配布し、約270名の方から回答をいただきました。

そこで、これらのアンケート結果から明らかになった特徴的な第1に上げられるのが、多くの市民の皆さんがバスの改善について大きな期待をしているということであります。市のアンケートのニーズ調査結果では、アンケートに回答された方の約7割の方が運転免許を持っているとされていますが、このことから当然と言えますが、今の巡回福祉バスを利用していないと答えた方が約9割もありました。しかし一方では、巡回福祉バスの評価では、このように実際に今利用している人は少ないとしても、バスの便数が少ない、路線・ルートが合わないなどの問題が解決した場合には、バスを利用したいと答えた人が約5割に上っています。7割の方が運転免許を持っていたとしても、このように答えているわけであります。また、自由意見では、バスの今後について、利用者が少ないから見直すべきという意見は25票だったのに対して、利用をふやすために改善が必要という意見が259票と圧倒的に多いと集約されております。また、私たちが行ったアンケートでも同じように、バスが改善されれば利用したいと答えた方が回答者全員の約6割を占めておりました。

このように、バスの改善についての市民の期待は大変に大きなものがあることが改めて明確になったと思いますが、市としての認識はいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 今週におきまして、第3回目の地域公共交通活性化協議会が開催をされました。その中でも議員御指摘のとおり、市民の皆様方につきましては、改善に向けての要望が非常に強いわけございまして、当然路線の全面見直し、巡回福祉バスからコミュニティバスへの移行という考え方に基づいて議論をしていただいております。また、今の法定協議会の内容につきましても、ちょっと時間がかかるかわかりませんが、また公表させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今、部長からお話がありましたように、弥富市におけるバス交通の方向性について活性化協議会で議論が進められております。これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、学識経験者、専門家、監督官庁である国土交通省の委員、福寿会、婦人の会、区長会などの各階層、地域の代表、公募委員の皆さんで構成されております。市のホームページにも、その概要が掲載されておりますが、議事録を読ませていただきますと、事務局からの報告、問題提起を受けて、活発な意見交換がされているようであり

ます。多くの委員の皆さんが、実際に自分で巡回バスに乗ってその感想を述べたり、地域の住民の方からこんな意見が寄せられたと現場の生の声も紹介してみえます。また、ある専門家の方からは、御自分が県内の他の自治体でコミュニティーバスの計画策定にかかわった体験を述べるなど、貴重な意見がたくさん述べられていると感じております。

そこで、結論を先に質問させていただきますが、第2回協議会の締めくくりで市長のまとめの見解が述べられておりますが、市長の「私の意見だが」との断りを入れまして、計画のアウトライン、青写真的なものが提起をされております。今回、この方向で協議会のメンバーの意見も聞きながら議論を進めていく、あるいは進めているというのが現時点での市としての取り組み状況であると考えますが、幾つかの点で補足説明をしていただきたいと思います。

まず第1に、目的別交通行動の観点から三つの優先順位を設け、A．通勤・通学、B．病院へのアクセス、C．買い物・公共施設の利用という三つの分類が言われております。これが今度の新しいバス計画での運行の3本柱となるのでしょうか。

二つ目に、路線の全面的見直しを検討すると言われておりますが、時間帯によって停車するバス停を決めるようにコンパクト化するとも考えているとありますが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

3番目に、営業時間は午前7時から夜は8時半、9時までを考えていきたいとのことですが、昼間は少し間隔を持ってバスストップも多く設けて云々とありますが、時間帯によってバスの本数は何本ぐらいを考えていますか。また、バスの台数は何台にする予定でしょうか。

4番目に有料化の問題では、市長の御発言では、最大200円までを考えていきたいとありますが、子供や高齢者、障害者などの無料化の必要性はきちんと議論をすべきであると考えます。市としてどのようにお考えでしょうか。

5番目に、南部の大藤・栄南・十四山地区では、高齢化率が二十数%になっているので、コミュニティーバスではすべてがフォローできないと思っている。これに関しては別の考えを導入することも考えているとありますが、どうされる予定でしょうか。

6番目に、新しい路線として五つを考えているとのことですが、概略こういったルートを検討してみえるのか、この6点についてお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答えを申し上げます。

後ほど項目的には総務部長の方をお願いをしていきますけれども、今まで3回の地域公共交通活性化協議会という形の中で、協議会のメンバーの皆さんの御努力をいただきまして協議を重ねてまいりました。つい先日も、3回目を議員の御指摘のとおり実施させていただい

たわけでございます。回を重ねることについて、私どもとしては一つの方向が見えてきたなあというふうに思っております。そういった形の中では、協議会のメンバーに対して心から感謝を申し上げていきたいと思うわけでございます。議員の皆さんに対しても、この12月定例議会の全協の場で中間報告というような形で御報告を申し上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

基本的な方針といたしましては、従来からお話をさせていただいているように、バス運行に対する大幅な改善、そして充実を求めていきたいということと、生活交通としての市民の足としてしっかりと確保していきたい、そういったことに対する充実を重ねていきたいと思っております。もう一つは、21世紀は環境の時代でもございます。環境への対応をしっかりとやっていきたい、この3点の基本方針に基づいて今後巡回バスの早期スタートに向けて、これからも協議会の中で協議を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） まず、議員の1点目の御質問でございますが、三つの3本柱について市の方ということでございますが、当然市民の意向調査の観点からも、通勤・通学、病院、買い物等の3本柱を基本に考えておるのは協議会でも同じ考え方でございます。

次に2点目でございますが、路線の見直しをということで具体的にということでございますが、これは時間帯の関係から、早朝・夜についてはバス停の停留箇所を集約いたしまして、通勤・通学、あるいは病院に重点を置いた運行をいたしまして、中間については、昼間でございますが、公共施設や買い物等に利用していただくための運行をしたいと考えております。

次に、3点目のバスの運行本数についてということでございますが、運行本数につきましては、まだ具体的には定まっておりませんので、今後詰めていくということになっております。ただし、朝と夜の急行ルート、駅までの速達性を考慮しまして、25分前後で運行すると。昼間につきましては、定時性・柔軟性を考えまして、40分前後で設定する方向で今詰めようとしております。また、バスの台数につきましては、5台の案で今検討をしております。

次に4点目でございますが、利用料金につきましてどのように考えておるかということでございますが、コミュニティーバスに移行ということでございますので、あくまでも受益者負担という原則で参りたいと。案といたしましては、まだ具体的には出ておりませんが、近隣の飛島村・木曽岬町の料金が200円ということございまして、その辺の数字につきましては協議会の中でも出ておりますが、まだ決定には至っておりません。ただし、高齢者・障害者などの無料化についても今後協議会の中で議論してまいることであると考えております。

次に、高齢化率の高い地区のフォローについてということでございますが、これにつきましては、次年度、6月を予定しておりますが、6月から実証運行にきたいという予定で進んでおるわけでございますが、この実証運行の中でまた協議会で議論してまいりまして、効

率のよい運行に努めたいと考えております。

次に6点目でございますが、路線についてどのような路線を考えておるかということでございますが、近鉄の弥富駅・佐古木駅を乗り継ぎの拠点としまして、北部地区を2路線、南部地区を2路線、これは十四山が中心でございますが東部地区を1路線と、基本的にそのような方向で現在進んでおります。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 今のお話を聞きますと、かなり具体的に話が進められておるなという印象を受けます。

それで、特に4番目の有料化の問題なんですけれども、飛鳥、あるいは木曾岬が200円ということで、弥富もこの200円というのを検討してみえるそうですが、ここできちんとしてほしいのは、できる限り住民の負担は抑えるという観点はしっかり持ってほしいと思います。とりわけ先ほど言いました子供や高齢者・障害者ですけれども、社会的に支援を必要とされる方については、行政の責任を果たすことが必要であるという意味でもきちんと議論していただいて、そういった方の無料化というのはきちんとやっていただきたいという要望をしておきます。

次に、市長に伺います。

高齢化の問題などとも関連いたしますが、免許のない人、車のない人たち、いわゆる交通弱者のための、憲法25条にあるような健康で文化的な最低限度の生活の確保という観点からも、行政の役割として市民の移動の権利を保障することが強く求められております。また、私も日本共産党が行いましたアンケートでも、「今は自分で自動車の運転ができるからいいけれども、将来はとても不安です。高齢になっても外に出ることが楽しみになるようなバスの利用方法を考えてほしい」、そういう声が寄せられておりますが、高齢社会を迎え、多くの市民が生活の足の確保に不安を感じていること、そして明るく元気な日常生活のために、人の手をかりずに移動できる手段としてバスを活用していきたいと考えてみえます。

ここで一つ、先進地の事例を紹介させていただきます。山村の過疎地でも、住民の生活の足の確保に行政がしっかりとその役割を果たしているという事例であります。長野県の木曾町のバス事業であります。

木曾町というのは、2005年に旧木曾福島町・開田村・日義村・三岳村の四つの町村が合併をいたしまして木曾町という町がスタートいたしました。森林が90%を占める木曾町は、長野県の町村でも最も広い地域に1万3,000人が点在をして暮らしています。今回、合併を機に、木曾病院と駅をターミナルに三つの支所を結ぶ幹線バスと、支所から周辺地域を結ぶ巡回バス、集落とバス停を結ぶ乗り合いタクシーを組み合わせた公共交通システムが確立し、2年前から従来の民間バス会社に委託をして正式運行いたしました。巡回バスやタクシーが

ら乗り継いでも合計で200円であります。地元の町会議員の上田とめ子さんの話では、「どの地域にも公平にとの観点から、250ヵ所の停留所を設置して同一料金で利用できる住民生活を支える公共交通システムは、元気で優しい町を住民の手でと進めてまいりました田中町政の中でも最も評価されている」とのことです。また、木曽町の企画財政課の主査の渡辺徹さんの話では、「2005年に実施した地域の住民アンケートでは、住民の34%が自家用車による移動ができず、特に女性の高齢者の半分以上は免許がない。そもそも公共交通は、病院や学校、買い物などに行くための手段で、町が機能するためのネットワークです。下水道や道路、水道と同じように行政の使命だと考え、町営バスを運行させました」、このように述べてみえます。これからの弥富市のバス事業を進めていく上でも最も大切な問題意識ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、まちづくりの観点からも、市民の足がきちんと確保された魅力あるまちづくりを進めることが、若い人を含めて弥富の地に定着を促す大きな要素となってまいります。バスの整備はさまざまな波及効果を生み出し、活力ある地域社会をつくり出すと考えます。

また、先ほど市長からもお話がありましたが、温暖化対策は待ったなしの課題となっております。今週7日、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動枠組条約第15回締約国会議が開幕いたしました。日本の新政権の鳩山政権は、2020年までにCO₂を25%削減するという中期目標を既に表明しております。国を挙げてこの目標達成を目指すべきだと考えます。もちろん、この問題は一地方の弥富だけで解決できる問題ではありませんが、日本の地の一角で海拔ゼロメートル地帯の自治体として行政が世論を啓発し、困難な問題に立ち向かうという前向きな姿勢を示すことは、CO₂削減に大きな力となると確信いたします。できる限り車を使わなくてもいい社会に一步でも近づく、ここにバス（公共交通）のもう一つの大きな意義があると思います。市民の生活の足の確保という要望をかなえるためにも、そしてCO₂削減のためにも、バスの整備は現下の弥富市におきまして最大の課題の一つであると考えますが、市長はどういったお心構えでみえますか、お聞かせ願います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

先ほど、今回の私どもの協議会の方で御検討いただいているバスの基本的な方針というのを三つほど述べさせていただいたわけでございます。その二つ目の生活交通の、いわゆる市民の足の確保、またその充実ということをお話しさせていただいたわけですが、今、御紹介いただきました先進地の事例の木曽町とは、地理的な条件等々いろんな面で違いがあるかと思いますけれども、基本的な考え方は同じでございます。交通弱者に対するしっかりとした対応をしていきたい、あるいは市民の日々の活動における移動の手段という形の中でしっかりとネットワークづくりをしていきたいということについてやっていきたい、そ

して高齢者が社会的な参加意欲をもっともっと高めていただきたいというようなことを込めながら、地域の活性化につながっていくというふうに思っております。

それから、環境への対応でございますけれども、今度新たな導入するバスにつきましては、バリアフリーであるとか、CO₂対策車ということを考えさせていただいております。そうした形の中で、環境負荷の小さい弥富市ということを目指していかなきゃいかんと思っております次第でございます。公共交通を利用していただくように積極的にPRに努めていきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） よろしく願いいたします。

次、もう一つ市長に伺います。

現実的な問題なんですけれども、第2回の協議会の中で、国土交通省の中部運輸局の高橋委員の発言にもありましたが、「国土交通省では、3年間の実証運転には補助金を出すのが、4年目以降は市として自立してやることになる。そうすると、黒字なら万歳だが、全国の事例を見ても黒字になるところは非常に少ない。どうしても税金から行政経費として持ち出すことになる。少しでも多くの人にバスを使ってもらうことが行政経費を減らすことになると思う」、このように述べてみえます。

こういったことから、市の基幹的な事業として継続的に市民の足として実際に使えるバスの実現のため、先ほど申し上げました有料化の議論もされているわけでありまして、もう一方で協議会では、市長の方からは言及されておられません。私は思い切った財政的な重点配分が必要になってくると考えます。この問題に関しましては、既に何度も指摘をさせていただいておりますが、飛島の中電を初めとして、この弥富市でも川崎重工など大企業によります臨海工業地帯の発展、またこの弥富では鍋田ふ頭の第3バースの計画などありますが、コンテナふ頭を中心とした物流基地としての機能の発展は、それぞれの自治体に財政的な基盤を強化するというプラスの側面を生み出すとともに、その一方で大気汚染物質の排出の増大、CO₂排出の増大など、周辺地域の環境に大きなマイナスの影響を与えております。大気汚染、環境問題は、もちろんそれはそれとして、行政としてその改善の方策を追求し、解決をしなければなりません。そのためにも、小さな一歩かもしれませんが、バスを初めとした公共交通の整備による、可能な限り日常生活に自動車を使わなくても済むまちづくりを進めていただくことが大変重要な課題となってまいります。

弥富市の平成20年度の決算では、特別とん譲与税が1億2,900万円あります。コンテナふ頭としての機能が強化されれば、さらなる増収も見込めます。また、固定資産税の話ですが、この前お聞きしましたら、イケア・ジャパン1社だけでも年間約8,000万円の固定資産税収入があるとのことでありまして、これは現在、企業立地の促進に関する条例によりまして、同

等の金額の奨励金が交付されて出費となっておりますが、５年すれば満額自主財源として活用することができます。弥富市南部の立地条件によりましてこういった収益を積極的に活用し、財政的な重点配分をすること、これは今のバスの問題の位置づけからいきましても大変に意義のあることであると考えます。私どもが行いましたアンケートでも、市の特別な収入をバスに活用し、公害防止・環境改善のため、なるべく自動車を使わなくてもよいまちづくりを進めることが必要ではないでしょうかという質問に対して、回答を寄せられました方のうち約５割の人が「そう思う」と回答されています。このように、財政的な重点配分については、行政としてきちんとしたリーダーシップを発揮していただければ十分に住民合意が得られるものと確信いたします。南北に長い弥富の地勢からいきましても、農村部の市民によりまして広大な農地が保全されているこの弥富市では、生活の足の確保は市の中心部に比べて周辺部ではより一層切実な問題となっています。生活の足が確保された人に優しいまちづくりは、イコール地球環境にも優しいまちづくりであると考えます。こういった観点から、財政的な重点配分については市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

大変厳しい経済状況、あるいは景気動向でございます。先日来、皆様の方にもお示しをさせていただいておりでございます。大変厳しい財政運営を見込んでいかなきゃいかん形でございます。また税収の方も、６年連続の増収から減収に入るということはお話をさせていただいたとおりでございます。しかしながら、このバスの問題につきましては、先ほど総務部長の方から話がありましたように、大枠のアウトラインが見えてまいりました。そうした形の中で、本当に市民の皆さんが利用し勝手がいい、あるいは市民の皆さんの活動が積極的になるということに対しては、私もそれを望むところでございまして、また基本的なバスに対する考え方でもございます。

財政的な配分をしっかりとということでございますけれども、今、５路線に対して新しいバスを全部導入するということは考えておりません。３年間は、先ほどおっしゃるように補助対象になるといことでございます。しかし、４年目からは、私ども弥富市が運営をしていかなきゃいかんわけでございます。まだこの補助云々につきましても少し流動的なこともあるというようなことでございます。そして、新しいバスを５路線全部配備するということは考えていないわけでございます。現在のバスを改定してそれを利用できるというような状況になれば、それを何路線かの中で利用していくのが私は正しい判断ではないかなと思っております。そうした形の中でローテーションを回しながら、各路線を走らせていただくというようなことでございます。やはり今度は福祉バスからコミュニティーバスという形でございますので、利用勝手がいいということが最大でございますけれども、いずれにいたしまして

も3年間ぐらいは様子を見ていかないとなかなか厳しい面もあるわけでございます。最初から目いっぱいの財政投資という形は難しい、厳しいというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） それでは、3年間の実証運転の中で、できる限りいい方向性を見つけていただきますように要望いたします。

次に、最後の質問になりますが、今回の第2回の協議会の中でも国土交通省の委員の方から、公共交通の連携という問題が言及されております。とりわけ、これは市民の皆さんからも御意見のあることですが、十四山の東部の市民の方を中心に、飛島バスが近くを走っているんだけど、バス停がない。かつての三重交通バスのバス停、例えば具体的に申しますと、亀ヶ地とか善太橋、この二つが以前三重交通があったんですけども、三重交通が廃止になってから、この4月から飛島のバスが走っているんだけど、バス停がないということで、近所の方は、その地域で一番人口の多い亀ヶ地地域、あるいは善太橋地域で飛島バスを走っていくのを指を加えて見ているという状況で、多くの住民から、ぜひこの飛島バスとの連携をとってほしいと。具体的に申しますと、飛島バスのバス停をつくっていただけるように何とかして市に御尽力願いたいという意見がたくさんありますので、この問題についてはいかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

飛島バスとの連携についてということでございますが、今後、飛島村に限らず、近隣町村、木曽岬町という形になるわけでございますが、そういった枠組みの中で今後協議の対象にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） この問題は、特に今現実に飛島バスというのは、十四山にリハビリテーション病院というのがあるんですけど、そこに1ヵ所バス停があるんですけども、病院の方からいろいろ負担をされてバス停があるということで、この十四山地域におきましては、今まで近鉄蟹江方面とつなぐ唯一の線だったわけでありまして。

一つ私の方に投書をいただきましたので、御紹介いたします。十四山の東部の方からファクスで御意見をいただいたんですけども、読み上げます。

飛島バス、亀ヶ地・善太橋バス停の復活を。十四山東部を走る三重交通バス、新政成・近鉄蟹江駅が、4月から飛島村運営の飛島バスにかわりました。合併前、十四山にあったバス停3ヵ所は廃止され、名古屋方面への通学・通勤者、車に乗れない高齢者、あるいは障害者は、通勤・買い物などの悩みが大変深刻です。タクシーでは往復5,000円近くかかり、安い

年金生活ではたまにしか利用できません。巡回バスが見直しがされても、蟹江までは行きません。弥富市も飛島バス協議会に参加をされて、亀ヶ地・善太橋のバス停を復活させてください。お願いします。

こういう投書をいただきました。特に、従来三重交通があったところがフォローできていないということで、大変深刻な問題となっているわけであります。安井議員からも何度もお話があったんですけれども、ぜひとも公共交通の連携という意味におきまして市長がリーダーシップをとっていただきまして、この問題を解決していただきたいと思いますが、重ねて市長の御答弁をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今度の公共バスにつきましては、現在まだ、朝、そして夕方の時間帯でのバス停ということを明確に定めているものではございません。また、中間におけるバス停の増設ということについても、どの地域ということに対してしっかりと定めておるわけではございません。急行便と普通便という形で私ども呼んでおるわけですが、そうした形の中で住民の皆様の声等も生かさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） この問題ですけれども、繰り返しになりますけれども、弥富市が、今度の弥富市のコミュニティーバスでの編成という問題とは一応別の問題として、飛島バスのバス停を弥富につくっていただくと。つまりは、今、飛島バス、あの緑色のバスが弥富の市内を走っているんですけれども、通り過ぎちゃうということで、聞く話によりますと、蟹江町ではこのバスの7カ所のバス停があるそうです。200万円ぐらいのお金を年に払って、そういう200万円の費用で7カ所のバス停があるということで、弥富が今の検討されておりますコミュニティーバスとは別に、現存する飛島バスにちょっとした負担をすれば、地域の住民が必要とされていますかつての三重交通のバス停のあったところに復活をしてもらうことが可能であるという意味から、独自の問題としてこれは必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほども言いましたけれども、近隣町村との連携、枠組みにつきましては、今後の協議対象にさせていただきたいということでございます。そうした形の中で、まず独自の私どもの弥富市の今度の公共バスについて、しっかりと計画、そして実行ということを今詰めている段階でございます。そうしたことについて少し分けて私自身も考えていることは事実でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 一応今の市長のお話では、分けて考えているということですので、ぜひ前向きに検討していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 開議しましてから1時間少したちましたので、ただいまから11時15分まで休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

○14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

あらかじめ質問事項で4項目ほど上げておりますが、最初に平成22年度の土木事業の申請の内容について。

この事業は過去にずっと、弥富町政・市政とも引き継がれてきた事業であります。こういう事業は、市民の皆さんが行政に直接参加するということで私は賛成でありますし、多くの市民からもそれぞれ直接参加することの内容としては喜ばれております。しかしながら、今日までの経過は経過として、多くの市民の皆さんから質問が寄せられています。特に私は第1点目として、5メートル以上の道路について。

この道路は、都市計画道路などについてそれぞれ求められる道路だと私は思っています。少なくとも行政が計画的に実行されるそれぞれのまちづくりの条件ではないのかなということを考えていますが、この私の考え方について、間違っておれば私自身も改めますが、ひとつ5メートルという根拠について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、5メートル以上を都市計画道路的な意味では全体的には思っておりませんが、土木申請による道路改良事業の幅員5メートル以上を基準としておりますことにつきましては、市の宅地開発行為等に関する指導要綱を昭和52年に施行しており、計画交通量が1日当たり500台未満の平地であるため3種5級に該当し、車線4メートル、路肩を両側に50センチずつとり、総幅員、道路幅員として5メートル以上で指導しております。その整備後には市道として認定を行っており、その関係上、整合性を図るために、道路新設及び拡幅事業につきましては5メートル以上で整備をお願いしているところでございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。
- 14番（伊藤正信君） 昭和52年の道路整備にかかわる基本的な考え方の中で、例えばこの事業申請について求められてきた5メートルとしますと、では生活道路としての考え方について何メートルなのかお伺いしたいと思います。御説明をお願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 生活道路だと何メートルという限定はしておりませんが、基本的には4メートル未満を狭隘道路として4メートルに整備していく方法と、あとは先ほど言いましたように5メートル以上を整備していく方向で、市としまして財政状況や各路線の利用状況等を考えて路線を決めておりますので、一概に何メートルというのは限定しておりませんので、よろしくお願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。
- 14番（伊藤正信君） 私はきょう、道路申請に係る21弥富市号ですか、土木の号外を持ってまいりました。新設道路についての拡幅については、道路幅5メートル以上を住民に求めるということなんですよ。この5メートル以上を求めて、市民からの要望でなければこの道路は申請事項でないよと。だとすると、先ほども言われた生活道路というものについて、例えば建築基準法ではセットバック、狭いところでは改築するときには4メートルの確保がなければ道路として家の建てかえができないですよ。だとするなら、多くの市民の皆さんは、今、幹線道路は、市の行政上からも、また市が発展するためには必要なことは認めています。しかし、救急車なり介護車なり、まさに安心して安全なまちの中で生活していく、過去には乳母車ありリヤカー、私どもの地域にはまだ1.8メートルの道路が結構あるんです。そういう要望は、いつどこでどんな対応をされるかということになるわけですね。だから、課長が今考え方の中であるとするなら、生活道路に対する今後の対応・対策についてどう考えられるのか、ここの課長、または関係する部長、御説明を願いたいと思います。
- 議長（黒宮喜四美君） 土木課長。
- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、お答えさせていただきます。

4メートルに整備する道路と、それ以上に整備する道路の御質問について2点についてお答えさせていただきます。

4メートル道路の要望につきましては、建築基準法で4メートル未満の道路に接する土地に建築する場合には、道路の中心から2メートル後退した線を道路の境界線とみなし、道路の内側に工作物をつくることができないとされております。このようなことから、建築基準法第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路につきましては、弥富市における狭隘道路の拡幅整備に関する要綱の策定を行いました。施行といたしましては、来年の4月1日でございますけれど、来年度より地区及び関係地権者から申請をしていただければ、国の

狹隘整備要綱とあわせて道路整備を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

なお、市の要綱につきましては、今回、委員会で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどお答えさせていただきましたが、道路幅員が4メートル未満の狹隘道路として考えておきまして、生活道路の5メートル以下の幅員を5メートル以上に拡幅整備する取り組みにつきましては、道路整備を実施する上で、先ほど言いましたけど、財政状況や各路線の利用状況等を考えても、市道すべての路線に対して同一の施策を講じていくことは難しい現状であります。したがって、各路線の性質を考慮して、主要幹線道路、その他の道路として通学路や地域間の連絡道路、生活道路などの整備を計画的に進めておるところでございます。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 苦言をするわけではないですけど、生活道路を要望だというふうにとらえられておるところに市の考え方の大きな違いがあるんですよ。1.8メートルのところでは普通車が通って歩いておるんです。90センチは、地元の農家の方々、地権者が協力しながら、3.6ぐらいを道路確保して普通車が通っておるんです。だから、安心・安全なまちづくりだとするなら、今まで行政は、少なくとも狹隘道路については、何メートルあるから、今後どういう形で整備をしていくかということについて、ここ数年この議論をしてきているわけです。その形の中で、今、市側の答弁が要望だということ。要望でなくして、4メートルという生活の最低の道路確保に対する考え方は、安心・安全なまちづくりのために最少の課題なんですよ。今少し、今後の狹隘道路に対する考え方について、国の指針ができたから委員会で説明するとおっしゃいました。きょうまでこの土木申請の事業内容は同じなんですよ。市民の皆さんに最低5メートル以上なければだめだよといって、例えば私どもの部落でも13軒が話し合いました。その中に、じゃあ本当に13軒がまとまって話ができるのかどうかと。それは必要だからということで説明し、説得し、お互いに議論し合って、70なり80%は部落でまとまるわけです。しかしながら、ここでお伺いしたいのは、例えば地元で承諾されない事項については申請書は受け付けられないという市側の考え方についてどうあったのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 道路整備の申請に対しまして地権者の同意をいただく方針につきましては、今まで地区役員さん方々からの要望、地区からの一部の地権者同意のみの申請につきましては拡幅の理解を得られず、整備に対しまして長期化している現状でございます。このようなことから、早期整備のためにも地権者全員の了解は必要不可欠と考えております。地権者に整備を理解してもらえれば、行政と地区及び地権者の協力体制を確

立して今後も道路整備を進めていく考えでありますので、御理解をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） では、今、同意がなければ促進ができないと。その考えは理解ができます、私も。しかしながら、私はこの一例について申し上げたいと思います。私どもの神明社の裏で、13年11月、陳情者39名の捺印をして申請いたしました。そして、その年に議会で承認をいただきました。その翌年1月に測量を開始いたしました。14年11月に土地改良事業説明会がありました。15年に境界くい復元計画予定線の拡幅設置の確認をしました。16年に用地買収が始まりました。今日、平成21年です、完成ができない。これは狭隘道路です。もちろん、13年に起きた3月から、その間12月ごろまでには、水路の安全対策など、一部ヒューム管を入れて道路拡幅できました。しかしながら今現状として、1.8メートルの道路のそばに側溝があり、水路がある。21年、今日になって、この事業が、用地が買収をされて田んぼのままあるところがあるんですよ。なぜ完成できない。

もう1点。私は行政大変御苦労さんなことだとは思っていますよ。しかしながら、100%地権者の了解を得られるはずはないわけですね。ないわけですねということは、地元で話はなかなかできないですよ。それはなぜかといいますと、私の今のこの道路の関係でいきますと、この間に相続の問題、そして病気で地主が倒れている場合、差し押さえがある道路、そういう変化がこの9年間で起きているんです。事業の遂行のあり方からしたら、一体今日の現実はどうなるんですか。9年間ですよ、かかっているのは。私はこちら辺で、一例ですけども、きょうここで申し上げたいことは、市側が行政として取り組んでいただくのは地元も協力をする。さらに、それぞれの中で生活道路として嘆かれている部分を真剣に積極的に、用地も買収したが、その辺の道路はそのままできないなんてことは考えられないですよ。

もう一例だけ申し上げます。過日1ヵ所、北部保育園の元跡地の南側でした。測量のための境界くいをはかっていただいた。これは感謝しています、地元は。しかしこの問題も、もう数十年です、聞いていますと。私は議員になって10年、それからずっとこのことが地区で叫ばれています、狭隘道路の問題として。これも残念ですけど、40年前の土地改良が1.8メートルからそういう状況だったということ。これはそれぞれの流れの中で、道路という性格と地域環境というものを私も理解します。しかし、境界くいを確認するときに何を言われたかと。「これ測量はいつですか」と言ったら「わかりません」。「説明会はいつですか」と言ったら「わかりません」。境界きいだけは確認した。少なくとも境界きいを確認していただくということは、事業の開始じゃないですか。事業を起こす以上、事業の目的と事業の完成を少なくとも市民に対して具体的な説明をしながら事業を遂行されることが基本的じゃないですか。この問題について考え方を御説明ください。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

- 開発部次長兼土木課長（三輪眞士君）　まず１点目といたしまして、地区からの100%同意についてでございますけれど、今まででも地区から100%同意していただいて整備に入っておる路線もございます。しかしながら、総論賛成、各論に入るとなかなか理解が得られない状況であります。最低限につきまして、総論賛成の部分だけでも地区において地権者全員の了解をお願いしたいということで同意を求めているわけでございます。

それと、五ノ三地区の道路整備につきましては、以前に区長及び地区の役員さんから道路整備の陳情がありました。その席におきまして、申請の路線数が多いことや継続事業などを話し合い、最優先する路線を示させていただいて役員さんには了解を得ました。それで、御指摘の２点の路線につきましては、ちょっと認識が違うと思うんですけれど、100%の整備に対する了解を全地権者からもらっていないために、一部の地権者から同意していないのになぜ事業化をするんだというお小言ももらっているのが現状でございます。それと、ことしにつきましても、道路から道路の区間をまとめるために一部地権者にお話をさせていただきましたけれど、やはり理解を得ることができませんでした。しかしながら、継続事業でありますので、地権者に御理解、御協力が得られるように引き続き交渉はしてまいります。また、用地買収が完了しているところにつきましても、道路から道路までの区間の買収が完了していないために交通上非常に支障がある場合がございますので、いま一度現地を精査いたしまして対応を今後考えてまいりますので、御理解をお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君）　伊藤議員。
- １４番（伊藤正信君）　課長、境界くいを確認することが、例えば30人の地権者が30人境界がないからやれないとか、そういう話じゃないでしょう。地元は協議をして、70なり80%、90%の皆さんが、ここをやっていただこうじゃないかといって上げたんですよ。それを最後の１名ができなかったから、それに対する着手ができないなんていうことが行政としての答えになるんですか。その道路が、少なくとも今４メートル以上あったりしながら普通の生活道路として流れの中であるならば、今日の環境の中に生活道路として利用しがたい、協力し合って地主で皆さんが土地を出してカーブをつくってやっているんで、だとするなら、そういうところをより深く理解を求めて説明をしていただいて、みんなで協力してやってほしいと、行政が。私はここで申し上げておきたいのは、税は出す義務がある。市はその税金を有効に市民に返す仕事がある。このことは間違いですか、お答えください。

- 議長（黒宮喜四美君）　服部市長。
- 市長（服部彰文君）　伊藤議員にお答え申し上げます。

全くそのとおりで私たちも理解をしているところでございます。狭隘道路につきまして私の考え方も述べていきたいというふうに思っております。

議員の地区におきまして狭隘道路もたくさんあるわけでございます。先ほど次長の方が答

弁をしているとおりでございまして、私どもとしても優先道路から整備をさせていただきたいという形で、何本も御申請いただいている道路の中で、特に北部保育所の西側の道路を荷之上の多目的センターの方まで抜くということが第1目的でございまして、その整備も今ささせていただいておるわけでございます。そして、神明社の方の道路につきましても、私も現地を確認させていただいております。今るる伊藤議員の方からいろんなお話を伺うわけでございますけれども、少し意見の食い違いがあるようでございますので、私は一度基本に戻り、地元の方と色々な話し合いをさせていただきながら、この道路に対する前向きな考え方も示していきたいと思っておりますので、一度また地元の方で話し合いの場をつくっていききたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどの解釈というか話がちょっと違っておりました、伊藤議員の方からは、境界確定ができないから同意をとってくれという意味でとられておりますけれど、あそこの路線につきましては、地元要望をいただいて、それで測量に入ったわけでございます。それに伴い一部の地権者から整備の必要がないという強い要望がありましたために、再度地権者の同意をお願いしますということでお願いした経緯でございますので、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私は次長、同意をお願いしますと言われて、区長さんが行っていただいて、私も話をして理解をいただいたんですよ。市の行政の人が言われたときに同意ができない。その代がかわってきておるわけですね。流れの中にそういうところもありますよということ。だから、市が何をやっていただくかということ。非常にそういう最後の詰めなどは、私は議員ですけれども、区長さんや区長補助員さんにはお金を出す権限もないんですよ。例えば、基本計画を何メーターにする説明をする資料もないわけですよ。その形の中で拡幅の要請、生活道路の確保をお願いしたいというわけ。ただ、お願いをするということだけじゃないんです。行政ということは、企画、そしていつからどう始めて、どう完成を目的にして、この道路がどういう目的かということまで、すべてそれぞれの状況を承知しながら立案をされることなんですよ。ですから、私が申し上げたいことは、今回の申請の内容でこの質問をするということは、すべて同意がなければ申請ができないということではないんじゃないですか。ただ、今日までの長い道路申請、狭隘道路の考え方、新しい都市計画づくりのマスタープランなどを含んで、私もその状況の流れの中は承知をすると、大きく来年の4月以降は変更されていくだろうと思っています。しかしながら、言われてきたことはきちっと、狭隘道路の順序などを含んで、地域へ、区長さんに説明を申されておるかどうかは少し疑義があります。私も地域の顧問として各会議にはすべてきょうまでまず欠席したことなし

に出ていると思います。経過の話を聞いたことはございません。それはきょうまでのことといたします。役職になっている皆さん方に大変失礼なことにもなろうかと思っています。ですから、市側としては、継続的に事業を起こしていく、その順序をつけられたら、資料にして、例えばこの道路はこういうふうを考えていきたいんだ、この立案をこう実行していきたいんだということを、さらなる深く次の代表者会議などに御説明をいただきましたらありがたいと思っています。

そんなことで、この申請事業の中でももう1件だけ私もあります。側溝の問題も、道路が完成するからということで五、六年かかっています。50メートルのところの側溝です。家も横に建っています。なかなかできません。どういうことかもわかりません。しかし、そんなことだけを嘆いておって質問するわけにはいきませんが、より一層鮮明に要望して、この土木事業については、この委員会からさらなる来年の4月以降の取り組み方をお願いをしたいということと同時に、もう1点だけ市長をお願いしたいことは、狭隘道路というのは、本来、地権者との約束がなかなかできないわけです。今、弥富市の買収の基本は、平成6年にマニュアルがつくられています。ですから、今回の委員会などで御説明いただくのに、狭隘道路については最低限度の買収としてその基本があるのかどうか、ちょっとお答えを願いたい。私は早く実現のできる方向性にさせていただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） さまざまな総合計画、あるいは都市計画にのせる道路、そして幹線道路、そして生活道路として含みもあります狭隘道路というようなことがございますけれども、狭隘道路におきましては、弥富市で大変たくさんの本数があるわけでございます。そうした形の中で、一度に解決できるというふうには思っておりません。その道路が生活にとって必要である、いわゆる生活道路として非常に重要な役割がある、あるいは通学路として安心・安全に子供たちが学校に通える、あるいは救急等でどうしてもそういった形の車両が入らなきゃいけませんもんですから、そういったことに対して大変大きな支障があるというような状況においては、私ども市といたしましてもいろんな形の中で調査を進め、そしてそういったことに対しては解決をしていきたいと思っております。しかしながら、財政的な問題等々がございしますので、どうしても地元の方に御確認をし、あるいは御協力をいただかなきゃいかんという前提がございしますので、今後とも各議員ともども御協力をお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 市長、すみませんが狭隘道路の買収の方法ですね、今ちょっと聞けなかったんですが、方向性が。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 買収につきましては、私ども行政の方と地元の方ともよく話し合いをさせていただきなさいかんわけでございますが、すべて買収という形で買い上げるということについては考えておりません。やはり地元の皆さんとの協議、あるいは私どもの意向ということを十分お伝え申し上げて、場合においては2分の1補償という形の中で考えさせていただくと、そういうことも御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私は、買収の条件というのは、早く生活道路などを促進していただくためにはいい話ではないのかなと、地権者に御理解いただくために。住んでいる人と地権者というのは多少違うんですね、すべてその地域の人が地権者じゃないわけですから。そういう条件の中で、先ほど市長は納税義務と市の義務は一体化だという認識を一致していただきましたので、このことはきちり私も市民に報告しながら御理解いただくと同時に、市長が、これからあそこを生活道路として、より人口密度などを含みながらの考え方の中で判断をされるということですので、そこは期待してこの質問を終わります。

続きまして事業仕分けの問題について、少し私の考え方と質問をいたします。

昨日も渡邊議員から事業仕分けについて、効率化、補助事業のあり方についての質問がございました。総務部長からの答弁は、弥富市も、議会も行政もそれぞれお互いに切磋琢磨、議論をしながら、無駄を省く努力をしてきたと思いますし、されてきました。しかしながらきのうの答弁の中で、集中改革プランは、総務省からの省令なり通達からやらなければならない行政のあるべき姿の改革なんですよね。御存じのように、事業仕分けを国が今回行われたということを言われていますけれども、平成3年に新潟で既に事業仕分けをやったわけです。そして、平成7年から滋賀県なり神奈川県なり、多くの県や市町が実行されて、今回国がやられたのが事業仕分けなんです。だということは行政を担当される皆さん方は御存じだと思って、私はそのように今思っています。ですから、やはり無駄を省いていくということ。今日まで市政の中で努力をされて、それぞれの状況だとは思っています。しかしながら、いろんな形の中で事業仕分けをしていくことによって市民が参加されること。ただ、仕分けのやり方については、議会もあるし、市民参加もあるでしょうし、市行政独自の事業仕分けもあると思います。ですから、私はそういうことはもうここで、不要か不要でないのか、国が行うべきか県が行うべき事業なのかとか、そしてさらに市民の皆様は事業の内容を御理解いただきながら執行していくことが、今日のこの行財政縮小の中での大切な課題だと思っています。ですから、改めてこの事業仕分けについて、弥富市として、今後どのような形でやるかは別にして、取り組まれる方向性はあるのかないかだけ御質問いたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 新政権になりまして、事業仕分け事業仕分けという言葉が非常に多々

使われるわけですが、つい過日も私は国の方で、この事業仕分けのワーキンググループの統括官をやらされました枝野衆議院議員にお話を聞く機会がございました。今回の大きな意義・目的というのをお話になったわけですが、今までやってきたことに対するスクラップ・アンド・ビルドであると。もう一つは、言葉は悪いかもしれませんが、中間的な形におけるピンはね、中抜きというのを是正していくんだと。例えば、独立行政法人であったり、あるいは公益法人であったり、協議会あったり等々があるわけですが、中には期成同盟というようなことがあるかもしれません。そういった形の中の精査をしていくんだということでございます。私といたしましても、本当に今、税が正しく使われているか、あるいは削減という方向に向いているかということは、日本のこれだけ厳しい状況の中では大変大事なことだと思っております。そうした形の中で事業仕分けをされるということは、ある意味では当然かなというふうに思っております。

そして、私たち弥富市といたしましては、昨日も総務部長が述べましたように、ここにシートがあるわけですが、行政評価、あるいは行政シートという形で、プラン・ドゥ・チェック、そしてアクションという形のものを評価していこう、まず自分たちの内部的な問題からしっかりと精査していこうということを来年の22年から開始をさせていただきます。今まで、2年間温めてまいりました。いよいよ私たち行政の内部からもう一度考えていこうということでございます。また、議会、あるいは市民参加という形の中におけるこの行政仕分けというのは、いわば新しい手法ではあるというふうに思っております。そうした形の中で、私どもとして客観的な価値判断であるとか基準判断というものをつくっていかないと、外部から参加していただいてさまざまな行政に対する事業ということについては御理解がいただけない場合もあります。新しい手法という形の中で私どもも今後勉強していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 今、市長から御答弁をいただきました。

根本的には今の財政状況を通して、弥富市の行政の今あるべきチェックをさらに深めて、行政の一体化の中でのあり方をさらに深めていただくと同時に、今後体制ができましたときには市民と一体化した財政運営をお願いしておきたいと思います。

続きまして、選任同意議案の人選の選考のポイントについて質問します。

今日まで、地域、市から推薦・同意された皆さんは、市民の生活相談、福祉や教育、そして市政の発展のため、さらには安全・安心なまちづくりのために御努力をいただいております。このことは私も理解ができます。しかし、今、市民の皆さんから多くのお話があります。特に、市長は今まで明るくて住みやすいまちづくりということで御努力はいただいております。しかしながら、選任同意案件の内容といたしまして、全国で例えば公募をしたり、まち

づくりにどういう考え方を持っているだとか、さらにはどういう状況の学識経験者であるかという、一つの枠組みといいますかポイントは、同意案件の中では今は住所・氏名が出てきて、例えば市の区長さんなら区長さんということがですね。ですけれども、そういう点を私どもは一定程度地域に住んでいるから理解をしながら同意をしていく、議会も承認をしていくという形なんですよ。でも、市として本当にそういうポイントが、やっていただいていると思うけれども、市の三役会議だとか。例えば、どこどこの組織がこの枠の中でどういう選考ポイントを定めていくかという、そのポイントがまずはあるのかないのかお聞かせ願いたいんです。総務部長、どうですか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議員のおっしゃられる公職委員の選任基準につきましては、市として独自では持ってございません。ただし、それぞれチェックシートとかございますが、そういう観点からの基準については同じ考え方で、沿った形で選任がされておるものと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 私もそうではないのかなあとは思っていましたが、ないんだね。きのうも佐藤議員が質問されました、学校問題ですね。私どもは、学校の防犯だとか環境整備というのは、市民と共有をしていくという立場があるんですね。きのう、教育長が悪いとは言いませんよ、教育長の答弁は、あるようでない、ないようでない、あるようでない、あるようであるとか、こういう説明だったんですね。だけど、それは私は違うと思うんです。これは教育委員会が悪いというんじゃないですよ。例えばの例で申しわけありません。子供さんがたばこを吸う、中学生が。片方は学校の行き帰りで何かが起きている。こういうことに対して、例えば法的根拠の中に、未成年者がその方がいいのか悪いのか、常識ですよ。しかしながら、一つの例からすれば、そういうことに対する経験なり法的根拠なり、それなりの知識を持たれた有識者が市民との対話の中に、そういうことに対する情報の共通認識ができる部分があるんですよ。だから私はそういう意味で、選考していただいている皆さん方は大変苦労があらうかと思っていますけれども、例えばの例を申し上げましたけれども、市民の皆さん方から、大変御努力をいただいているけれども、あの方々はどういう形で選任されていますか、あなたはどうしましたかと言われたときに、少し私自身戸惑いがありますので、市民の皆さんからも質問があるということを申し上げて、できましたら今後、一つは企業の現場で経験・実績があるだとか、まちづくりの理念や目標に関する強い共感を感じる人だとか、誠実な人柄であり、かつ秘められた強い意志の感じられる方、海外の職務経験が豊富であって、私どもは港を持っていますので、そういうことに対する知識の豊富な方などを、いろんな形でポイントを定めていただいて、そしてこのことの対応に今後当たって

いただきますことを、今できていないので要望したいと思いますが、いかがですか。

○議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 現段階では選任基準というものはございませんが、それぞれの委員会の根拠法令に定められた資格・選任の方法で、たまたま選任基準を設けたところがどうかということでございますが、考え方はそういう基準に基づいておりますので御理解を賜りたいと思います。今後につきましては、幹部会などで議論いたしまして前向きに考えたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 総務部長、間違えないでくださいよ。私が申し上げたことは、今まで取り入れられていないということを言っておるんじゃないですよ。そういうことを参考にしながらやられているけれども、そのポイント、基準について、より鮮明にそれぞれの検討の課題として今後対応していただきたいということを申し上げておるんで、これは市民と、その役職に当たっていただいております皆さんとの信頼関係になります。私の質問もそういう立場で申し上げておくことだけ、きちっと受けとめてください。そんなことを申し上げて、強く要望して期待をして私のこの項の質問を終わります。

続きまして、下水道法第11条の3の関係です。

農業集落、そして今、下水道の事業が行われております。そんな状況の中で、農業集落排水を実施していただいてそれぞれ環境整備ができていますが、今現実的に集落排水でくみ取りのトイレがどんな状況になっているか認識について、下水道課、御説明願います。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） 農業集落排水のくみ取りの便所についてどういう状況だというようなことで御質問でございますが、くみ取り便所に関しての調査は、大変申しわけございませんが、行っておりません。ただ、農業集落排水につきましても接続促進につきましては順次進めさせていただいておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 課長、この問題は、単に調査をしていないとかじゃなくて、本来、単独浄化槽、合併浄化槽、集落との関係があるわけですよ。下水道の事業の11条の3というのは、これは都市の中でいきますと、工事をされちゃうと、もう完全な撤去の指導がされてくるんだろうと思っています。だから、下水道が来年の4月を迎えるとそういう状況下にあって、11条の3が集落排水事業との関係をどういうふうに指導、環境整備をしていくかという重要な課題なんです。特に私は自分の地元のことを言ってなんですが、一番早く農業集落排水をやっていた。だから、私がぐるぐる回るとわかるんです。どんなことになって

いるのかなと。だから、弥富市が住みやすいために下水道整備をしていく、農業集落排水も今実行をされている。北部のときは町条例でしたけど、市条例に今はなっているでしょう。だとするなら、この11条の3とくみ取りとの関係は、より一層具体的にどうあるべきかということについて市民に説明をしていただかないと困るわけですよ。今、下水道の工事の行われている地域だけ説明をして、早くつないでくださいよと言っておるだけの話でないですよ、現実。そのことが弥富の環境の評価にもなってきますから、その辺の流れを下水道課としてきっちりどう受けとめられているかということについて質問です。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） お答えします。

まず、下水道法の11条の3でございますが、公共下水道の方ではくみ取り便所につきましては3年以内に改修して下水道の方へ接続してくださいということでございます。御質問の農業集落排水につきましては、御指摘どおり、農業集落排水・コミブラの汚水処理施設条例におきまして、くみ取り便所の改造期限というのは規定しておりません。しかし、この条例におきまして、供用開始から3年以内に接続しなければならないという旨を規定しておりますので、必然的に水洗化が必要ということで、くみ取り便所については順次解消されるものと考えてございますが、各御家庭の諸事情がありまして、なかなかすぐ接続ができないというようなこともございますので、今後とも接続されてみえない方につきましては接続促進を図っていく考えでございますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

○14番（伊藤正信君） 接続促進ということを経営にということでもありますから、私は質問を終わるわけですが、本当にもう何年もたっているところが罰金を取ればいいということじゃないんです。それぞれの方向性の中を、具体的にどのような形で例えば住民に説明をしていただくのか、例えば区長、区長補助員さんとか代表者会議などを通してやるとか、そして市民全体の説明をするとか、広報等でそれぞれの状況などを認識していただくこと。ですから、私は11条の3という問題は大きな課題だというふうに思っていますので、課長に期待をしてこの質問を終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 12時を回りましたので、ここで休憩をいたします。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に佐藤博議員、お願いします。

- 6 番（佐藤 博君） 通告に従いまして、将来展望を見きわめた当面する課題解決への提言ということで質問をしたいと思います。2 点にわたって行います。

まず第 1 点目は、前ヶ須地区の区画整理事業と 155 号線の南進事業及び市庁舎の移転計画への提言をしたいと思います。

この問題については、既に平成 20 年 3 月議会で提言してきました。社会情勢、経済状況も変化してきており、特に政権もかわり、地方分権が本格的に進められようとしている昨今、弥富市の行政基盤を堅実なものにするためにも、また一たん災害が発生したとき市民の安全を確保するためにも重要な事業であると考えますので、改めて質問もして提言をしていきたいと思います。

昨今、コンクリートから人へと、箱物行政に対する風当たりは強くなっております。確かに無駄とは言えないかもしれないが、あまり効果の出ていない建設事業も目立ちましたが、しかし市民にとって必要な施設や設備などの事業については自信を持って整備・建設することも重要なことであると思います。弥富市の現状から弥富市民にとって必要な施設の建設事業は、今進められている桜小学校を分離するための新設校の建設と弥生保育所の改築事業があります。続いて重要な事業と考えられるのは、市行政全般の中心となる市庁舎の整備であり、その市庁舎の耐震化が問題となっており、その上、事務室や会議室の狭隘と不足等問題が指摘されております。恐らく議員の皆さん方も同じように心配しておられるのではないかと思います。現在の市庁舎は昭和 41 年に建設され、その後増改築もされてきましたが、間もなく 50 年近くになります。当時としては立派な庁舎であり、自慢できるほどのものでもありました。しかし、地震災害が予測されている現在では、もう十数年前、耐震補強の警告を受けていると聞いておりますが、その後、耐震の対応状況等はどのようになっているのか伺いたいと思います。また、耐震補強をする場合、どのぐらいの予算が必要になるのかもあわせて大木副市長に伺います。

- 議長（黒宮喜四美君） 副市長。
- 副市長（大木博雄君） 今、お話のように、市役所の耐震診断につきましては平成 8 年、それから附属施設につきましては平成 15 年に行っております。この平成 8 年に耐震診断を行いましたときには、当時、小学校・中学校も同時に耐震診断をさせていただきまして、当時の判断として、まず学び屋を耐震化することが必要ということでそちらを進めさせていただきました。本庁舎の耐震診断につきましては、すべての方向で I_s 値において 0.6 を下回っておるという状況で、耐震化が必要であると判断をしております。現在まで小・中学校の耐震化を進めました関係上、現在ではまだ本庁舎の耐震設計については行っておりません。現在、

耐震診断に基づく概要的な積算についてお願いしておりますけれども、当然、鉄骨ブレースとか、そういったことによる増強になるかと思いますが、費用については数億円以上はかかると見込んでおります。詳細についてはまだわかりませんが、そういったことを想定しております。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 河村名古屋市長はテレビで、一番豪華な施設は市役所であるというように先日も述べておりました。市役所は市民の共有の施設であり、また財産でもあります。市長や職員だけのものではありません。華美、ぜいたくな施設になってはいけませんけれども、機能的に市役所に支障のない施設を建設することは重要なことであると信じております。事務室や会議室の狭隘と不足等も指摘されていることを考えてみますと、耐震補強にかなりの金額がかかるわけでありますが、それだけのものがかかるならば、移転し建築することも効果的であり、特に合併特例債等を活用して将来的に弥富市にふさわしい機能的な市庁舎を建設されることの方が得策ではないかと考えますが、比較検討される考えはないか服部市長に伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

新庁舎建設という形での御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在の本庁舎は耐震補強工事をしていかないとI s値が大幅に不足している、いわゆる耐震構造としてはすぐれていないということがはっきりしているわけでございます。行政サービスの向上、あるいは職員の安心・安全という形の中で努めていかなければならないということを考えているわけでございます。今までは児童・生徒優先ということの中で、先人の皆様の御努力によって弥富中学校等々が建設されてきたわけでございます。そうした形の中で、小・中学校の耐震についても来年で大枠のめどが立つような状況でございます。

先ほど副市長の答弁にもございましたように、現在、耐震の診断をさせていただき、その費用はどれくらいかかるかということを算出しているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、新しく耐震補強をするということにおいても、あるいは新庁舎を建設ということにおいても、多額の財政の支出が伴うわけでございます。今現在の本庁舎も四十数年たっているということも知っているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、耐震構造の診断結果というものも待たなければいけないなと思っております。いずれにいたしましても、市民の皆様に対する行政サービス、あるいは職員に対する安心・安全という形で、これ以上着工を延ばすことは適切ではないというふうに考えているところでございます。平成22年度、来年度におきまして、新庁舎に関する検討委員会を一度持ちたいなという

ふうに思っております。そして23年度に、耐震補強するか、あるいは委員会の方で審査をしていただいて新庁舎を建設するかということを、22年の中でしっかりと方向づけをしていきたいと思うところでございます。しかしながら、新庁舎建築の問題点も実は数々あるわけでごさいます、一つは平成19年に都市計画法の規定によって、市街化調整区域には建設ができないという状況がはっきりしておるわけでごさいます。そうした形の中において、新庁舎の土地の確保というのは大変難しくなってくるわけでごさいます。また、合併推進債の話が出ましたけれども、平成18年に合併をさせていただき、平成28年までの10年に対してこの合併推進債を使用させていただけるわけでごさいますけれども、いずれにいたしましても自己財源というものをしっかりと確保していかないと、さまざまな事業が執行できないということと言うまでもないわけでごさいます。そうした形で、土地の確保と同時に基金の確保というのが大変重要なことになってくるわけでごさいます。そういうことを踏まえながら、しっかりと22年度に方向づけをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でごさいます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 市長の考え方というのも非常に重要なものであり、今後検討されるということでもありますので、あわせて質問をしたいと思います。

続いて、155号線がようやく日光西線まで12月1日に開通し、前ヶ須や平島地区と市街地の交通状況は大きく変わってまいりました。今後、伊勢湾岸道路までの南進計画が進まない効果が発揮できないと考えます。特に昨今、佐古木地区の交通渋滞で苦情も多く聞いており、この155号線の南進計画は重要な待ったなしのところまで来ており、市民の関心も高いわけであります。この南進計画はどのようなになっているのか、現在の時点で開発部長に伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

議員も御承知のように、155号線、都市計画道路名古屋第3環状線につきましては、愛知県が事業主体となりまして事業を推進しているところでござひます。先ほど議員もおっしゃいましたように、この12月1日から国道1号線から日光大橋西線までの間が開通いたしました。また、伊勢湾岸自動車道弥富木曽岬インターから北へ1,400メートルの区間が事業実施されているのが現状でござひます。今後の対応でござひますが、この路線の南進計画につきましては、政府税制刷新会議の事業仕分けによりまして、道路事業費の削減、また道路整備継続箇所を優先し、新規事業着手につきましては事業着手見送りとの方針が示されたところであります。来年度以降の道路整備予算の見通しが立たない状況であると愛知県の方から聞

き及んでおります。しかし、私どもとしましては、最も重要な路線でもありますし、この路線に関しましては国・県に対しまして、道路整備予算の十分な確保及び未整備区間の早期事業着手につきまして、先般も私どもの市長から、愛知県、または民主党の愛知県連の方にも強く要望していただいているところでございます。この件につきましては、今後も事あるごとに強く要望してまいりたいと思いますので、ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 問題は、仕分け事業の中で新規事業として取り入れられていないということは、要するに用地の確保等ができる見通しが無い、いつになるかわからんというようなものであるがために仕分け事業の中で対象外になっているのではなかろうかなということを感じるわけであります。私は、市街化区域と調整区域の線引きがされて間もなく40年になることをしっかりと認識しなきゃいかんと思っております。特にこの前ヶ須地区の区画整理事業は、今後市街化区域を見直し・拡充する計画を立てる上からも重要なことであり、もはや避けては通れない事業であると思っております。今まで着手しなかったことは、当事者の地主の方々にも、市街化区域を選択した以上、市街地にふさわしい整備、すなわち区画整理事業を進めなかった責任はあるものの、また難しいところであるからと放置してきた行政当局にも大きな責任があると思います。平島地区の区画整理事業が来年完成するということで、もう完成間近になり、この際、市当局が積極的に立ち上がり、地主の皆さん方とともに十分話し合いをしながら事業の推進を図られることは重要なことであると考えております。

前述いたしました二つの重要な事業を実現するためにも、以前に私が提言した前ヶ須地区の区画整理事業を弥富市当局が中心になって積極的に進め、地主の方々の理解と協力を得て用地を取得させてもらうということであると提言をしてきましたが、いよいよその時期になったのではないかと考えるのであります。まさに市庁舎の移転問題、155号線の南進問題等の解決をあわせれば、一石三鳥と言える重要な効果的な発想であると考えます。私も積極的に協力をしてまいりたいと考えておりますが、服部市長の決断を伺いたいと思えます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

平島中区画整理事業は、それぞれの地権者の皆様の御協力によって、来年、平成22年にほぼ完成のめどが立っております。我々としても、その南北の道路、東西の道路ということに対してさらに事業を進めていかなきゃいかん、そして平島全体が一つの大きなまちという形の中で、皆様に御利用いただけるようなまちづくりをしていくということを思っているわけでございます。それにあわせて、その隣接地である前ヶ須地区における区画整理事業を進めるということにおいては、大変大きなまちづくりになるということは私も承知をしていると

ころでございます。

この御質問は、佐藤議員から平成20年3月議会でもいただいたわけですが、その後、私どもといたしましては、平成20年5月27日に前ヶ須地区の両区長、そして私ども行政と意見の交換会をしたところでございます。目的は、都市計画道路名古屋第3環状線を推進するための手法として、区画整理事業及び個別整備事業があるが、こういったような御意見をお持ちですかという形で進めさせていただきました。また、事業領域をどのぐらいの面積で持とうかということも検討をさせていただきました。そして、おおむね9ヘクタールの区画整理事業を考えたかどうかというようにも意見として上がったわけでございます。

また、区画整理事業における非常に重要なことは、それぞれの地権者に対する減歩に対する考え方でございます。この減歩率がどれぐらいになるかということを平島中区画整理事業と比較をしてお話しさせていただきました。道路とか、あるいは公園等々で、この前ヶ須地区における区画整理事業では公共減歩が24%ぐらいになるだろうということでございます。また、保留地の減歩においては、公共面積が少ないために、かなりの持ち出しになるというようなことが一つの方向としてあるわけでございます。そうした形の中で前ヶ須の両区長の御意見といたしまして、今のところは前ヶ須地区の区画整理事業ということを進めるのではなくて個別整備事業を進めたらどうかというような御意見をいただいております。また、減歩率についても、地元の理解が得られないのではないかというような状況で終わっております。また、関連する155号線、名古屋第3環状線の南進につきましては、先ほど開発部長が答弁したように、少しまだ先が見えていないというのが現状でございます。そうした中で、さまざまな問題があるわけですが、このようなことをかんがみ、また私どもとしては県の方に要望していくわけですが、地権者、そして私どもと一緒にこの議論を重ねていきたいと思っております。現状としては、前ヶ須地区における区画整理事業はそんなような形で、今後の地元との話し合いをさらに深めていくという状況で進めさせていただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 平島地区とは条件的にかなり差はあると思います。面積的にも少ないし、そして減歩問題も大変少ない、事業費もそれなりに負担が大きい。そこで、私が申し上げたいのは、市が市庁舎の移転も考えながら土地の先行取得等を進めるということも一つの考え方ではなかろうかなと。今、この該当する地区は、道路も狭隘ですし、そしてまた土地を処分したい人もあつたりして住宅がぼつぼつと開発されておりますけれども、住宅開発のときにはかなり道路用地として土地を提供しなければならないというような状況もありますので、もうちょっと真剣に市が中心になって検討されるとかなり進むのではなかろうかなと、私はそういう期待を感じておるのであります。きのう、渡邊議員の質問の中で、来年は大き

な目玉になるようなものはないというような答弁がありましたが、桜小学校の分離、あるいは弥生保育所の建設等について、この３点セットを弥富市の目玉事業としてぜひ早急に取り組んでいただくことを要望したいと思うのであります。

そういう意味で、これから市長を中心として、そしてまた前ヶ須の区長、あるいは地権者を中心として十分ひとつ検討していただいて、県や国にも要望をしていただくように、進めていただくことをまずもってお願いをしておきたいと思います。

続いて、事業仕分け及び補助金・分担金・負担金・交付金等の抜本的な検討について質問をしたいと思います。

民主党政権になって国民の関心が高まったことの一つは、無駄をなくし、国民の目線で事業仕分けを公開で実行していることであります。今議会でも私を含めて４人の議員が取り上げているということは、重要な問題であり、関心の高い問題であるというように認識しております。国のまねをしようというわけではありませんけれども、私が以前から提言してきたように、無駄とぜいたくを厳しく戒め、公正で効率的・効果的な行政運営を真剣に実行する時期を迎えたと言えます。この際、もう一度検討したいと考えるのであります。できるだけ重複を避け、私なりの視点で質問をし、提言をしていきたいと思います。

弥富市にとって重要であり、市民のために必要な事業等を推進することはもちろん大切なことではありますが、まじめに公正に考えれば、もはや機能をなくしたものや時代にそぐわなくなったものもたくさんあり、公正に整合性を検討すれば、かなり多くのものが検討対象として上げられると考えられます。そのためには、以前の充て職で選任された行政改革推進委員会のみに頼ることなく、利害の伴わない第三者の学識経験者も交えた事業検討機関を設けて、事業内容及び予算の活用状況などから、必要度・効果等、費用対効果の整合性を公正に検証し、廃止・削減・減額等を検討し、協議されるように提言したいと考えるのであります。こうした考え方について、服部市長の意向を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 政権交代におきまして、事業仕分けということが大きくクローズアップされておるわけでございます。この問題につきましては、昨日の議員、そしてきょうの議員の中でも数多く御質問としていただいておりますが、そのたび私どもとしては、まず私たち職員が内部的な行政改革、あるいは行政評価をしていかなきゃいかんということを強く思い、行政シートを作成し、プラン・ドゥ・チェック、そしてアクションという行動を来年度からそのシートに基づいて、本当にこの事業は正しいのか、いつまでにできるのか、あるいは事業費はどれぐらいかかるのかというスケジュール的なことであるとか、それに対する進捗状況はどうなのかということを精査しながら、この行政シートを私どもとしては自分たちの行政改革という形の中で取り入れていきたい、そんな思いでございます。

また、外部の方からいろんな御判断をいただくということについては、新しい行政改革の一つの手法であろうということは思っております。先進市町の考え方、あるいは具体的な行動をよく私どもとしても研究させていただきながら弥富市としても検討してまいりたいという思いでございます。

また、総論的になりますけれども、集中改革プラン等々も私たちが一つ一つ積み上げてきたものでございます。そうした形の中において、このことはやはり大事にしていきたい。過去から守ってきたことを次の時代に生かしていくということは大変重要なことでもあらうというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 基本的には、今の市長の考え方を私は支持するものであります。

ところで、私は私なりに提言をしたいと思うんですが、以前に予算審議の中で私が質問し、提言したものも含めて、事業内容を初め補助金・負担金・分担金・交付金・委託費などの必要性・効果などを公正に検証し、即、来年度の予算編成で実行できるものと、相手もあり一、二年かけて検証し協議・実行するものと仕分けて、廃止や減額など整合性を十分検討・審議していただきたいと思うのであります。

一例を挙げてみますと、今ではもはや実効性に乏しく惰性に流れているものがあるのではないか。例えば、それは以前に私が申し上げました海翔高等学校連絡協議会負担金、これは大きく減額をされて、今2万円となっております。しかし、県立高校である海翔高校にのみの負担金が妥当であるかどうか。金額的には2万円であるけれども、妥当であるかどうか。あるいはまた、関西本線の複線電化促進連盟負担金など期成同盟会や協議会などに、金額は少額であるものが多いわけではありますが、必要性・効果などを検証すると、もはや実効性に乏しく、惰性に流れており、この際、廃止を提言する必要があるものが数多くあるのではないかと考えられます。その他期成同盟会とか協議会に対する負担金については、特に検証の必要性があるものが多くあります。一度こうしたものをきちっと精査して、そして必要性があるかどうか。必要性が疑われるものであれば、弥富市から廃止の提言をするというのも一つの方法ではないかと思っておりますがいかがでしょうか、服部市長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 補助金であるとか負担金ということは、必ず対象者があるわけでございます。私どもが独断でその補助金をカットしたり、負担金を担わないということがあってはならないと思うわけでございます。そうした形の中で、これを廃止するか、あるいは削減という形の中で統合していくかということにつきましては、やはり相手との協議を進めなければならない、そんな思いでございます。しかし、相手との協議が調い次第、そういったものについては見直し・廃止をさせていただこうと思っておるわけでございます。一度精査を

していかなきゃいかん項目でもございます。

また、負担金等においては、法によって縛られている場合がございます。そうしたことに
ついて、法の遵守ということを優先に考えなきゃいかん、そんな思いでございます。また、
関係機関とよく連絡・調整をとりながら経費の削減に努めるという方向で検討してまいりたい
と思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 相手もあることでありますので、即廃止とか、あるいは減額とかとい
うのは難しいと思いますけれども、みんな気持ちの中では思っておってもなかなか言い出せ
ないものがたくさんあると私は思うんです。ですから、そういう点については勇気を持って
提言をしていくことが必要であるということを私は申し上げたいのであります。

それから2番目として、一定の期限を設けて必要性和効果を考えるべきものとして、私が
以前から関心を持っておりましたのは、海部地区環境事務組合八穂センター地元協力費100
万円、海部地区環境事務組合上野センター地元協力費75万円などが顕著にあらわれておるの
であります。公正性と効果の観点で検証すれば、問題があると考えられます。不快施設の建
設については、地元環境整備対策として多額の金額が執行されており、対応は十分されてい
ると思えます。この地元協力費とは迷惑料との意味合いからのものであり、公害を初め
実質迷惑になるような事態があるかどうか検証する必要があると思えます。

また、この地元協力費については、金の使い方、他の施設との比較から考えれば、公平性
の面から検証すると問題があり、おおむね10年ぐらいで終了することも重要ではないかと考
えるのではあります。例えば集落排水等の処理場周辺には、このような地元協力費というの
は出されておりません。環境事務組合から支出されるといえども、構成市町村からの分担金
であり、お互いに言い出せないこともあります。お互いに財政状況が厳しくなっていて
おり、この際、当事者である弥富市が正義をもって地元との調整もし、提言をすることも重要
であると考えます。話し合い、検討をされてはどうかと思いますが、その意思があるかない
かについて服部市長にお尋ねをいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

海部地区環境事務組合は、3市5町1村という形の中での一部事務組合として、地元の方
の御協力をいただき円滑に事業を推進しているところでございます。この時期における地元
協力費として、八穂クリーンセンターで100万円、上野し尿処理センターの協力費として75
万円が事務組合の方から拠出されているわけでございます。組合議会でも佐藤議員にはこの
御発言があるわけでございますが、ごみ処理施設、あるいはし尿処理施設に対する地元協力
費は、廃棄物処理施設等周辺環境対策費の一つであります。これは廃棄物処理施設が、一定

地域に住民に対しては不快施設であり、その施設に伴う環境に対して基本的な事項を定めることによって、廃棄物処理施設の業務の円滑かつ適切な推進を図るとともに、周辺環境の改善及び住民福祉の増進に資するという形の中で、昭和63年11月5日に廃棄物処理施設等周辺環境対策基本要綱が制定をされました。それに基づいて地元に対して拠出をされている協力費でございます。したがって、弥富市における八穂クリーンセンターの建設に伴う周辺環境対策費については、そう簡単に外せるものではございません。この施設の使用に向けた地元の皆さんの多大なる御協力があったからこそ、今日の環境事務組合の八穂クリーンセンターを営業させていただいておるわけでございます。これからも先もいろんなことがあり得るわけでございますから、弥富市が正義をもって提言するということは一切いたしません。住民福祉の増進、そして今後の有効活用にすべきであると強く思うところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤博議員。

○6番（佐藤 博君） 考え方はいろいろあるかと思いますが、しかしこの八穂センターについては建設当時、地元環境整備対策費として60億という多額な金額が執行されておると聞いておるわけであります。しかも、現在毎年100万円という地元協力費がどのような形で活用されているか、これは検証に値するものだとは私思っております。市長の立場としては言い出せないということかもしれませんが、これは公正性を欠くと私は思うのであります。例えば、これは海部地区環境事務組合の方から出ているからいいと。弥富の中で、今それぞれのところの集落排水施設だとか、またいろいろと迷惑なものもあるわけでありますが、そうしたところとも比較検討する必要があると思う。そしてまた一番大事なことは、これは言葉としては協力費ということでありますけれども、内容的には、今私が申し上げましたように、どのような効果に使われておるのか。もし迷惑料という意味合いであるとするならば、迷惑をどのようにかけておるのかということの検証も必要だと思えます。だから私は、地元の方々の協力を得たという感謝の気持ちを永久に続けるという考え方には、いささか問題を感じております。例えば10年なら10年で、そして迷惑をこうむるようなことがあるならばそれは適切な処理をするということで、ある程度期限を切ってやっていくということが非常に大事だと思いますが、その点について再度検討をされる考えはあるかどうか、服部市長に伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に繰り返し御答弁申し上げます。

先ほど私が協力費という形の中でお話をさせていただきましたけれども、少し訂正をさせていただきますけれども、これは平成14年3月27日、地元区長である鍋田区長と八穂クリーンセンターの管理者との協定書がございます。その中では区費という形の中で定めてありま

すので、訂正をさせていただきます。

先ほどでございますけれども、私が答弁させていただきましたように、地元の皆様の地域に対する有効活用、住民福祉という形の中で御利用をいただいているということでございます。また、区費という考え方の中で、地域の活性化に対してさまざまな使い道があるかと思えます。決して無駄に使われているわけではございません。大きな生産性を私は生み出しているのではないかなと思っているわけでございます。今後もこの区費につきましては、私どもとしては、先ほど話をさせていただいたように、地元のためにしっかりと我々としても協力させていただきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これは、市長としての考え方はそういうことであろうかと思えますけれども、区費ということであるならば、この金額が妥当かどうかという点も検討の必要があると思えます。

そのほか、いろいろなところにいろいろなものがあるわけです。大体基準というのはないわけでありますが、おおむねそのときそのときによって決められてきておるわけであります。ですから、私は一度そういうものを総体的に見直してみる必要があると。それから一番大事なことは、協定があるからその施設が存続する限り永久にこういうものを出していくという考え方は今の時代にはそぐわないと、私はそういうように感じております。恐らくここで議論しても服部市長の答弁は変わらないと思いますが、私はそういうことを今後しっかりと踏まえて検討されることが大事な問題だと思っております。年数を切ることです。これは絶対大事な問題だと思っておりますので、十分検討されるように要望しておきます。

続いて、広域行政関係の一部事務組合などの負担金とか分担金というものについても、一度見直しをされることが大事ではないかなあと私は思っております。今までの私の経験の中からいくと、大体こういうものは市長・村長が管理者になったり、あるいは理事長になったり、そういうことで、まあそういういろいろなことは言わずに、決めたものはさっと出してくれよというような形で進んできておるものが多いわけであります。あとの執行の問題については、事務局が中心でやっていっておるわけであります。ですから、そういうチェックがなされないと、割に安易な使い方。これは、国の方では天下りの問題だとかいろいろ言われておりますけれども、それに近いような問題もたくさんあると思うのです。しかもこうした問題については、弥富市なら弥富市は一般会計の予算の中で計上して拠出をしておるんです。弥富市の議会の中でも本当は議論すべきでありますけれども、特に当時の弥富町議会ではこういうことの審議をさせなかった経緯もあるわけでありまして、私は問題を指摘したいと思えます。

市町村が分担金を負担している以上は、市町村議会での審議も重要であり、その市町村議

会での審議の結果を受けて、市町村長や、あるいは組合議員が参考に議会での審議をされるということも大きな問題だと思っております。そういう点で、もう一つ提言をしたいのは、広域行政関係の一部事務組合などの分担金のあり方というものについても、一度よく検討をされる必要があるし、予算を計上される以上は、その市町村議会でも十分議論をされる必要があると私は考えております。これらが今の無駄を省いていく、そして適正な予算を組んでいく、そして有効な執行をしていくという原点になると思っておりますので、その点についても服部市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 一部事務組合の負担金、あるいは分担金に関するもの、あるいは議会、それぞれの一部事務組合における組合議会の問題でございますけれども、こちらにお見えになります議員の皆様も、それぞれの事務組合の中で議員として御出席をいただき、御活躍をいただいているわけでございます。また、市町村議会においてもさまざまなことが審議されていると思っております。そうした形の中で、それぞれの市町村の議会の中でこの一部事務組合のことが取り上げられ議論を重ねられることは、私はあっていいというふうに思っております。しかしながら、事務組合の議会の独立性ということは尊重し、そこで決定されることは決まり事として守っていかねばならないだろうと思っております。

負担金の問題におきましても、それぞれの市町村は財政が大変厳しい状況でございます。今年度もそうでございます。来年度もそうでございますけれども、この負担金、あるいは分担金に対しての考え方は、それぞれの市町村は一つの方向にあると思えます。そうした形の中で、組織の改革であるとか、あるいは議会の構成の改革であるということが叫ばれているわけでございます。海部南部水道におきましても、今までは企業長という役割で1名でございましたが、さらにそのチェック機能を増していこうという形の中で、副企業長制を今取り入れていこうという議論が重ねられているところでございます。そうした形におきまして、本来ある負担金、あるいは分担金ということも基本的にはそれぞれの議論の中に組み込まれることであろうと思っております。いずれにしても大変厳しい時代、無駄遣いがないように、あるいはそういった考え方に方向がきちっと定まるような形で私どもは議論を重ねていきたい、そんな思いでございますので、御協力を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 最終的には、それぞれ組合を構成している組合議会において審議されることが尊重されるべきでありますけれども、拠出の原点は市町村であります。ですから、市町村議会でもそうしたものが適正であるかどうかチェックをして、そして拠出をするというルールは非常に大きな問題だと私は思っております。それがないと、組合議会だけであると、今、申し上げたように、天下りの問題や何かで甘い予算執行が行われていくということ

も十分あるわけであります。ですから、そういう細かい点についても十分配慮をしていく、そういう意味で市町村議会も真剣に議論をしていくことが必要であると私は思っております。

いろいろな角度から今回の事業見直しというのは有効に今行われておると。中には、今までとは違った形であって不公平感があるという人もあるでしょうし、今まであったものがなくなったということで復活を求める人もあるでしょうし、このことをやったことによって無駄がよくわかったということもあるでしょうし、いろいろこれは重要な意味を持っておりますので、大いにこうした事業仕分けをきちっとあらゆる角度から、きょう私が提言したのはほんの一部でありますけれども、もっともっと事業内容についてもきちっと精査をしていただく、そういうようなことを要望して終わります。

- 議長（黒宮喜四美君） 50分ほど経過しております。ここで休憩をとりまして、2時に再開いたします。よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

- 7番（武田正樹君） 7番 武田です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、大きく2点について質問したいと思っております。

まず最初に、防犯灯の維持管理についてお伺いします。

防犯灯は、各地区の申請に基づいて設置されており、犯罪の防止に役立っており、安心・安全なまちづくりにおいて必要不可欠なものとなっております。特に今、12月ごろは昼が短く、午後4時半を過ぎれば薄暗くなっています。子供たちの下校時には大変役立っております。その防犯灯についてお伺いします。

弥富市における防犯灯の設置数は現在幾つあるのでしょうか。蛍光灯、ナトリウム灯、それぞれ幾つあるのでしょうか。平成21年度の新設によってどれだけふえたのでしょうか。平成20年度の防犯灯設置工事請負費は177万50円であります。前年対比332万の減ということでしたが、今年度も減少傾向にあるのでしょうか、お伺いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

- 総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、武田議員の御質問にお答えします。

防犯灯の設置数につきましては、12月1日現在、5,118灯であります。その内訳ですけれども、15灯が70ワットのナトリウム灯でございます。

それから、予算的に減少傾向にあるかという御質問でございますが、減少傾向でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 実際のところ防犯灯設置数というのは、かなり普及してまして減ってきております。その辺について、設置基準について伺います。

設置基準というものがあるそうですが、どのような設置基準でしょうか。また、設置場所についての基準があれば教えてください。

もう1点、ナトリウム灯の申請には設置に対する隣地の承諾書が必要のようですが、なぜ必要なのか、それについてもお伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 防犯灯の設置基準につきましては、平成7年4月1日制定の弥富市防犯灯設置基準に基づいて実施をしておりますのでございます。設置の申請方法につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、区長または区長補助員さんを通じての申請となっております、個人の申請は受け付けておりません。

また、設置場所につきましては、通り抜けができる公道上の中電の電柱としております。ただし、中電が共架している西日本電話株式会社の電柱とか、その他関連会社が所有する柱については、やむを得ない場合に限り設置することができることとなっております。また、電柱のない公道上で必要箇所においては、市が指定しております交換ポールによって設置することとなっております。あと設置灯数の関係でございますけれども、電柱1本につき1灯というふうに限定しております、二つつけることはできませんので。

ナトリウム灯の関係につきましては承諾書の件です。

ワット数が高いということで、農地の部分で、特に豆類に対して被害が出るということも言われておりまして、そのあたりで隣地の方の承諾を得て、そういうことも承知の上でつけてもいいよという場所については設置しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） ナトリウム灯なんですけれども、私も実際自分の田んぼの近くに1本立っています。そして、結局ナトリウム灯がつくと、田んぼの色味がおくれてくるんです。先ほど課長の方からお話がありましたように、農地にある程度影響が出るということで、私も隣地の承諾書が必要だということはわかるんですけれども、ある程度承諾だけじゃなくて、私のところの田んぼについている1ヵ所については、そちらの向きについてちょっと遮光がしてあるんですね、ナトリウム灯について。そういう形のことがやってあるものですから、こういうことも要望として承諾書の一部にあるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地主の方につきましては、そういうことも考慮しまして考えている部分もございます。ただ、防犯灯ですので、第三者が安全に通れるようにということで、基本はあくまでも歩道とかを照らすようにということで考えています。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 次に伺います。

設置経費の負担ですけれども、この設置経費というのはどこが負担するのでしょうか。また、蛍光灯とナトリウム灯の設置経費というのはそれぞれ幾らかかるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 設置の経費の関係につきましては、新しくつける場合と器具を全部取りかえの場合の経費につきましては、全額市が負担いたしております。

値段の関係ですけれども、毎年入札で実施をしております、一時は2万円近くしておったんですが、現在は半額ぐらいの新設の単価となっております。年度によって新設の場合の単価は異なっております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 設置経費というのは、実際のところ防犯灯というのは市民の安全のために敷設していただいているものだと思っておりますので、そういうところである程度市の方で持っていただくのはありがたいことだと思っております。

さらに設置していただいた後なんですけれども、維持管理が必要になってきます。そうすると、維持管理費の負担はどこが持つのでしょうか。また、その維持管理に対する補助金が多分あると思うんですけれども、それはどうなっているのでしょうか。そして、防犯灯というのは電気料金が多分かかると思うんですけれども、月々大体幾らぐらいかかってくるものなのでしょうか。蛍光灯・ナトリウム灯それぞれ幾らかかるのかお知らせください。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 設置後の電気料や維持管理に要する経費につきましては、申請した地区の負担となっております。防犯灯維持管理費補助金につきましては、蛍光灯、20ワットですが、一部十四山地区で30ワットというのが、丸サークラインと言うんですかね、50灯ぐらい残っておりますけれども、それも球切れとか、そういった時点で20ワットに統一していくということでやっております。

補助金の関係につきましては、1灯につき年額3,400円、ナトリウム灯70ワットにつきましては年間1万2,000円の補助を市の方から地区の方にしております。ただし、9月までにここは必要がないということで廃灯になった場合とか、10月以降に新設の場合につきましては、それぞれ2分の1の額の補助ということで、蛍光灯ですと1,700円、ナトリウム灯は6,000円となります。

なお、振り込みの関係は、地区の方に今年度でいきますと来年の3月に振り込みをさせていただきます。

あとは電気料、去年なんかですと石油価格等が高騰しまして、一時期高かったことがあるんですけども、11月現在では1灯当たり191円ということで確認をしております。一月191円ということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 191円ということで、私も中電の方へ電話させていただきました。そして、実際のところ蛍光灯は幾らぐらいかかりますかということで、お客様相談室か何かに電話したんですけどもなかなか聞かせていただけなかったんですけども、その中を無理してお願いしたところ、たしか20ワットから40ワットについては、今、結構高い金額だったんですけど、私が聞かせていただいたのは159円39銭という値段だったんです。そして、ナトリウム灯についてはわからなかったんです、電気代が。ということでしたので、実際これぐらいの値段が月々、例えばつきっ放しで24時間ついていても、それから夜間だけついていても値段は同じということです。そして、防犯灯を見ると、つきっ放しになっている防犯灯を見かけることがあると指摘されました。それで、天気のいい日に日中防犯灯を調べてみますと、アトランダムなんですけれども、132カ所中で34カ所がつきっ放しになっていました。偶然つきっ放しになっていたところばかり調査したかもしれませんが、ある程度の数の防犯灯というのが日中つきっ放しになっていると思われます。これは、多分自動点滅器の故障だと思われるのですが、これが故障した場合の負担はどこが持つのでしょうか。また、交換費用は大体幾らぐらいかかるのでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 点滅器の故障の負担につきましては一部分の故障ということで、先ほど申しましたように、新しくつける場合とか全部取りかえてしまうといった場合は市の負担になりますけれども、一部分の故障ということで地区の負担をお願いしております。

点滅器の値段、ちょっと業者によって違いますので一概には言えないんですが……。

そのもの自身の単価でしたら、ちょっと今は資料的に持っていませんけれども、要は人件費的な部分もございますので、例えばたくさんの箇所を集めて一気に直す場合とか、わざわざ1カ所そこだけ行って直す場合とかいろいろなパターンがございますので、ちょっと幾らかというのは申し上げられません。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 実際のところこの自動点滅器の値段というのは、確かに課長の方からお話がありました。私も一部のところの業者さんで、値段が幾らぐらいかかるんですかとい

う話も聞かせていただいたんですけども、結構幅の広い範囲で、3,000円ぐらいから、高いところで6,500円のところもありますし、各自治会がその値段で頼んで見える。実際のところ幅が広いもんですから、3,000円と6,500円までの幅というのは、頼んだ側の自治会としては負担がちょっと高いかなということも思いました。

それで、この防犯灯というのは、蛍光灯で20ワットの球が大体使用されているんですけども、あるメーカーの資料によりますと、20ワットの球の寿命というのがあるんですけども、大体8,500時間だそうです。8,500時間で、仮に1日に12時間点灯した場合、これだと大体708日で実際のところ球は切れます。そうすると、例えば24時間つきっ放しになっておった状態で大体354日、1年弱で交換しなくてはなりません。先ほどお話がありましたように、実際のところ各自治会が負担することになっているという話です。実際にもしつきっ放しになっておれば、多分蛍光灯の球の交換費用と電気代を大体合わせると、先ほど課長の方からお話がありましたように、3,400円を多分超えると思います。そして、さらにこれに自動点滅器の費用というのかさんでくるということだと、自治会としてもちょっと負担がえらいんじゃないかなあと思っているんですけども、それでお願いなんですけれども、この自動点滅器の交換費用も、さらに市の方で少し助成していただけないかということ。そして、これだけ日中つきっ放しになっているということだと、電気がついているというときは、今問題になっています地球温暖化ガスを発生させています。どうしてもその観点からいっても、できたら必要のないときは消えておった方が多分いいと思うんです。ただ、自治会として、もしそれが地元負担になってくると、これだけの数が日中つきっ放しになっているということになりますと負担はふえてきます。できたらこれを市の方で持っていただくことはできないでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 先ほどの3,400円の20ワットの蛍光灯ですけども、その補助金の内訳としまして、先ほど議員がお調べになって8,500時間と。私どもの試算としましては、蛍光灯は9,000時間ということで750日、2年間ぐらいはもちますよということで、あと点滅器につきましては5年、それから電気料は、先ほど申しましたように大体200円の12月ということで2,400円。地区の協力は当然ございますけれども、そういう部分も含めまして大体3,200円ぐらいという計算で従来から来ております。それで、私ども防犯の担当の部課長会等もございまして、勉強会の中でほかの市とかその辺もいろいろ研究させていただいておるんですが、ほかの市では3分の1とか、2分の1地区に持っていただくとか、そんなようなこともございまして、現在のところ弥富市の設置基準に基づいて当分の間続けていきたいと思っておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

- 7 番（武田正樹君） 最初にお伺いしたように、設置についてはあちこち皆さん地元の方から設置してほしいという要望がだんだん減ってきています。つまり、ある程度設置はされてきていると思うんですよね。その予算については減ってきていると思うんです。そして、今度はあと維持費の方が重点的になってくると思うんですけれども、この維持費について少し負担していただけんかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。例えば先ほどお話ししたように、交換についてですけれども、あまりにも電気屋さんによって値段に開きがありますので平均的なものをとっていただくか入札していただくかということになってくると思うんですけれども、あとはこれについて、先ほど3,200円と。私が実際のところ計算したところとちょっと違うんですけれども、仮に電気球を交換すると、たしかある電気屋さんによると1,500円かかると言われました。そして、先ほど電気代についてはおよそ2,400円になってくると、3,900円で500円の赤字になっちゃうと思うんですけれども、その辺から見るとできたらこれ、たとえ半額でもいいもんですから、これについてちょっと考えていただくことはできないでしょうか。
- 議長（黒宮喜四美君） 総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 先ほど課長が言いましたように、蛍光灯の消耗品という形の年数計算、点滅器においても含んでおるということで、今の額については幅があるということでございますので、仮に今のケースについての補助の増額ということはちょっと考えておりませんので、よろしくお願いします。
- 議長（黒宮喜四美君） 武田議員。
- 7 番（武田正樹君） ありがたい回答を望んだんですが、なかなか難しいそうですけれども、これから先、特に防犯灯というのは、ふだん皆さんは多分何げなく見ていると思うんですけれども、例えば子供さんの通学、特に今は日が短い、先ほどお話ししたように時間的に結構厳しいときがあると思うんですよね。そういう中でこれから先維持していく、特に地元の負担というのがある程度かかっている以上、できるだけこれから先検討していただく課題だと思っておりますので、ぜひとも考えていただきたいと思いますので、それは要望としておきます。

次に移ります。

弥中の整備状況についてお伺いします。

まず、通学路の安全対策ということで、弥中が鎌島地区に移転して以来、周辺道路をいろいろと整備していただきました。朝の通学時間帯における生徒の自転車通学、または徒歩通学においても、さまざまな配慮をいただいておりますが、以前からの要望を含めて、さらなる安全対策についてお伺いします。

まず、弥中東側にある中央幹線と交差する交差点についてお伺いします。

最近、利便性が増した中央幹線を通る車が一段と増加してきています。また、通学路の一部としてあの交差点を通る弥中の生徒も数多くいます。以前から地元区長会からの要望があった歩行者用の信号機の敷設はどうなったのでしょうか、お伺いします。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） それではお答えさせていただきますが、その前に経緯を少し御説明申し上げます。

今回の要望の件につきましては、ことしの6月30日付にて弥富中学校のPTA会長さんと、それから弥富中学校長の連名によりまして市の方に通学路に関するお願いについてという要望書が提出をされました。翌日の7月1日付にて、同じ内容の要望でございますが、大藤学区の区長会長さんと鎌島区長さんの方から連名により、同じような内容で要望書が提出されたということでございます。市としましては、この要望を受けまして、7月13日に市長と私が2人で蟹江警察署の方へ出かけ、この要望書についてきちっとやっていただくように、蟹江警察署長、同交通課長に要望書を提出したというところでございます。

さて、要望書の中に、先ほど武田議員が言われました歩行者用信号機の設置についてという要望もございましたので、この件について回答をさせていただきますが、この信号機の設置につきましては、もう既に愛知県警の本部の方に要望をしているということでございました。本年度につきましては、4基を要望しておりますということであります。この歩行者用の信号機につきましては、一交差点につきまして8基が必要となってまいります。まず、4基を要望しておるということでございましたので、今年度は六條の信号交差点に、今現在、六條の信号交差点につきましては既に4基は設置をされておりますが、今、東西方向にしかついておりませんので、南北方向に4基を設置したいということで、こちらの方が優先順位が上位であるということでございましたので、そこにつきましては今年度設置の予定となっております。そして、その次に今回要望のありました弥富中学校の東の交差点の箇所となっておりますが、これにつきましては来年度以降の予定になっているということでございましたが、できる限り早急に設置していただくよう要請を続けてまいりたいと思っております。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 私もたびたび交差点へお邪魔して、朝の通学時間帯に見せていただきました。割と朝の時間帯というのはそろって皆さんが交差点に入ってみえます。そうすると、歩行者用の信号機がないと、どうしても青の信号機に車と同時に生徒も入ってきます。そして、黄色に変わった段階ですと、途中で生徒は残っています。歩行者用信号機というのは、事前にある程度早目に切りかわります。安全面を考慮して多分やってあると思いますけれども、歩行者用の信号機を最初からあそこの交差点につけておけば本当はよかったと思うんですけれども、なかったということで、ぜひともこれから先、早目につけていただくように要

望をよろしく願いいたします。

そして、次に移ります。

次に、弥中の北側を走る道路について伺います。

この道路というのは、自動車の制限速度が最高速度50キロの道路であります。実際のところ、この道路というのは50キロということと、それから学校に隣接する道路としては制限速度はかなり大きな道路ではないかなあと思われます。この道路というのが、ほとんど弥中の生徒全員がこの道路を通ります。その道路を通っている通学について、ちょっと安全面での配慮が足りないのではないかとということでお伺いしますけれども、何か対策というものはないでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） この問題につきましても要望書を提出したところでございますけれども、弥富中学校の北側の道路、議員がおっしゃるとおり、今、時速50キロメートルというふうに制限がかかっておりますが、これを時速40キロということでございます。これは蟹江警察署の方に聞いたんですが、基本的な考え方というのがございまして、歩車道が分離されている場合は50キロ規制ということでございます。それから、中央分離帯がもしある場合は60キロという考え方で規制をかけているということをお聞きいたしました。したがって、現場所につきましては歩車道を分離してありますので、50キロ規制というふうになっておるとございまして。しかし、市としては、県警の考え方は当然理解ができるというふうに思っておりますが、学校や地元から強い要望もありましたし、また生徒の安全を考えると、ぜひ時速40キロにしてほしいということを強く要望したところでございます。結果につきましてはまだ出ておりませんが、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） この道というのは、弥中の生徒がたくさん通ります。そして、今50キロというのは、学校に面している道路で50キロというのは、確かに、今、課長の方からお話がありましたように、歩道と分離してあれば実際のところ50キロで通れるという話ですけれども、50キロという速度というのはかなりスピードが速くて危険性を伴います。そのために、かわりにそれを40キロにさせていただく間にも事故でもあった場合は非常に危ないことになると思いますので、それを何とか少しでも危険を減らす工夫というのはできないでしょうか。例えば、もう既に行われていると思うんですけど、道路の北側は歩道がある程度拡幅されていると聞いております。そして、ある程度拡幅されていれば、少しでも生徒がそちらで安全に自転車通学・徒歩通学ができると思います。そういう面で、もう少し工夫ができる対策がないでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 制限速度につきましては、公安委員会の方に要望させていただいておるわけですが、北側の市道につきましては、御承知のとおりだと思いますが、昨年度、北側の歩道部分を1メートル拡幅させていただきました。中学校から東側の信号交差点まで、南側の歩道の拡幅も、生徒の安全確保のために、平成22年度に関係地権者の御理解と御協力を得まして整備してまいりたいと考えておりますし、交通安全対策につきましても「通学路徐行」の立て看板を設置し、さらなる啓蒙に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 50キロから40キロに制限が変わるまでの間でも結構ですので、いろんな対策を講じていただけると生徒も安心して通学できるのではないかなあとしますので、よろしく願いいたします。

そして、次に伺います。弥中の駐車場の件についてお伺いしたいと思います。

P T Aの方から、学校の行事のときとかP T Aの会合の際に駐車場が不足しており、不便なので何とかならないかというお尋ねを伺いました。そしてまた、雨のときなんですけれども、雨天時において生徒の送迎の折にも、駐車場が狭くて渋滞を起こすおそれがあると聞いておりますけれども、何か対策はないでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 弥富中学校の駐車場の件でございますが、現在、教職員と来客の方の駐車場が、正門の東側に60台駐車スペースを設けてあります。それから、学校の行事の際の来客者の方用にグラウンドの南側の方に、ちょっと離れておりますが70台、合計130台の駐車スペースを現在確保しておるところでございます。当然行事によっては駐車ができないこともございますので、そういった場合の応急処置といたしまして、体育館の西側のハンドボールのコート、ここに教師用ですが40台ほどでございます。それから正門の南側のプラザ、玄関のちょうど前あたりになるんですけれども、そこに50台ほど駐車していただいて対応しているところでございます。したがって、現時点では保護者の方々にはできる限り自転車や乗り合わせてお出かけいただくようお願いしているところでございます。

雨天時に生徒さんの送迎のために渋滞をするというお話でございますが、基本的には生徒は自転車通学をしていただくというふうに指導してまいりたいと考えております。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 生徒さんの自転車通学、確かに私もそれが基本だと思います。私たちの中学校のときは、車がありませんでしたんですけれども、送ってもらったという人はほとんど見かけなかったもんですから、ただ、今は時代が変わりました。そして、今は特に雨天時と

というのは、どうしても風邪を引きやすいし、インフルエンザもはやっています。そういうことを考えれば、できたらこれからそういうことも考えていただくことも必要かなと思っております。ただ、弥富中学については、それ以外にも運動場が狭いとかいろんな要望もあります。できるだけ今後、駐車場の面と、それから運動場の確保ということもお願いしたいと思うんですけれども、その辺についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 今のところ、グラウンドが狭いとかという要望は、うちの方には直接はいただいておりません。ということでしかちょっと今は申し上げることができませんが。

○議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

○7番（武田正樹君） 実際、今、要望が出ていないという話でしたのであれですけれども、私の方へは開校して間もないころから、ちょっとクラブで危ないというような話も伺っていました。そして、これから先、ある程度新しい中学校ですので、できるだけ生徒に安心していろんな学校行事、それからクラブ活動もやっていただいて、そして安心して学校に通学していただく。そして、駐車場の面というのは生徒にはあまり縁がないかもしれませんが、これから先、随時必要になってくると思いますので、要望としてぜひともこれから考案していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。公明党の堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。身近な話題を、質問は大きく2点でございます。

一つ目に、新型インフルエンザについてでございますが、新型インフルエンザの流行がメキシコで確認をされてから半年が過ぎ、全国での推計患者数が1,200万人を超えるなど、10月以降、急速に感染が拡大をしております。冬本番が深まる中、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要であります。毎週のインフルエンザ患者の定点医療機関報告から試算をした第48週目、11月23日から29日の推計患者数は19万801名で、定点外の患者数を含むと189万人と3週連続で増加をしており、検出されたウイルスは大半が新型でありました。また、これまでは5歳から14歳が6割以上を占めておりましたが、徐々に減少し始めております。5歳から14歳は3割以上が既に医療機関を受診していると思われ、小・中学生の流行が頭打ちになり、前後の世代に移った可能性があるとも指摘をされております。また、季節性インフルエンザは、毎年1月から2月ごろにピークを迎え、1施設当たりの最多患者報告数は、過去5シーズンで10代が1回、30代が3回、50代が1回でありました。今回の新型は例年よ

り2ヵ月以上も早く30を突破しており、厚労省は、これから冬本番を迎えるので、いつがピークになるか予測できないとしております。

こうした中で、国内でワクチンの接種が10月19日から始まりました。重症化を防ぐ効果が期待されている反面、発症防止には限界があるが重症化は防げるとし、重い副作用もわずかながら起こるとされています。専門家からは、新型インフルエンザの毒性はほぼ季節性並みで、通常は数日休養すれば回復すると見ております。ただし、大半の人に免疫がないため感染力が強い上、妊婦や持病のある人は症状が重くなりやすく、健康な若年者でも肺炎などを併発し、重症化するリスクがあると見られております。

弥富市内におきましても、基礎疾患のある60代の男性が新型インフルエンザに感染し、つい先日、お亡くなりになりました。この場をおかりして、心より御冥福をお祈りいたします。

本年9月に発表されました弥富市新型インフルエンザ対策行動計画で言うところの現在は第3段階、感染拡大期の真ただ中であると認識をしております。

最初の質問でございますが、市内における発症の実態、それによる学級閉鎖など小・中学校での対応に変更はないのか。また、ワクチン接種に係る弥富市の実態と今後の見通しについて伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

○健康推進課長（渡辺安彦君） それでは、堀岡議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、弥富市の発症の実態でございますが、小・中学校・保育所の集団感染についてでございますが、まず6月25日の中学生を始まりとしまして、11月末現在でございますが、小学校、学年閉鎖が1学年、学級閉鎖27学級、全児童数2,679名に対しまして感染者が1,040人、これを率にしますと38.8%となります。続きまして中学校でございますが、学年閉鎖が2学年、学級閉鎖が29学級、全生徒数1,266人に対しまして感染者515名、これを率に直しますと40.6%となります。続きまして保育所におきましては、学級閉鎖1クラス、全園児数が1,134名、うち感染者270人、これも感染率にしますと23.8%となります。この小・中・保育所を合計した数字が、全児童数・園児数合計5,079人でございますが、患者数がトータルしますと1,825人となりまして、率にしますと35.9%となります。

以上が集団感染の状況であります。一般市民の発症状況については掌握できておりませんが、国立感染症研究所が11月27日に、推計患者数は全国で1,000万人を超えたと発表しました。先ほど議員が1,200万人を超えたというようなことを申されましたが、おおむね予測しますと、市内3,500名ぐらいの市民が発症したものと推定をしております。

それから、今後の見通しということでございますが、ワクチン接種に係る弥富市の今後の見通しにつきまして、現在、当市内の16の医療機関でワクチン接種を行っていただいております。

ます。それで、接種対象者及び愛知県の今後の接種予定でございますが、現在接種を開始しております優先対象者としましては、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者のうち1歳から小学校3年に相当する年齢までの者、それから基礎疾患を有する者のうち小学校4年生に相当する年齢以上の者、それから1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者、これが既に接種が始まっております。次に今後の予定でございますが、1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者と、それから小学校4年生から6年生に相当する年齢までの者、これらの方につきましては、12月24日ごろからということで愛知県が予定をしております。続きまして、中学生に相当する年齢の者が1月中旬ごろから、続きまして高校生に相当する年齢の者、1月下旬ごろから、最後の優先接種対象者であります65歳以上の方につきましては、現在検討中というようなことでございます。

以上、市内における対象者につきましては、約1万8,800人を試算しております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ということは、弥富市のホームページにも優先接種の順番といたしますかスケジュールが立てられておりますけど、ほぼスケジュールどおりということでよかったですね。

私も実はインフルエンザについて先日かかってしまいまして、弱毒性とはお聞きしていたんですけれども、苦しい2日間で、ちょうど12月議会の初日の次の日に発熱をいたしました。十分気をつけていきたいなと思います。

また、受験生にとりまして、まさに勝負の冬でございまして、またそれらのお子様を持った御家庭の保護者の方々にとっても感染拡大は大きな心配の種となっております。今、課長の方から御答弁がありましたけれども、そういった受験生を抱えていらっしゃる、また受験生本人に最大の配慮を要望していきたいなと思います。

もう一つの問題として、ワクチンの接種費用が高額であることが上げられます。初流行ということもあり、接種費用は2回接種の場合は季節性の倍近い16,150円もかかり、4人家族で2万4,600円となり、折からの不況の中、2万円を超す出費は現実に本当に厳しいと悲鳴に近い声をたくさん聞いております。今回の新型インフルエンザは、世界的に感染拡大をし、一種の災害ともとれるのではないのでしょうか。備えがなく、負担の大きい初流行のことしただけでも、国が負担軽減を講じるとしている生活保護世帯や住民税の非課税世帯に加え、すべての優先接種対象者に対して接種費用を助成するよう市長に求めたいのですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答えを申し上げます。

先ほど、所管の健康推進課長の方からいろいろと答弁をさせていただきました。思いもかけないと言っては失礼かもしれませんが、新型インフルエンザがこのように大流行するとは思っておりませんでした。弥富市におきまして、先ほど児童数、あるいは生徒数という形の中で、大変多くの方が感染され、苦しい思いをされたわけでございます。現状は少し下火にはなっておりますけれども、まだまだ気が許せないという中で、私ども行政といたしましても、手洗いであるとか、あるいはマスクをしていただきたいという形で、感染予防に対しては徹底をさせていただきたいという形でいろんな手段を通じてやってきたわけでございます。また、小・中学校等、あるいは公共施設におきましては、手洗いの蛇口を改良したりという形の中でやっているわけでございますが、一方、医療費の方も実は大変な伸び率でございます。平成20年と21年の6月から11月まで6ヵ月間で、何と国保としての医療費が1億700万円の増でございます。これがすべて新型インフルエンザにおける医療費とは思っておりませんが、間違いなく新型インフルエンザにおける児童・生徒の通院費・入院費という形の中での加算だろうと思っております。そうした形の中で、大変医療費の方も上がってきているということでございます。今回の12月の定例会の補正の中で、また議員の方に国保に対する補正をお願いしていかなくやいかんという状況でございます。

全員の方に対して接種に対する補助をとということでございますが、先ほど所管の方から、対象人口が1万8,800人という形でございます。これが100%ワクチンの接種をしていただいた場合の試算でございますけれども、約1億かかります。1億円の補助になってしまうわけでございます。これは3,300人ございます生活保護世帯、あるいは市民税非課税世帯という方が入っておりますけれども、いずれにいたしましても莫大な金額でございます。もう一方では、先ほども言いましたように、国民健康保険の医療費が大変な伸びであるということも重々御理解をいただきたいと思いますと思っております。そういった意味におきましては、私どもとしては、先ほどの対象者以外の方につきましても接種助成ということは現状は考えておりません。

また、優先接種の対象者も、先ほど所管の方から話をしたわけでございますが、これも市民の皆様に徹底していきたいということを考えている次第でございます。そうした形の中で、今週、全戸に対して回覧板を回させていただきます。いずれにいたしましても、接種される方におきましては、医療機関等々と御相談をいただきながら接種をいただきたいと思いますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ただいまは市長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

財政が厳しいということも重々承知しておりますし、医療費が前年に比べかなりのかさみ

があるということも折の対応の中で承知をしておりますが、全国の自治体を見ますと、例えば全額でなくても半分であるとか、例えば1,000円であるとか。そういった形の中で、実際にだれが被害者なのか、国民全員になるわけですけれども。医療費といいましても、結局は市民税、または市民の税金から賄われる部分があって、本当は今回ワクチンがもうちょっと早くあれば、それを公費で助成してあげることが医療費を抑える一つの対策にもなったんじゃないかなと考えております。全地方に国が負担でということでしたら市長もいや応なしにできると思いますので、市独自でできないのであれば、市から県、また国に対して要望していただくということをお願いしたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、病気や事故、災害などの緊急時におけます高齢者や障害をお持ちの方など要支援者に対する対応と、救急医療情報キットの御提案について伺いをいたしますが、まず弥富市内にお一人でお住まいの高齢者の方の世帯数、人数、またお一人での行動が困難な障害をお持ちの方と同居の世帯数、わかる範囲で結構でございますので、お聞きしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

高齢者等の世帯数は、毎年、民生委員さんの協力のもと、ひとり暮らしの世帯と高齢者だけの世帯を調査していただいております。それによりますと、ひとり暮らしの高齢者の数は783名であります。また、2人以上の高齢者のみの世帯は1,125世帯であります。次に、障害者1・2級の方は546名、1級が365名、2級が181名でございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 現在、弥富市にはそういった方々のための緊急時のツールとしまして緊急通報システムというのがありますが、現在の利用者数はどうなっているでしょうか、お願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、弥富市緊急通報システム事業実施要綱により実施させていただいております。現在135世帯、男性17名、女性118名の方に御利用いただいております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） これに関連した提案なんですけれども、新聞報道などで取り上げられておりますので御存じの方も多いかとは思いますが、救急医療情報キットについて、若干の事例を含め紹介をさせていただきます。

この救急医療情報キットとは、高齢者や障害者をお持ちの方、健康に不安のある方の安

心・安全のため始められた事業で、プラスチックでできた筒状の容器、具体的には直径約 6 センチ、長さ22センチで A 4 サイズの用紙が丸めて入れられる容器に、かかりつけの病院、緊急の連絡先、持病、お薬手帳といった医療情報のほかに、診察券や保険証のコピー、本人の顔写真などを入れておきます。これを駆けつけた救急隊員が見て、的確な救急処置ができるというものです。どこに保管しておくのかといいますと、ほとんどの御家庭の台所にある冷蔵庫の中であります。また、冷蔵庫の中にキットがあることを知らせるために、冷蔵庫の前面と玄関先に告知のステッカーを張っておきます。

どういふものかといいますと、議長からお許しをいただいたんで、ちょっと見にくいかもしれませんが、筒というのはこういうものですね。今言ったステッカーというのは横に張っています。これは東京の港区のものです。自治体によっては「救急医療情報キット」と言う長いということで、地元の市長さんが別名「命のバトン」と命名されたところもあります。

これにより救急隊員の手間を省き、迅速かつ適切な救急処置が行えます。また、個人情報を自分で管理ができ、情報の更新も随時できるというのも利点の一つであります。課題としては、利用者を初め関係機関に対し、いかに周知を徹底していくかということであります。日本では、先ほども申し上げましたが、東京港区が昨年の 5 月に事業を開始し、本年 9 月 1 日現在での配布数は 3,746 戸で、これは区内の 65 歳以上の高齢者の約 1 割に配布したそうです。区民からの反響も大きく、好評を博しております。港区の取り組みは、もともとアメリカのホーランド市の実践事例を参考にしたもので、少ない経費で行えることもあり、同区の例に倣って救急医療情報キット事業の導入を始める自治体もふえつつあります。先日、海部南部水道企業団で視察に訪れました県防災センターを要する静岡市も取り組んでいる自治体の一つであります。高齢化は弥富市も例外なく進んでおります。災害時に備え、自助・共助・公助に厚みを増す事業であり、弥富市においても、この救急医療情報キット配布事業を行って、市民の安心・安全な暮らしを守っていただきたいと思います。市長の見解としてはいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

実はこの救急医療情報キットということ、もう既に前ヶ須地区のある自治会の方がおやりになっております。住民の皆さんのアイデアというか、知識というか、そういうのを既に発揮していただいております。私も見せていただきました。この人の持病であるとか、あるいは診察券であるとか、あるいは保険証であるとかというものが書いたものをわかりやすいところに置いておくということでございます。こういったことにつきましては、私たちもそういったような方を参考にさせていただきながら前向きに取り組まなきゃいか

んなあというふうに思っておりまして、特にひとり暮らしの世帯に対してはそういったことが安心・安全につながっていくのではないかなあと思っておりますので、今後、大いに検討材料にさせていただきたいと思っています。

○議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 前ヶ須地区でもう始められているということを聞きまして、本当に関心の高さがうかがえます。ぜひ市としても前向きに取り組んでいただきまして、これは別に高齢者・障害者というだけでなく、先ほども申し上げましたけれども、持病を持っていられる、なかなか本人でないとわかり得ないような病気を持っていられる方の救急対応としても役立つものでございますので、ぜひとも取り組んでいただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 再開いたしましてから1時間になります。ここで3時10分まで休憩をとります。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時58分 休憩

午後3時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に山口敏子議員、お願いします。

○3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

1点目は、潮見台市営火葬場の控室の増設をということでございます。

潮見台市営火葬場は、昭和50年ごろ弥富町時代に建設されました。その当時は最新の設備でした。それまでは各地区字ごとに墓地での火葬が行われておりました。その時代を思いますと、町営でこの事業をされましたことは住民として本当にありがたい施設でした。炉は3基、控室は和室が3部屋あり、一部屋は10畳で、ふすまをあければ大きな一つの部屋として使うこともできる部屋でした。しかし、合併に伴い、利用者はふえたと思われます。現在、利用人数は一家族20名ほどとされていると聞いておりますがどうでしょうか、お伺いいたします。お願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、待合室での御利用は、一家族といいますが、一御遺族といいますが、20名でお願いをいたしております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） この控室を利用される御家族の方は、親族の方、友人の方、最後のお別れにだれに行っていたかということで、現実はどうなかにやめていただくかということで頭を悩まされている場合があるということを知りました。親族の方は、友人の方でお別れを希望される方も全員が利用できるようお願いしたいものです。私の経験からも、現在、葬儀の形態が少しずつ変わっている状態でございます。以前は、告別式の前に精進料理の旅立ちのお食事をしました。隣組の方々にお世話をいただいていたので、慌ててその食事を取り、告別式に出たという思いがございます。今はその様子をされる家族は少なく、告別式後に火葬場での控室を利用してみえます。最後のお別れの後、2時間ほどの時間を使い、この控室で故人をしのんで、家族、親族、友人の皆さんが精進のお弁当とお茶を使われていることが多くなったと聞いております。そのため、この控室はこのような使われ方をされております。しかし、和室3部屋であるため、正座ができない方、例えばちょっと足に御不自由ができた方は、とても和室では座ることができません。そのためにお別れに行くことをやめるということを聞きました。実は私もこの経験をした家族の一人でございます。主人が亡くなったときも、息子がちょっと障害を持っておりまして、和室で座ることはできません。父が亡くなったときは、主人が体が不自由のために家に残しておいた、そういう経験はございます。

弥富市都市計画マスタープランということで記されておりますユニバーサルデザインを取り入れて、段差をなくし、畳の部屋じゃなくて、いすとテーブルの控室の増設をされたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

○民生部次長兼環境課長（久野一美君） 体の御不自由な方の火葬場の御利用ということの御質問でございます。

その前に、先ほどの山口議員のお話の中で、最後のお別れについて人選をしなければならないというようなお話でございましたんですが、実は少し経緯を申し述べさせていただきますと、弥富市の火葬場は、平成になってから大体年間230人ぐらいで推移をしておったわけでございます。しかしながら、平成12年度の途中から旧十四山村の方にも御利用いただくことになり、平成14年度から大体年間280から300人程度の扱い件数で推移をしておるところでございます。御質問いただいた件については、要は火葬に係る問題ではなく、火葬が終わるまで火葬場にとどまる方が多くなってきたということが一つの問題であります。これは、周辺の市町村の火葬場でもやはり同様の問題が起きておりまして、いずれの市町村でも待合室等の利用については、こういった食事の禁止、あるいは待合室の人数制限を設けているということでございます。弥富市でも現在御利用いただく場合、よくお尋ねがあるわけござい

ますが、最後のお別れをする火葬室への入場制限は当初から現在も一切しておりません。これはすべて入っていただける。ただ、待合室を20人でお願いしておるわけでございます。これは、先ほど議員からも言われましたとおり、従来ですと、ひつぎが炉に入れられた後、火葬が始まります。特に南部地域の方は、一たん御自宅の方へお帰りになり、昼食後、再度火葬場に来て収骨をされるという形態がほとんどであったわけでございます。ところが現在は、先ほど議員も言われましたように、隣家の賄いで食事をしておったものが、民間の葬儀場を利用の方が多くなり、ほとんどの方が待合室にとどまれ、特に弥富市では、この時間を利用して昼食を済ませたいという方が非常に多くなっております。待合室が10畳で3部屋あるわけでございますが、火葬時間帯が重なることもございますので、どちら様も均等にお使いただけるよう、大変申しわけないですが、一家族様20名をめどとしてお使いくださいというお願いをしておるわけでございます。

それから、体の不自由な方についてでございますが、これは平成12年でございますけれども、一部改装いたしまして、議員も御存じかとは思いますが、車いすのスロープも設置をさせていただきました。それから、少し狭いですが、ロビーにはいすもございます。それから、和室の前にも小さなソファを置いておりますので、そちらを利用させていただきたい。また、身障者トイレも改装させていただきましたので、少し不自由かもわかりませんが、議員が言われたようにすべてユニバーサルデザインというわけにはいきませんが、そちらの方をお願いしたいわけでございます。

それから、待合室の増設との御要望でございますが、敷地の問題もさることながら、現在の火葬場の管理体制も含めて検討する必要があるかと思えます。御存じだと思いますが、火夫さんと、その奥さんとで火葬のときにはやっていたいておりますので、人数がふえるとそういった管理体制も考えていかないかなのではないかなという考えを持っております。どちらにいたしましても、運営、管理体制、総合的に検討していくべきだなとは思っております。以上です。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 今の環境課長の御答弁ですと、一応増設ということはあり得ないということでしょうか。市長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山口議員にお答えを申し上げます。

潮見台の施設ということに対しまして、私も過日、全体の施設の状況という形の中で潮見台に行きまして、さまざまな現況を確認してきたわけでございます。先ほど山口議員の御質問の中にもございましたように、炉が今3基ございまして、管理をいただいている方とお話をさせていただいて、そのうちの2基が修理をしていかなきゃならないというような状

況にも実はあるわけでございます。そういった形の中で、優先順位はやはりそちらだろうということは思うわけでございます。親戚知人等の最後のお別れの場所でもあるということは重々わかっております。名古屋であろうとか、あるいは政令都市では、非常にそういったことに対する制限もされているところが現状でございます。しかしながら、弥富市なりのあり方があっていいというふうに私も実は思っておるわけでございます。そしてまた、先ほど所管の方の課長が話をしましたように、全体の管理をこれからどうしていくかということについては、指定管理ということも含めて考えていきたいということを実は思っておるわけでございます。少し話が飛びましたが、お部屋に入っていただくのは20名という形で制限させていただいておるわけですが、そのほかにも雨の日もあるでしょうし、風の強い日もあるでしょうから、待合室というような形の中で、新しい手法かもしれませんが、例えば10年のリースというような物件で、プレハブ等で考えていったらどうかなあということ、今は思っている次第でございます。いずれにいたしましても、優先順位をしっかりと見きわめて、炉の修理、そして待合室を考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 一歩前進の御回答をいただきました。ありがとうございます。

行く行くはだれでもが使えるということで、みんな足が悪くなったり正座ができなくなったりすることもございますので、いすで座れるお部屋も一つあってもよろしいんじゃないかと思います。ありがとうございます。

では、2点目の御質問をさせていただきます。

三ツ又池公園をもっと市民参加のできる公園にということで質問させていただきます。

ことは、この三ツ又池公園で健康まつりの会場として、それから11月には中学生の持久走大会の会場として使われ、少しずつではありますが、公園としての機能で使われていると思いますが、今後はどのような計画があるでしょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

○開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

平成21年度の今後の予定といたしましては、弥富市体育協会が計画しております12月20日に歩こう会、年が明けました1月17日にはロードレースが開催される予定でございます。また、愛知県の造園建設業協会によります植樹祭及び贈呈式を予定しております。これにつきましては、平成22年の2月の下旬ごろに植樹祭、3月の上旬に贈呈式ということで計画をしております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

- 3 番（山口敏子君） 現在は残念ながら、市民の大多数の皆さんはこの三ツ又池公園の全容を知らない方が多いと思われます。入り口の駐車場付近で終わりと思っている方がかなり多いと思われます。この広い公園は、木立もまだ少なく幼い木が多いため、木陰ができるまでにはかなりの年月が必要と思われます。季節によっては、特に夏などは、人が集う公園としては休む場所も少なく木陰がないため、とても無理な公園だと思います。まず緑をふやすことが一番ではないでしょうか。

6 月の定例議会のときに佐藤博議員さんが、三ツ又池公園に結婚メモリアル植樹とか、そういうことをされたらどうでしょうかと提言されております。私は、結婚だけでなく、家族のイベント、例えばお子様が誕生した、入学した、卒業した、そういうときの記念に、市民・住民の方々に記念樹を募集されてはどうでしょうか。よろしくお願いします。

- 議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

- 開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、まだ 4 月 29 日に開園したばかりでございまして、木の方につきましても木陰もない状況ではございますが、先般の 11 月 28 日でございますが、芝桜の植樹祭ということで、9 団体の方、およそ 160 名の方に参加していただきまして、植樹祭を開催させていただきました。

あと、記念樹につきましては、今言われますように結婚式等の記念じゃなくて、市民の植樹祭、または誕生日等によります記念植樹祭等のこともほかの地域では使われておるところもございますが、私どもの三ツ又池公園におきましても記念植樹につきましては、対象者、植樹する場所、樹木の大きさ、管理についてよく協議の上、検討していきたいと考えておりますので、それと、あいち森と緑づくり事業もございますので、そういったものにあわせて検討できないかということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

- 3 番（山口敏子君） 御自分が植えた樹木が育っている公園とすれば、季節ごと、節目ごとに、どれくらい大きく成長しただろうか、芽は出ただろうか、枝は伸びただろうかと来て、家族・友人と公園に見に行きたくなる、そして植えた木を手入れしたくなるような公園にしてはどうでしょうか。

実は私自身も美化ボランティアの仲間に入れさせていただいております。これは昨年、企画課の方でしていただきました地域づくりの補助金から創設されたボランティアの中でさせていただいております。友人 5 人とアジサイを公園に植えております。アジサイは挿し木でふやせますので、費用はかかりません。手間だけなんです。仲間が自宅の庭でアジサイを育てております。それから公園に植えさせてもらいました。一応、農政課の課長さんに植えていいという場所を教えていただきまして、通路だけでもアジサイロードにしたいなというこ

とで、仲間が一生懸命挿し木をしております。それで、7月に植えた木が、この暑い夏を乗り切りまして元気に根づきました。10月に挿し木をした木も、小さいですがアジサイの花が冬でしたけど咲いておりました。それで、自分たちが植えた木がこんなに成長するということの喜びは、本当にうれしいことでした。これは一つの例ですが、こんな方法もありますので、公園の緑のボランティアを企画課の方でもう一度また皆さんに募集してみてもどうか、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤邦夫君） 山口議員の御質問に御答弁させていただきます。

昨年度から地域づくり補助金ということで創設をさせていただきまして、先ほど農政課長が述べたとおり9団体ということで、今現在交付させていただいております。また来年度も、まちづくり補助金等で環境美化団体等申請がございましたら、農政課等に情報を提供させていただきまして、またボランティアということで活躍いただければなあと考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 結局、皆さんが集うみんなの公園でございます。本当にみんなが集まって、この公園ができてよかったねというふうな公園に、これは皆さんがつくり上げていく公園だと思います。本当にきょうはこういう公園が皆さんにわかっていただけるということだけでも、これからもアピールをしていきたいと思います。私たちもボランティアを通じて、公園をみんなに歩いてくださいね、奥は広いんですよということでお知らせしておきます。

では、きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1時間半も残していただきまして、ありがとうございました。

事業仕分けの弥富市財政に与える影響についてという題で質問をさせていただきます。

この件につきましては、まだ少し先があると思われます。つまり、閣議決定なり、どれほどの削除がされるのかとか、そういうところがはっきり決まっておられませんので、どうかその点も御配慮をいただきまして御答弁をいただけたならば幸いと存じます。

この件につきましては、国民は皆、初めてテレビで見たわけでございます。今までもあったわけですが、密室でなされておったと。それを見ました国民も、非常に関心を持って毎日の結果を見て、また実況もありましたので見ておりました。そんな中におきまして、研究者などの研究費が削られると、またスポーツ団体におきましては強化費が削られると、そのような事態になりまして、ノーベル賞受賞者を集めまして、またスポーツ団体はメダリストを集

めまして記者会見を開いたと。マスコミも総動員いたしまして、てんやわんやの騒動があったわけですが、都道府県知事はもとより、全国市長会も手を尽くされることと思います。

そして、その中で掲げました1番の、影響があると思ひまして掲げましたが、これは広域農道を指すものと思いますが、廃止ということでございます。また、けさの報道では農水省の方でも、手をつけたものは廃止してもらっては困るという要望を出しておるという報道がなされておりました。弥富市におきましてこの農道整備事業が進行しておるものが現在ありますか、それをまずお教え願います。

○議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

○開発部長（早川 誠君） ただいまの小坂井議員からの御質問でございますが、この農道整備事業に関連して廃止の対象事業があるかということでございますが、弥富市には今、広域農道、これは旧八開村から飛島村まで連結する道路、一部一般県道等と共用もするわけですが、そういった計画の中で進めている事業がございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それはただいま進行中というか、工事の途中ということでございますか。政府方針では一般道と併用してやりなさいということになっておりますので、国からの補助がいただけなくなるということでございます。なるやもしれない。

それから、2番目の港湾整備事業につきましては、渡邊議員さんより御質問がございまして、御答弁もございましたので、これは省かせていただきます。

3番目の義務教育費国庫負担金は見直しとなっておりますが、現在3分の1が国庫の負担金となっておりますが、弥富市といたしますとどれぐらいの金額になるかわかりましたら教えてください。

○議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

○教育部次長（山田英夫君） 義務教育費国庫負担金の影響、金額ということでございますが、義務教育費国庫負担金につきましては、公立の小・中学校の教職員の方の給与費を国と地方、この場合は愛知県でございますが、国と愛知県が負担する制度となっております。これまで国が3分の1を負担してまいりまして、地方が3分の2を負担しておったわけです。弥富市は直接金額を負担するということではございませんでした。報道によりますと、今回の事業仕分けで地方の負担率を見直すということでございますが、まだ明確に方向性は示されておられません。国と地方のあり方を見直すということになっておるようでございます。したがって、本市への影響でございますが、これは国と愛知県との負担比率の問題でございます。金額的には直接の影響はございませんが、間接的には市町村への教職員の配置の定数が減少するおそれがあるというふうを考えております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 弥富市の負担はないということをお聞きしまして、それはそれで3番目は終わります。

4番目の下水道事業、それから農業集落排水事業についてお伺いをいたします。

下水道事業につきましては、ただいま弥富市で行われておるわけですが、もとはといえば、市債を発行して、返すのは地方交付税で8割ぐらい面倒を見ますよということで始まった事業でございますが、現在は下水道事業の方は、ほとんど地元でやるか、あるいは市債を発行してやっておると思います。それから、農業集落排水事業は、私ども十四山の方は4ブロックに分かれまして、西部がことしの春より供用開始になりまして、あと残るは東部ブロックがことしより工事にかかったわけですが、これにつきましては地方に移管ということになっております。といいますと、国からの補助がいただけないということになるわけですが、ただいまもう工事にかかっております。しかし、これもはっきりわかりませんが、もし地方に移管をされた場合には、弥富市の方で面倒を見ていただけたらと思うてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

○下水道課長（橋村正則君） 下水に関する事業仕分けの件でございますが、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、行政刷新会議の事業仕分けで、財源を地方へ移譲した上で地方の判断によって行うとしております。それで、現時点ではまだ財政移譲の方法も決まっておらず、弥富市の財政に与える影響は不透明でございますが、公共下水道事業におきましては国庫の負担割合が50%、また農業集落排水事業につきましては国庫の負担割合50%、県14%となっておりまして、その負担割合を見ましても国庫事業の影響は大きいものとは考えておりますが、今後とも県と十分協議をいたしながら事業を進めていく考えでございますので、お願いします。

なお、下水道事業につきましては、生活インフラや環境対策となる当市の重要施策の一つとして整備を図っておりますので、今後も引き続き事業の進捗を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 少し下水道に関してお話をさせていただきます。

今回の事業仕分けというのは、廃止とか、見直しとか、あるいは削減という形のものがあるわけでございます。私どもでまとめましたら、弥富市に関係するだけでもこれだけあるんですね。各所管の方に渡しまして、それぞれよく精査するようにということで、約80ページにわたってまとめました。今、所管の方でそういった形の中で、しっかりと自分の担当するところについてはよく見なさいということになっておるわけですが、この下

水道については、概算要求予算に対する88%の予算ができております。減額という形の中で御理解をいただきたいと思います。例えば港湾に対しては10%減だとか、そういうことがあるわけですが、下水道事業に対しては88%の減という形の中で、なおかつそれぞれの地方自治に対してしっかりと精査していきなさいということでございますので、我々はしっかりとこの事業を前へ進めていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 現在も下水道事業は弥富市内、また十四山地区で着々と進められておるわけですが、88%の減というのは非常に大きな……。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） すみません、修正の答弁をさせていただきます。

対前年比で88%ということでございますので、昨年対比12%減、額にいたしまして5,200億という金額がついております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） どちらにいたしましても、国の方から回ってまいります補助金、あるいは交付金というのは、先には必ず減ってまいります。そして、地方に負担がかかってくると。今後の弥富市運営には、どうしても欠かせないのが自主財源であると思われます。しかし、地方自治は日々休みはございません。どうか新しい事業を計画されるなり、また新しい財源を確保していただきたいと思う中で、イケアが「I K E A東海出店」という題で11月17日の新聞に載っておりました。弥富市の方でもきっとお店の誘致を働きかけていただいております。2013年に開店をしたいと。そしてその候補は、名古屋市東部が有力候補であると、そのように大きく出ているわけですが、マーケティングを調査しますと弥富市ではいけないという結論に達したかと思っております。まだまだそれが覆されるということがございましたら、ひとつ市長、しっかりやっていただきますように、この新聞でございますので。

それからもう一つ、富士ハウスが去年でしたか、新しい大きな会社でございますが、工場を残して倒産をされました。あと少しで税金が、固定資産税なりいただけるというタイミングで倒産をされたわけですが、その後の管財人には、工場もあるわけですが、敷地もあるわけですので、税金は必ずいただけるように手続はとっていただいておりますか、その点をお聞かせくださいますか。

○議長（黒宮喜四美君） 通告にないそうですが、服部市長。

○市長（服部彰文君） 富士ハウスさんの倒産につきましては、大変残念だというふうに思っております。過日、私どもの弥富市に対して、管財人の方からというか関係者の方から、土

地・建物を買ってくれというお話はございました。とても高額な金額でございますので買うわけにも、およそ約40億というような表示でございました。そういった形の中で、大変厳しい状況の中で後の整理ということも大変だなあと思っております。固定資産税等々の問題につきましては、調査次第また御連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それでは、次に移ります。

福寿会等利用の市有バスについてお伺いをいたします。

私ごとではございますが、去年の11月16日に年輪の集いにお招きをいただきました。そして、ことしの4月より、晴れて福寿会に入れていただけました。途端に地元の方の福寿会の会長を仰せつかりまして、ただいまやらせていただいております。

前任会長より申し送り事項といたしまして、催しは回数多く、金は使うなど。残高が残り少ないと。そんな中にも8月28日に市のバスを出していただきまして、三河温泉の方へ研修に行ってみりました。45名の参加でございました。5人乗れませんでした。それで、地元の方に車を1台出していただきまして、後ろからついてきていただきまして、それはそれで済みました。そして、その1年前、これは私の会長のときではございませんが、46名の参加がございました。車を1台用意しておりましたところ、バスの申し込みの用紙には、記入例の方に「最大41名までです」と書いてございます。そして運転手さんが、いや絶対40人しか乗せないということで、急遽もう1台車を用意していただきまして2台でついていったわけなんです、40人だけど最大41人まで乗せていただけるかどうか、ちょっとそこらのところの確認をしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） 今の質問の趣旨ですけど、そこに定員として41人と書いてあると。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） いや、定員は40人。記入例のところに、切りかえ座席を含め最大41人までですと書いてある。

○議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝義君） ちょっとその辺に関しては、私この場でお答えできないものから、調べて後ほどお答えさせていただきます。すみません。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） それに関しましてお願いというか、質問をさせていただきます。

今月7日に福寿会の会合がありまして、坂下会長さんが、やはり5,000人を超す弥富市では最大の団体であると、また元気も一番であるというお話でございました。そんな中に、ほ

かにも文化団体、あるいはスポーツ団体、ボランティア団体、趣味のクラブ、皆さんの声は、2台あるのだから、できることならば2台貸していただければいいんじゃないかと。また、会長さんのお言葉だと、福寿会のように大きい、第1、第2、第3まであるようなところがあると。だけど、分けてあるだけで同じ集落であつたら一緒に行きたいなということで、弥富のバスを1台借りて、もう1台どこかからバスをチャーターして、そして2台で行くと、そういう手当てをしてみえるということをお聞きいたしまして、会長さんも、何とかいい方法がないだろうかというお話でございましたので、市長にそこら辺のところを何とかならないか、ひとつ御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、小坂井議員御指摘のように、私ども市のバスを2台保有しているわけでございます。平成20年度においては、年間180日ぐらいがバスの利用をしていただいているわけでございます。そうした形の中で、非常に頻度が高くなってまいりまして、例えば福寿会等で1日で2台御使用いただくというような状況になりますと、私どもは公務としてそれが使えなくなるという形があるわけでございます。そうした形の中で、それぞれの福寿会の単位単位におきましていろいろと御都合をつけていただいて御利用いただいておりますけれども、この問題につきましては、かねてから大変御要望が高いわけでございます。もう一つは、遠くまで行きたいから距離制限ということに対して緩和をなさいたいということもあるわけでございますけれども、そういったようなことがございまして、多くの方がお出かけをいただいて、元気で明るく、そして健康的に過ごしていただくということは大変結構なことであるし、私たちも望むところでございます。今後、そういう形の中でそれぞれの福寿会の単位単位でお使いになるとときには、バス会社に支払った費用等々を換算しながら、我々としては少し補助をさせていただけんかなあというようなことを考えておるところでございます。そうした形の中で、福寿会の皆さんが御活躍していただけるということを我々としても望んでいきたいということでございます。補助金の制度を少し考えていきたいということでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 福寿会の地元会長としては大変ありがたいお言葉でありましたが、それは福寿会に限ったことでしょうか、ほかの団体でもというおつもりでございましょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、私は、さまざまな団体の方とお話をさせていただきまして、皆さんの年間のいろいろな活動等について意見交換をさせていただいております。子ども会であるとか、あるいは女性の会であるとか、文化協会の会であるとかという形の中で、個々に協議をさせていただいております。そうした形の中で、行政として応援できると

ころということに対して、これから精査をしながら、皆様の活躍が一層活発にしていけるような形で、さまざまな団体についていろんなことを考えていきたいということはございます。福寿会だけではございません。

○議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 大変ありがたい御答弁でございました。

福寿会の会長もやらせていただいておりますが、ボランティア団体の会計なり、あるいはほかのいろんな団体にも属しておりますので、みんな大変喜んでくれると思います。

御答弁ありがとうございました。終わります。

○議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時55分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子



平成21年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 15番 | 三 浦 義 美 |
| 16番 | 中 山 金 一 | 17番 | 黒 宮 喜四美 |
| 18番 | 大 原 功   |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 伊 藤 正 信

3. 会議録署名議員

4 番 小坂井 実                      5 番 佐 藤 高 清

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                          |         |                            |           |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                      | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                    | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 早 川 誠     |
| 十 四 山 支 所 長              | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長   | 村 上 勝 美   |
| 総 務 部 次 長<br>兼 税 務 課 長   | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長<br>兼 防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治   |
| 民 生 部 次 長<br>兼 環 境 課 長   | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長<br>兼 保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆     |
| 開 発 部 次 長<br>兼 農 政 課 長   | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長<br>兼 土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   |
| 教 育 部 次 長                | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長<br>兼 社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 勝 義   |
| 人 事 秘 書 課 長              | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長                | 伊 藤 邦 夫   |
| 収 納 課 長                  | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代   |

|                |      |                   |      |
|----------------|------|-------------------|------|
| 介護高齢課長         | 松川保博 | 児童課長              | 鯖戸善弘 |
| 総合福祉センター<br>所長 | 伊藤薫  | 十四山総合福祉<br>センター所長 | 佐野隆  |
| 都市計画課長         | 竹川彰  | 商工労政課長            | 服部保巳 |
| 下水道課長          | 橋村正則 | 教育課長              | 服部忠昭 |
| 図書館長           | 伊藤秀泰 |                   |      |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠  | 書記 | 横山和久 |
| 書記     | 岩田繁樹 |    |      |

6．議事日程

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第2  | 議案第67号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                 |
| 日程第3  | 議案第68号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第4  | 議案第69号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について                       |
| 日程第5  | 議案第70号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について               |
| 日程第6  | 議案第71号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について            |
| 日程第7  | 議案第72号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について               |
| 日程第8  | 議案第73号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について            |
| 日程第9  | 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第75号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について                |
| 日程第11 | 議案第76号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）                    |
| 日程第12 | 議案第77号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）              |
| 日程第13 | 議案第78号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 日程第14 | 議案第79号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第15 | 議案第80号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）             |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。早朝から大変御苦労さまでございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、小坂井実議員と佐藤高清議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第67号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第3 議案第68号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第4 議案第69号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について

日程第5 議案第70号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第6 議案第71号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第7 議案第72号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第8 議案第73号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第9 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第10 議案第75号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

日程第11 議案第76号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第12 議案第77号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第78号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第79号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第80号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第2、議案第67号から日程第15、議案第80号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

質疑の通告が出ておりますので、これを許します。

三宮十五郎議員。

○ 12番（三宮十五郎君） おはようございます。

私は、補正予算の中で、給与の一部削減の関係もございまして、さきに条例案につきましては、臨時議会でとても賛成できないということで反対をさせていただきましたが、補正予算につきましては、その他の案件もございますので、総合的な日本共産党議員団のこの議案に対する態度を決める上でも、市長のお考えや今後の努力の方向等をお伺いした上で、最終的にどうするかを決めたいということもございまして、補正予算のうちの給与に関する部分を中心にお尋ねをいたします。

今、かつてない深刻な不況と言われており、その中で、日本経済は本来その震源地ではないにもかかわらず、一番大きな影響を受けている。あるいはデフレ、同じような状況のもとでヨーロッパではデフレという状況がないにもかかわらず、日本は全く先の見えない状況に陥っているのではないかという心配がされておりますが、けさもNHKの7時前のラジオのニュースの解説を聞いておりましたら、一番問題なのは、特に国内消費の需給バランスが大きく崩れている。とりわけ勤労者の収入が減り続けておって、そのことが日本の国内生産を後退させる大きい原因になっているというふうに解説が行われておりました。

この間の、特に昨年秋からのサミットや、いろんな関係の主要国の対応の中でも、この経済後退を解決する最大のかなめは、各国の内需を立て直すことだということが確認をされて、そのための努力がされているにもかかわらず、日本ではこの10年間に大企業の内部留保は2倍を超える428兆円にもなるとか、さらに高度成長期に比べると4倍、5倍というような規模の内部留保の一定期間の蓄積がされるとか、あるいはこの深刻な経済不況が始まった昨年秋から現在に至るまで、基本的に大企業はこの中でも内部留保を積み増しておると。この急増分を、この間大幅に減少した勤労者の収入や今日の雇用対策に充てていけば、労働総研の調査ではあわせて41兆円の税収を得られるほどのものをため込んでいる。もちろん企業が一定の割合で内部留保を持つことは悪いことではありませんが、結局、それをつくり出している大多数を占める勤労国民が、自分の暮らしもままならない、結婚したり、子供を育てたりというようなことができないような状態だとか、中小企業は本当に経営ができないような状態に追い込んだ中で、富がそちらに集中されることが、日本の世界でも最も深刻な経済不況をつくり出した最大の原因だというふうに専門家の間では言われ始めておりますが、相変わらず今行っていることは、そうした本当に国民生活の土台をきちんと支えていくということではないように思います。

特に私もこの間、いろいろ勉強させていただいてびっくりしたんですが、ヨーロッパの場合には、一つは、失業しても雇用保険やそういうものが手厚くされているばかりではなくて、二重、三重のセーフティーネットがあって、少なくとも飢え死にをしなければならないというようなことは全くない。アメリカの場合、私どもは、ある意味では新自由主義の発祥の地

であって、日本よりも貧富の差が激しいのではないかというふうな理解をしておりましたが、最近、ロサンゼルス・タイムズの記者をやっている、今フリージャーナリストの人が出しているのを見ますと、日本の生活保護と近いような制度で、母子家庭だとか、要するに病気やけがで働けないような人たちに対する生活保障制度が、民間なども含めて1,000万人が利用しているという状態だということですね。日本は160万か170万ですから、人口から比べてもけた違いに最低生活保障のネットワークがあったり、あるいはフードチケットといって、食料を買うことのできる食料券ですね。この配布が3,000万人に対して行われているというのは、政府自身の保障は非常に不十分な面もありますが、自治体としてはキリスト教なんかの関係もあって、貧しい人たちに対するいろんな支援をすることに対して税金が減額されたり、NPO組織がきちんとしておったりということで、少なくとも国民が飢え死にをしなくてもいいような状態が保障されている。

ところが、そういう土台が本当になくなっている日本では、昨年の秋から、失業と同時に住むところもない、預貯金もないということで、20代、30代の人でも生活保護を受けなきゃならんような深刻な事態が生まれてきておるということだとか、さらに自殺問題の統計を取り始めて以来、30代の人たちの自殺がふえ続けていると。結局、だんだん今の若い世代になるに従って、自己責任だとか、いろんなことが厳しく言われるようになって、SOSを発することができなくて、結局自分の責任だというふうになって、みずから命を絶つというような深刻な事態も生まれておりますが、こうした中で、先ほどの議会の中で市長は、こういう大変厳しい状況ではあるけれども、皆さんの暮らしに直結する扶助費は減らさないようにしていくという表明をされております。

ところが、その一方で、経費節減ということもあって、これは弥富市だけでなく全国的な流れもあって、勤労者の給料が大幅に減り続けているにもかかわらず、さらに減らしていくというようなやり方については、今期はこうした流れの中でやむを得ないかもしれませんが、やっぱり国民の世論や政治にかかわる者も、きちんとした今日の事態の打開に対する基本的な合意をつくりながら、弱い人たちに、あるいは国民消費の一番基本的な部分を占めるところを削るというようなやり方を改めていく努力をしていただくことが、非常に今大切な状況になっているというふうに思いますが、この辺の市長のお考え、あるいは、さきの議会でも市長自身が、新年度は個人市民税が15%減るというような、こういう状態がどんどんさらに拡大していくことになりますので、そんなに弥富市の職員の皆さんは高い給料だとはいうふうにはとても考えられないわけでありまして、可能な限り今後そういう対応を避けていく努力をしていただきたいと思います。市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

今、三宮議員から昨今の経済下における国民生活の生活実態というようなことで、るるお話があったわけでございます。

一体、一昨年この金融危機から始まる世界的な同時不況ということが、このような大きな影響が日本にもあるということを予測できたでしょうか。本当に厳しい実態であることは、もう皆さんも御承知のとおりでございます。今、国の方におかれましても、来年度の税収は約7兆から8兆円下回るだろうというふうに言われておるわけでございます。そうした形の中で、この来年度の予算編成の上において、税収よりもいわゆる国債の発行額が上回るような予算組みをしていかなきゃいかん、そんな実情ではないかなあというふうに思っております。

私ども弥富市といたしましても、来年の見通しにつきましては、先日来お話をさせていただいているところでございます。特に市民税、この市民税というのは1年後の形の中でカウントされていくものですから、ことしの皆さんの所得がいかに大きく減っているかということが、我々としても、あるいは近隣市町村等々においても、すべてのところで今見受けられるわけでございます。そして、その見込みとしては、私ども弥富市としては来年度の個人市民税は15%ほど落ち込むだろう。そして、その金額は3億5,000万ぐらいに上るということを予測しているわけでございます。そういう経済の実態、あるいは今後こうしたことがしばらく続くのではないかなというような感じさえするわけでございます。そうした形の中で、財源不足ということが起きてくるわけでございます。

私どもとしましては、各議員も御承知のように、今財政調整基金というのはさまざまな基金も含めまして四十数億ございますけれども、純然たる財政調整基金というのは22億、実は持ち合わせているわけでございます。その中の10億というのは、基本的には会計の方で、いろんな形の中でやりくりしていかなきゃいけない支払い等々、あるいは賃金等々という形の中で、支払いに10億ぐらいはいつも見ておるわけでございますが、あとその財政調整基金の中の12億というのはさまざまな形で運用していかなきゃいかん、そんな思いでございます。

しかしながら、この財政調整基金を使ってしまえば、これはなくなってしまうわけでございますので、市債のあり方がどうなるか、あるいは公共事業等々のあり方に対する歳出をどう考えていくかということで、この財政調整基金というものも考え合わせていかなきゃいかんというふうには思っておるわけでございます。そうした形の中で、議員の皆様の御理解もいただきながら、今後予算編成をしていきたい、そんな思いでございます。

国民の皆さんは、この8月30日の選挙で変化を選択されたわけでございます。それに対して、新政権はその期待ということに対しては非常に重い責任があるだろうというふうにも思っています。また、特に内閣の責任も重い。そういう形でこれから国民の生活をどう支えていくかということをしかり方向づけをしていただかなきゃいかん。そして、つい先日、来年度

の初年当初予算の前に、いわゆる経済対策として第2次補正予算が組まれて、7.2兆円が組まれたわけでございます。そうした形の中でも、役所のうちの6,000億というのは雇用政策に充てていくということをおっしゃっているわけでございます。

そうした形の中で、今まで続けてきた、特に雇用調整助成金というのが中小企業等々で利用されているわけでございますが、そういった形の中で実際には運用していただけると。これも来年の3月、4月ということじゃなくて、早く運用していただきたいなあと。早く実施していただかないと、この年末年始という大変厳しい状況の中で、本当に多くの中小企業さんは大丈夫かということがあるわけでございますので、政府の決断を早くしていただきたい、そんな思いでございます。

また、来年の春、新卒、大卒、あるいは短大卒、高卒の方たちの就職活動というのが大変厳しいという話も実際問題としてあるわけでございます。現在、大卒の方で就職が内定している方は60%強というふうに言われております。また、短大卒の方は約30%ぐらいしか就職がまだお決まりになっていない。高校生に至っては3人に2人が決まっていないというような大変厳しい現状。若い人たちがこれからの日本経済を支えていく、そして一生懸命になって世界に飛び立っていく中において、こんな現状で果たしていいんでしょうか。そんなことを強く思うわけでございます。特に若い人たちの雇用に対しては、政府もしっかりと方向づけをしていただきたい。あるいは、その前段階としての職の訓練というか、技術訓練というか、しっかりとした知識、技術を持って応援もしていただきたいなあとというふうに思うわけでございます。

過日、私どもは議員の皆様、今年度の給与の問題についてお諮りをさせていただきました。私どもとしては、人事院勧告、民間給与との格差に対する是正という一番大きなポイントにおいて、そのお話をさせていただいたわけでございます。給与においては0.24%、そして期末勤勉手当については0.15ヵ月を、この12月の支給のときに削減をさせていただく。あるいは議員の皆様、そして特別職の方も、そのような形の中において削減をさせていただく。また、一般職においては、つい夏の期末勤勉手当についても0.2ヵ月、直近としては下げさせていただいたわけでございます。合計では期末勤勉手当は0.35ヵ月というような状況で下がっております。大変厳しい状況の中で、職員といえども大変なわけでございますけれども、やはりこの不況下に対して、我々としても理解を示していただき、職員の方に御協力をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな状況の中で来年度があとしばらくでスタートするわけでございますが、この厳しさということをしっかりとわきまえながら、さまざまな形に対して我々は予算組みをし、そして市民の皆様の生活を守っていく、あるいは弥富市としての成長過程をみんなでつくっていくということに重きを置いて頑張っていきたいと思ってお

りますので、どうぞよろしく御理解賜りたいところでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今私が市長にお尋ねをしたのは、いずれにいたしましても、私どもとしましては、この給与問題だけを取り出せば、諸般の諸事情を考えても、やはりそれだけを単独の議案として審議をする、あるいは採決をするというふうになりますと、到底現在の、先ほども申し上げましたように、確かに国も地方の財政も表面的には厳しいと言われておりますが、もう一方で、本当に世界でも例のない規模とテンポで大企業を中心にした内部留保はふえ続けて、結局国民の富やそういうものが圧縮され、ごく特定の大企業や大資産家のところに集まって、そのことが日本の経済の循環を大変深刻なものにしているということについて、この遅延災害はどうしても避けられないものではなくて、先ほども質問の中で申し上げましたが、要するに、国際競争力という名前のもとに異常な富の蓄積をしたことが、特に日本の内需の需給バランスを崩して今日の事態を招いている大きな原因だというふうに申し上げて、この事態を打開していく手だてとして、内需をふやしていくということが、国際的にも国内的にも経済の専門家の間で必要だということが認識をされて、一直線ではありませんが、そういう努力が必要だということが国際的にも確認されている中で、残念ですが、日本ではその土台のところが問われないままに結局国民に我慢を強いる、地方自治体に我慢を強いるというやり方をこのまま続けていくことが、日本の経済の活性化にはならないのではないかと。そういう方向で、市長としても、あるいは国民としても努力をしていく必要があるというふうに私どもは考えておりますが、市長自身はこの問題で、例えば職員の給与を引き下げたりすることだけで事態を解決できるというふうにはとてもお考えにはなっておられないと思うんですが、そういう国民世論をつくっていく、将来に向けて特にこの国内経済を活性化させていく努力をしていく必要があるということについて、市長自身がどうお考えになっておるかということを私はお尋ねしたわけでございまして、私の質問に対して大変深刻な事態であるということは説明をされましたが、市長自身が今の経済危機を打開していく上で、そういう国内需給のバランスが崩れていることが、日本経済が特に落ち込んでいる大きな原因だというふうにはお考えになっておられないようなお答えだったように思いますが、その辺についてはいかががお考えか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

三宮議員の方から言われれば、大企業がさまざまな形で優遇がされているのではないかなというようなことをおっしゃるわけでございますけれども、今、日本の企業はすべてがそうだと思いますけれども、大変なこの不況下において、どうしたら次の政策、あるいは企業を存続、発展させていくことができるかということに対して模索をしてみえると思います。

そうした形の中で、今、日本の新総理も新しい経済の成長路線をどうしていったらいいかということを模索している段階ではないかなあというふうに思います。確かに、個人的な意見という前提をさせていただきますけれども、今の内閣において、成長戦略ということに対しては少し影を潜めているのではないかなあというようなことも言われておるわけでございます。しかし、これからの中小企業対策、あるいは景気対策という形の中で、我々はしっかりとその成り行きを見ていかなきゃいかんというふうに思っております。決して大企業に対して優遇的なことをやっているということではないと思います。しかし一方では、例えば公約でもございましたけれども、中小企業における法人税の税率の問題等々があるわけでございます。これはどうも先送りされるというような状況もあります。18%から11%にするという形の中において、先送りされるということでございます。もう少しこの辺のところをしっかりと、雇用調整も含めたところで中小企業をバックアップしていただけるといいかなあというふうに思っております。

内需のバランスでございますけれども、そういうような状況の中で、今デフレ、あるいは円高という形の中では、海外からのある意味では非貿易的な、商材という形ではない生活雑貨品ということを中心としたものが非常に日本へ入ってきているわけでございます。その実態というのが、大変安い商品、それがある意味では円高ということも引き起こしている状況もあるかと思います。この辺のことも、政府の大きなかじ取りの中でやっていかなきゃいかん、さまざまな問題があるわけでございます。そうした形の中で、日本の企業がそれぞれ元気をつけるということに対して、内需の拡大ということも言えると思います。

よく以前から、景気対策というのは二つの側面があると。一つは民間企業における設備投資、あるいは公における必要な公共事業をしっかりとやっていくという形に対する活性化、そしてもう一つは消費の拡大であろうというふうに思っております。

今、日本のGDPは70%が消費財に頼っている。いわゆる第3次産業のサービスレベルにおける需要の拡大というのがあるわけでございます。先ほどからも繰り返し話をさせていただいておるわけでございますけれども、所得が伸びない、あるいは経済の循環がうまくいかない中で、どうしてもデフレ的な商材、いわゆる物価の値下がりというようなものに対して需要が喚起されてしまうというところでございますので、構造的にインフレ的な形で持っていくという施策が必要ではないかなあというふうに思っております。そうした形の中での内需のバランスが崩れているということを、私としては理解をしているつもりでございます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 市長、今、結局設備投資と消費が成長戦略のかなめだというふうにおっしゃられましたが、私も先ほどから何遍も申し上げておりますように、この10年の間

に2倍を超えて428兆円という規模の内部留保を大企業を中心にため込む。そのため込みの割合も、高度成長当時は5%程度であったものが、さきの2007年までの数年間には23%を超えるようなため込みがされて、このことが中小企業や、もう一つは非正規雇用が拡大されたことによって、1,000万人を超える人たちがフルタイムで働いても生活保護と変わらないような収入しか得られないと。結婚することも、子供を育てることもできないような若者が急増した状態が、日本の内需をここまで落ち込ませた大きな原因になっておって、成長戦略の非常に大きな柱が、雇用政策だとか、国民生活の土台を安心できるものにするというんですか、ここにやっぱり一番大きな問題があって、さきの政権交代の最大の理由というのは、もっと安心できる国にしてもらいたいと、もっと安心できるまちにってもらいたいという、本当に悲痛な、同時にもうここまで日本の経済や国民の暮らしを危機に追い込んだ人たちに政権を任せられないということで、少なくともどうするかというはっきりした方向を私どもは民主党は示していなかったと思いますし、国民もはっきりとしたそういう理解があって、こうすれば必ずよくなるというものがあるというものがあって民主党を選んだのではないということは、皆さんもよく御承知のとおりだと思います。

しかし、本当に働けば少なくとも結婚ができる、子供を育てることができるというような条件をきちんと満たしていくような雇用体制をつくっていくことこそが、日本の成長戦略のかなめであって、この問題を解決して、例えば先ほど市長は雇用対策というふうにおっしゃられましたが、失業保険を掛金でため込んでいるお金だけでも4兆円以上今持っていますよね。しかも失業者の77%は、この失業給付を受けることができないというような、それで結局、後始末を生活保護だとかいろんな形で地方がしなきゃならんというような状態をつくり出した中での成長戦略ということではなくて、国民の暮らしの土台をきちっと安心できるものにしていくという、ここでしっかり腰を据えてやっていただくということだと思いますし、どんどんこういう形で給与を切り下げていくやり方をとれば、ますます需給バランスを崩していくことになるのではないかと。だからといって、今市長がおっしゃられたように、直面するいろんな諸事情から、一時的にさまざまなそういう対応をせざるを得んということもあると思いますが、このやり方を続けていくと、ますますデフレを大きくしていくわけがありますので、そうではない方向への国民的合意をつくっていく。本当に国民が安心で暮らせる、日本の国の資力がなければともかく、今言ったように、この間に国民が負担をした消費税は、今年度末まで含めて二百十数兆円という規模の消費税を負担しておりますが、もう一方で同じ時期に、さまざまな優遇制度によって法人税の軽減が、特に大法人を中心にして170兆円近く行われているというような事態、ここには一切手をつけずに、さらに今度の民主党の対応でも扶養控除だとかそういうものを削減する。市民税についてもやらないと言っておるのに、地方税についてもやるという方向で、ますます課税最低額を引き下げるとい

ようなことが今議論をされておりますが、そうじゃない、国民の暮らしを温めるという、市長自身も今おっしゃられましたこの経済活性化の柱の一つを大切にすることについては、私は今ここの分の給与の切り下げをやめるかやめんかいという議論をここでしとるんじゃないくて、そういうはっきりとした国や地方や国民的合意をつくっていくことが、私は日本経済を活性させる柱だというふうに考えておるんです。

したがって、そういう努力を市長としてはしていく必要があるかどうかということで、私の質問にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員のおっしゃる428兆円という大企業における内部留保というお話でございますが、私もこの数字そのものにつきましては詳しく分析をするところではないわけでございますけれども、いわゆる大企業を中心として、これは中小企業ももちろんでございますけれども、大企業といえども製造ラインはとまっている、そういったような設備的な遊休資産、そしてあとはファイナンス的なものであろうというふうに思っております。

そうした形の中で、この遊休施設をいかに活用していくかということが、その企業の活性化につながり、あるいは日本経済そのものの成長という形につながっていくわけでございます。そういったことが、今現状としてはこの428兆円そのものがあるからということではないというふうに思っております。いかに仕事と、あるいは競争力という形の中でもものづくりがされていくかということであらうというふうに思っております。

また、中小企業等におきまして、先ほど言いましたように、今回の第2次の補正予算でさまざまな形で7.2兆円が組まれておるわけでございます。これが早く中小企業等々でさまざまな金融的な問題、あるいは先ほども言いました雇用調整の問題等々が解決されれば、少しは上向いてくるというふうに思うわけでございます。そういった形の中で、いずれにしても、今現在の底打ち感を、あるいは住民一人一人、国民一人一人が持っている閉塞感というものを打破していかなきゃいかんということは三宮議員と同じことでございます。私も同じような形で考えるわけでございます。国民の元気さ、生活に対する安定さということは、一番基盤として必要であることは間違いない事実でございますので、そういう方向も含めて、新政権に対して大いに期待をしていこう、あるいは我々地方行政においても、住民の生活ということを中心にして、どう歳出計画をつくっていくかということは基本的には同じでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、市長の方から国民の生活基盤を安定させるということについては同じように考えているという御答弁でございましたが、一つだけ最後に申し上げておきたいと思います。

例えば、この国民の命と暮らしを守る問題でいいますと、医療の問題がございますが、国民健康保険の20年度の決算で、総額は歳入が38億4,800万で、歳出が37億8,000万でしたが、このうちの高額医療の共同事業というのがほとんど出したお金と入れた金一緒ですから、これはなしにして見ますと、皆さんが負担している税金が収入総額の31.3%、それから、療養給付金だとか前期高齢者の交付金だとかという、要するに社会保険から国民健康保険に入れていただいておりますお金があわせて34.2%、国の負担は21.1%であります。

以前は国の負担が45%近くあったものが、結局、国民健康保険の加入者が全体の何と65%以上を負担する。市も一般財源化ということで、この負担については交付税の算定の対象にするとは言っていますが、実際うちは不交付団体ですので、算定の対象にされずに総額の9%を負担する。ほとんど国民や地方の負担で、国の負担が大きく減らされておって、こういう中でとても払い切れない状態が発生して、平均でも当年度分で92%を割り込むような状態だとか、滞納がどんどんふえ続けていくとか、そういう深刻な事態がつけられております。しかも医療費でいいますと、入院の部屋代だとか食事代が、ホテルコストという名目で保険の対象から外された部分がかかなりあって、3割というのは実際にはそういうのを除いた分の3割ですから、もっと大きい負担がかかる。本当に耐え切れないような負担になっている。

それから先日来、漢方薬のような市販薬は、診療報酬の改定の議論の中で健康保険の対象にしないというふうに言われた。実は、特に漢方系の風邪薬は、弥富でいいますと海南病院で岡本先生がお見えになったところから、非常に効果があるということで使われているような薬なんです。本当に国民生活の実態がわからんような人たちが、簡単にそういう制度の変更をやって、風邪薬なんかは健康保険の対象にしないとかというような形まで今議論をされておりますが、国民の命・安全を守ることということでいうと、本当に今、日本の政治が実際にこたえていない深刻な状態が、私たちの暮らしや市の制度そのものも大きく脅かしているわけがあります。これに対して、ヨーロッパの場合は、医療や教育は基本的に無料か、それに近い状態であったり、あるいは少なくともEU諸国の場合は、生活保障の土台があることもありまして、年金で安心して暮らせるという状態がありますが、日本ではもう私たちの世代の高齢者からそうでありますし、さらに今の40代を過ぎた人たちが非正規の波に洗われておりますので、こういう人たちが高齢期を迎えたら、本当に取り返しのつかないような社会の負担が、多くの国民をさらに苦しめていくというんですか、こういう状態をしっかり見据えて、今も将来も安心して国民が生活ができる。毎年3万人を超える人たちが十数年にわたって自殺し続けている国なんて、世界じゅうの先進国のどこにもないわけありますので、ぜひ今市長がおっしゃった、内需の拡大の柱は国民消費ということと同時に、こういう事態を打開する上で、民主党政権が本当に地方や国民の期待に添って努力していただくように要請し続けていただく、また市民の皆さんと一緒にこうした事態の解決のために努力していただくこ

とを強く求めて、質問を終わらせていただきます。

- 議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案14件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時41分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清



平成21年12月21日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実   |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博   |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏   |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶   | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |       |     |         |
|-----|-------|-----|---------|
| 6 番 | 佐 藤 博 | 7 番 | 武 田 正 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|                          |         |                            |           |
|--------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                      | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                    | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 早 川 誠     |
| 十 四 山 支 所 長              | 横 井 昌 明 | 会 計 管 理 者 長<br>兼 会 計 課 長   | 村 上 勝 美   |
| 総 務 部 次 長 兼<br>税 務 課 長   | 若 山 孝 司 | 総 務 部 次 長 兼<br>防 災 安 全 課 長 | 服 部 正 治   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>環 境 課 長   | 久 野 一 美 | 民 生 部 次 長 兼<br>保 険 年 金 課 長 | 佐 野 隆     |
| 開 発 部 次 長 兼<br>農 政 課 長   | 石 川 敏 彦 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 三 輪 眞 士   |
| 教 育 部 次 長                | 山 田 英 夫 | 教 育 部 次 長 兼<br>社 会 教 育 課 長 | 水 野 進     |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 加 藤 重 幸 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 勝 義   |
| 人 事 秘 書 課 長              | 村 瀬 美 樹 | 企 画 政 策 課 長                | 伊 藤 邦 夫   |
| 収 納 課 長                  | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 健 康 推 進 課 長              | 渡 辺 安 彦 | 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代   |
| 介 護 高 齢 課 長              | 松 川 保 博 | 児 童 課 長                    | 鯖 戸 善 弘   |

|                 |         |                   |         |
|-----------------|---------|-------------------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長 | 伊 藤 薫   | 十四山総合福祉<br>センター所長 | 佐 野 隆   |
| 都市計画課長          | 竹 川 彰   | 商工労政課長            | 服 部 保 巳 |
| 下水道課長           | 橋 村 正 則 | 教 育 課 長           | 服 部 忠 昭 |
| 図 書 館 長         | 伊 藤 秀 泰 |                   |         |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 佐 藤 忠   | 書 記 | 横 山 和 久 |
| 書 記    | 岩 田 繁 樹 |     |         |

6．議事日程

- |       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                       |
| 日程第 2 | 議案第67号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                 |
| 日程第 3 | 議案第68号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第 4 | 議案第69号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について                       |
| 日程第 5 | 議案第70号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について               |
| 日程第 6 | 議案第71号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について            |
| 日程第 7 | 議案第72号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について               |
| 日程第 8 | 議案第73号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について            |
| 日程第 9 | 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第75号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について                |
| 日程第11 | 議案第76号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）                  |
| 日程第12 | 議案第77号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）            |
| 日程第13 | 議案第78号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）          |
| 日程第14 | 議案第79号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）              |
| 日程第15 | 議案第80号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）           |
| 日程第16 | 発議第 7 号 扶養控除廃止・削減に伴う増税の中止を求める意見書の提出について          |
| 日程第17 | 閉会中の継続審査について                                     |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時02分 開議

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第67号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 3 議案第68号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第 4 議案第69号 海部地区広域行政圏協議会の廃止について

日程第 5 議案第70号 弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第 6 議案第71号 弥富市十四山福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更について

日程第 7 議案第72号 弥富市障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第 8 議案第73号 弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定について

日程第 9 議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第10 議案第75号 土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について

日程第11 議案第76号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第12 議案第77号 平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第13 議案第78号 平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第14 議案第79号 平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第15 議案第80号 平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第 2、議案第67号から日程第15、議案第80号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査経過の報告を、まず総務委員長、お願いします。

立松委員長。

- 総務委員長（立松新治君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第67号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてほか 3 件であります。

本委員会は、去る12月17日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し

上げます。

まず、議案第67号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第68号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議案第69号海部地区広域行政圏協議会の廃止について、一括で審査をいたしました。

3件を一括で審査をした結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第76号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会の所管に係る予算について審査をいたしました。

一般会計補正予算（第6号）の主なものは、消防費において、全国瞬時警報システム整備工事410万円の補正、各課の共通である人件費について、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正したもので、当初予算編成時から実際に配属された職員の給与の差額を補正されたものであります。審査の結果、全会一致で原案どおり了承しました。

以上、御報告を申し上げます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に建設経済委員長、お願いします。

中山委員長。

- 建設経済委員長（中山金一君） 建設経済委員会の報告をさせていただきます。

建設経済委員会は、去る12月15日午前10時より、市長、副市長を初め関係部課長、委員全員が出席、委員外より三宮議員、伊藤議員、安井議員出席のもと開催し、建設経済委員会に付託されました議案は、議案第75号土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について、議案第76号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第78号平成21年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第80号平成21年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の4件を審査しました。

この4議案のうち、一般会計補正予算を初めとする3議案での主なものは、一般会計補正予算では各議案共通で職員の給与に関する条例の一部改正による補正等、職員給与の精査と、8款土木費、4項都市計画総務費におきます需用費、印刷製本費12万円及び役務費、郵便料5万2,000円につきましては、当初、合併の5年をめぐりに生産緑地地区指定の予定を1年早め、平成23年度実施のため、市街化農地所有者に対する説明用パンフレットを作成し、及び説明会案内発送の郵送料であり、全員賛成でありました。

議案第75号土地区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更については、地区への説明が細部にわたってされていない点があるという意見のもと、採決は先送りにして、本日1時10分から建設経済委員会を開催し、区画整理事業に伴う字の区域の設定及び変更について、市側から東西平島自治区域の確認経過を受け、全員賛成でありましたので報告をいたします。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に厚生文教委員長、お願いします。

山本委員長。

- 厚生文教委員長（山本芳照君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおり、議案第70号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更についてを初め 8 議案であります。

本委員会は、去る12月16日午前10時より開催をいたしました。その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第70号弥富市福祉授産所の指定管理者の指定の期間の変更についてから、議案第73号弥富市十四山障害者生きがいセンターの指定管理者の指定についてまで 4 議案につきまして、福祉授産所を平成22年 4 月 1 日から障害者生きがいセンターに移行させることに伴い、福祉授産所の指定管理者の期間を、平成18年 7 月 1 日から平成23年 3 月31日までを平成18年 7 月 1 日から平成22年 3 月31日までとし、障害者生きがいセンターの指定管理者の期間を平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までとするものであります。

委員より、来年度の入所予定者数の質問がありました。

以上、4 議案を一括採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

次に、議案第74号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、平成22年 1 月 4 日から、三好町がみよし市として市制施行すること、平成22年 2 月 1 日に小坂井町が豊川市に編入合併することにより、愛知県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条に規定する別表第 2 の議員の選挙区、市町村をみよし市に改め、小坂井町を削るものです。採決の結果、全会一致で原案を了承いたしました。

議案第76号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）の主なものは、愛知県弥富寮が平成21年12月からの通所者の送迎サービスを実施することに伴う通所サービス等利用促進事業補助金115万円、利用者増加などによる身体障害者厚生医療給付費510万円、介護給付費、訓練等給付費2,609万円、障害者医療対策費の医療費分としての障害者医療助成費2,500万円、精神障害者医療助成費930万円、保育所費の補助、保育士等の臨時職員賃金2,700万円、子ども医療助成費2,000万円、子育て応援特別手当廃止に伴う関連経費4,998万円の減額、新弥生保育所等の整備工事請負費1,500万、これに伴う施工監理委託料を含む債務負担行為 7 億 9,300万円、チケット利用者数増による給食サービス事業委託料200万円、後期高齢者福祉医療費給付金1,900万円、療養給付費負担金500万円、生活保護費の医療扶助費1,116万円、小・中学校の要保護・準要保護児童・生徒学用品等補助金及び準要保護児童・生徒給食費補助金427万円、弥富北中学校体育館北面・西面クラック修理・塗装など中学校修繕費工事請負費2,400万円、亀ヶ地多目的広場整備に伴う農地転用負担金84万2,000円などがございます。

また、人件費につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正をするものと、実際に配属した職員に支給する給与等の額の差額を補正するものでございます。

委員より、資産等のお持ちの方の生活保護世帯に準ずる世帯の対策、それから、学校から直接児童館へ行くことについての取り組み、白鳥児童クラブの定員枠の拡大、13年間据え置いてきた保育料を来年度はどうするのか、アクティブ通所者への給食提供ができないかなど質問がありました。

賛成討論をして、職員給与の改善を要望して賛成するとの意見がありました。

次に、議案第77号平成21年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主なものは、一般被保険者高額療養費2,000万円、退職者被保険者等高額療養費500万円、老人保健医療費拠出金1,000万円などでございます。

次に、議案第79号平成21年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、デイサービス事業介護職員処遇改善交付金による臨時職員賃金8万4,000円などであります。

以上3議案をそれぞれ採決の結果、全会一致で原案を了承しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

賛成討論の通告が出ております。これを許可します。

三宮十五郎議員。

○12番（三宮十五郎君） 日本共産党弥富市議会議員団を代表いたしまして、議案第76号及び給与の引き上げに伴う内容を含む補正予算案に対し賛成討論を行わせていただきます。

今回の補正予算案の注目の一つは、一般職員と特別職の期末一時金の削減でございます。11月の臨時議会では、昨年来の大不況の中で行われたどのサミットの会合でも、さきの麻生前総理、新しい鳩山総理も含めまして、内需拡大によります国内需給のギャップの解消が合意されている中で、我が国では勤労者給与が下がり続け、大幅な庶民の税や社会保障費負担のもとで、特別職はともかくとして、一般職給与の引き下げは同意できないと反対いたしました。にもかかわらず、その補正予算案に対し賛成する理由を申し上げます。

市長就任当時は、弥富市のラスパイレス指数は90%を割り込む状態でしたが、まだ確定公表する段階ではないという前提つきでございましたが、ほぼ九十四、五%近くに年度末にはなるのではないかというふうに言われており、さらに改善の努力を続けていきたいとの表明も、この期間の審議の中でございました。新年度予算編成では、可能な限り扶助費を削らない、保育料の引き上げを行わないなど、市民の暮らしを応援する予算編成を目指すことを表明されております。国の責任で、深刻な雇用問題の解決や、国民生活をその土台で支える地方自治体にふさわしい財政支援を求めて尽力されることを強く求めます。

先ほど議会運営委員会で、既に決まっていなければならない新年度予算の地方交付税や国からの交付金等、市財政全体の3割程度を占める財源が全く不透明で、大変御苦労されているという話がございましたが、私も大変新年度予算編成で気になっていることがございますので、ひとつ市長にもお願いをして、賛成討論につけ加えさせていただきたいと思います。

新政権になりまして、国と地方の新年度予算編成をめぐる、政府では県や市町村の陳情は受け付けない、陳情予算要望は民主党の都道府県連を窓口とし、幹事長室に一本化したということが伝えられております。政府と各省庁の地方自治体にかかわる事業は、国会で決める法律、政府で定める政令、種々の各省庁の通達・通知など多岐にわたっており、政権党とはいいいましても、1党の党・県事務所が県及び市町村と国の事務のすべてのすり合わせを取り仕切るなど、全く不可能なことであり、あってはならないというふうに私は考えております。

従来、政権党が、予算編成権を盾に日本医師会や全農などの各種団体を傘下団体のように扱ってきたことに国民がノーの審判を下し、少くない諸団体が国会に議席を持っている各党に意見を聞き、みずからの考えを述べるのが急速に広がっている中で、再び特定政党のくびきにつなぎとめ、選挙に利用するなど、あってはならないことではないでしょうか。

私たちは旧弥富町時代の平成7年の3月議会以来、小・中学校の耐震対策を強く町に求めてまいりましたが、調査して対応したいと言うだけで、長期にわたって放置をされておりました。たまりかねて、平成10年秋に当時の八田弘子参議院議員などの協力をいただきまして、文部省に直接出向いて弥中の改築にかかわる有利な補助制度があることを確認し、町に伝えても、なかなか重い腰を上げることができず、実際に着手に向かったのが平成15年からでございました。

私たちが提案したときに手をつけておれば、今よりはるかに有利な条件で、弥中や桜小の分離校問題は解決しており、交付税措置などによりまして、借金の半分近くは既に返済が終わっていたと考えられます。情報公開制度も進み、政府も地方自治体も国民に対して説明責任が一層強く求められているときに、また市民や国民がそれを待ち望んでいるときに、政府や政権党によってそれを阻害するようなことがないようにしていただきたい。特に市長は、市役所は市民のお役に立つところだというお話をよくされておりましたが、ぜひこうした市民本位の、そしてまた市民のその時々々の要望にこたえて、国の制度や財政運営に習熟した職員を育てられて、ますます市民の皆さんの期待にこたえられる強力なスタッフをつくり上げていただくことを強く要請して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（黒宮喜四美君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第67号から議案第80号までの14件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第80号までの14件は原案どおり可決決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 発議第7号 扶養控除廃止・削減に伴う増税の中止を求める意見書の提出について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第16、発議第7号を議題とします。

議案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 議案はお手元に配付をさせていただいておりますが、扶養控除廃止・削減に伴う増税の中止を求める意見書の提出についてを提案させていただきます。

本件につきましては、扶養控除の廃止等によりまして、新たな増税が大変心配されておりますが、今政府に求められているのは、保育、教育、医療、税などの国民負担を軽減し、安心して住める国づくりを進めることであります。それと相入れない国民への負担増を求める扶養控除廃止・削減による増税を行えないように、政府に対して強く要望するものでございます。議会運営委員全員の方が賛成していただき、私が代表して提出者とさせていただいたものでございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 閉会中の継続審査について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第17、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので、これを許可します。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成21年12月議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12月2日から本日21日までの20日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決承認をいただきましたことに、まずもって御礼申し上げます。

今会議中、議員の皆様方からいただきました御指摘、御意見等を真摯に受けとめさせていただき、今後の行政運営の参考にさせていただきたいと存じます。

さて、社会経済情勢が先行き不透明な中、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化し、本市財政も一段と厳しさを増すことが予想されています。この難局を乗り越え、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、企業の誘致や港湾整備に力を注ぎ、税収のアップと将来の安定した経済基盤の確立に努めているところでございます。まちづくりにつきましては、特に本年は同報無線の施設整備、小・中学校の耐震化事業、南部地域旧十四山地区、旧鍋田地区のケーブルテレビ網の整備、下水道の整備、国道155号線の延伸を初めとする道路ネットワーク整備など、多年の懸案事項でありました基盤整備を進行することができました。

また、子育て支援につきましても、さくら西児童クラブ、東部児童館、東部子育て支援センターの開所や、学校生活適応指導支援室「アクティブ」の開設など、市議会や市民の皆様の方の強い御支援と御協力をいただきながら着実に推進することができましたことを、心より御礼申し上げます。

早いもので、弥富市が誕生して4回目の新春を迎えようとしており、新しい土台が着実に築き上げられるとともに、新市の一体感の強まりを実感しております。今後とも市議会や市民の皆様の方の英知と力を結集し、市政運営に当たってまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

最後に、いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様には切に御自愛の上、御多幸な新春をお迎えになれますよう心からお祈りを申し上げまして、私のあいさつといたします。ありが

とうございました。

○議長（黒宮喜四美君） 年末に際し、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

本年４月、議員各位の温かい御支援と御推挙をいただき、再度議長の要職につかせていただき、本年最後の定例会であります12月議会を無事終えることができました。心よりお礼を申し上げます。

本市の市政は、皆様方の御協力によりまして、年々たゆむことなく前進を続け、本年もまた困難な財政事情のもとにありながら、積極的に市民生活の安定、向上を進めてまいることができましたことは、まことに御同慶にたえないところであります。

議員各位には、市民の代表としてその重責を全うされ、本市の発展と市民の福祉増進のために御尽力を賜りましたことに対しまして、深甚なる敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第でございます。

これから寒さも一段と厳しくなりますので、皆様方にはくれぐれも御自愛いただきまして、無事越年され、御多幸な新年を迎えられますようお祈りを申し上げ、私のごあいさつといたします。ありがとうございました。

これをもって、平成21年第４回弥富市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時31分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹